

平成18年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成18年12月20日（水曜日）

議事日程第1号

平成18年12月20日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第132号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第5 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第6 議案第134号 秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更について
- 第7 議案第135号 能代山本広域市町村圏組規約規の一部変更について
- 第8 議案第136号 能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について
- 第9 議案第137号 平成18年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第138号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第139号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第140号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第141号 平成18年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第142号 平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	助役	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	皆川鉄也
収入役室長	金谷茂	企画財政課長	須藤徳雄
管財課長	木村学	税務課長	佐々木充
産業振興課長	武田武	八森町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	福祉課長	佐藤弘
保健衛生課長	金平嘉孝	農業振興課長	米森昭一
建設課長	辻正英	上下水道課長	高宮建一
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤進
学校教育課長	伊勢均	生涯学習課長	齊藤英市郎
学校給食センター所長	加賀谷敏一	峰浜公民館長	福司和明
子ども園園長	小林康範		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	齊藤なつ子
--------	------	----	-------

午前10時00分開会

○議長（阿部栄悦君）おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年12月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月14日、議長出席のもと全委員が出席し、議会運営委員会を開き、議長からの諮問のあった平成18年12月八峰町議会定例会の議事日程、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から22日までの3日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしておりました日程表及び議事日程表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月22日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、ハタハタ漁の海難事故について申し上げます。

最盛期を迎えております季節ハタハタ漁において、12月13日午前1時40分ころ、本町滝ノ間沖で漁船「第三廣福丸」が網の引き上げ作業中、トラブルに巻き込まれ、身動きのできなくなったところに横波を受けて転覆してしまいました。乗組員10人全員が海に投げ出され、このうち9人は漁船によって救助されましたが、1人は岩場に取り残され、押し寄せる荒波の中心配されたところですが、第1管区海上保安本部のヘリコプターで救助され、全員の無事を確認し安心しているところであります。

今後は、急変する天候に十分警戒するよう呼びかけてまいりたいと存じます。

次に、峰浜庁舎火災によるこれまでの取り組み状況について申し上げます。

去る10月3日発生しました峰浜庁舎火災から約80日を経過しましたが、火災の発生原因については依然として特定されないまま今日に至っておる現状であります。

心配されました戸籍事務や土地台帳、土地公図、健康管理システムの復元は順調に進んでおります。

また、上下水道料金の調定関係では10月及び11月分の2カ月分を合わせて徴収するなど、町民の皆様にはご不便やご迷惑をおかけしていると思っておりますが、その影響を最小限にとどめるよう努力をいたしております。

庁舎焼け跡の撤去処理作業については先般入札が終了し、委託契約を締結したところであり、早期の完成に向け努力してまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。11月24日峰栄館において開催し、各自治会や集落から集約された106項目に及ぶ要望・意見に対し、それぞれ町の考え方や方向づけについて回答し、意見交換したところであります。寄せられましたこれらのご意見や提言を今後の町政運営に反映してまいりたいと存じます。

また、役場庁舎に対する意向についてもご意見をいただいたところであります。

次に、八峰町役場新庁舎建設関係について申し上げます。

役場庁舎内プロジェクトチームの素案に基づき、10月30日の議会臨時会、11月13日・12月12日の議会全員協議会、さらには11月24日の行政協力員会議でもご協議いただきましたが、新庁舎建設に当たっては身の丈に合ったコンパクトな庁舎を想定した建物でありたいと考えております。

新庁舎建設の諸条件を満たす建設場所や規模、今後の土地利用など、これまでのご意見を参照し、建設場所は旧峰浜村と旧八森町の境界付近をエリアとし、これを中心に5カ所ほど候補地を上げましたが、その中から2カ所でボーリング等の地質調査を実施する予定であります。それに要する経費を補正計上させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

次に、平成19年度当初予算編成についてであります。

国は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、新たな挑戦の10年に向けたさらなる改革の取り組みとして、「成長力・競争力強化」「財政健全化」「安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現」という3つの課題を掲げ取り組むこととしており、地方分権改革については、地方分権に向けて関係法令の一括した見直しを行うこととし、国と地方の役割分担の見直し、国の関与、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の見直し、税

源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて一体的に改革するという方針を示しております。

他方、地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係費の自然増があることなどにより、引き続き大幅な財源不足を生じるとともに、減税の補てんや数次の景気対策のための公共工事の追加による地方債の増発などにより借入金残高が急増しており、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、構造的に見て将来の大きな負担となるなど極めて厳しい状況にあり、国・地方を通じる厳しい経済財政事情を背景に、本町においても財政の硬直化が進むなど厳しい財政状況にあります。

このような状況の中で本町の場合、歳入面では景気回復による税の増収は多くを見込めず、国が進める三位一体改革により国庫補助負担金の廃止や縮減、地方交付税及び臨時財政対策債の削減が見込まれるなど、増加要素はほとんど見当たらない状況にあります。

一方、歳出面では、ハタハタ館改修、統合小学校改修工事、防災行政無線整備など大型事業が予定されているほか、少子高齢化社会への対応、新庁舎建設に向けた検討など行政需要はますます増大していくことが必至であります。

このことから、平成19年度八峰町予算編成については、現在策定中の八峰町総合振興計画の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のため、合併による効率性など合併効果を追求するとともに、集中改革プランの着実な推進のもと事務事業の全般的な見直しを実施し、限られた財源を最大限活用して効率的な財政運営を図ることを基本に編成することとしており、予算要求に当たってはマイナス5%シーリングを基本とし、合併効果により削減可能な経費についてはマイナス10%シーリングを目標とするよう指示したところであります。

次に、八峰町総合振興計画の策定であります。本町では、合併に当たり八森町峰浜村合併協議会で策定した新町まちづくり計画をもとに計画的な町政運営に努めておりますが、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、町の基本構想を早期に策定しなければなりません。このことから10月27日、町民代表や各種団体等の代表など20名に委嘱状を交付し、第1回審議会を開催し、総合振興計画基本構想について協議をいただいております。11月20日には第2回審議会を開催し、前期基本計画の協議に入っております。この後3回程度開催することとし、2月下旬の答申案の決定まで集中的に審議していただくことにしております。

いうまでもなく、本計画は町の最上位計画であり、10年間の町政の指針となるものでありますので、計画の内容につきましては、議会の皆様のご意見も反映させるなど英知を結集したものにしたいと考えております。

なお、総合振興計画基本構想案については、3月議会定例会に提案する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、町長と町政を語る会についてであります。11月18日の畑谷自治会を皮切りに、11月20日には八森第1自治会で、12月6日には小手萩自治会でと、これまでに3自治会で開催しておりますが、各会場とも多くの住民にお集まりをいただき、町政へさまざまな提言や要望が出されるなど、有意義な意見交換の場であったと考えております。

今年度はあと9自治会での開催を予定しておりますので、地域の皆様の積極的な参加を期待しております。

なお、町政を語る会については来年度も継続して開催したいと考えておりますので、今年度開催できなかった自治会については、今後、意向を調査の上、開催に向けて協議してまいりたいと考えております。

次に、税務関係について申し上げます。

所得税法や地方税法の改正に伴う内容とその対応についてであります。地方分権を推進する三位一体改革の一環として、国から地方へ税源移譲を行うため、所得税法や地方税法等関連法令の改正が行われ、平成19年1月から実施されます。

この改正では、国税である所得税と地方税である住民税の割合が大幅に見直され、ほとんどの方は所得税が少なくなる反面、住民税が多くなり、両税を合わせた合計税額は基本的に同額となりますが、定率減税の廃止などにより町民の皆様に負担をいただく税額は高くなることとなります。

町としては町民の皆様にご理解いただくため、町内納税貯蓄組合長等を通じ説明会を開催するとともに、町広報誌等で周知の徹底に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても特段のご理解をお願いするものであります。

福祉課関係について申し上げます。

合併後初となる八峰町敬老式を9月16日、八峰町議会議長を初め議員各位、来賓多数のご出席をいただき開催したところであります。

今年の敬老式の対象者数は、初養老者が134名、傘寿127名、米寿53名の合計314名でありました。今後も健康で長生きされるよう願うものであります。

また、12月13日には満100歳を迎えられた方1名に祝い金を贈呈したところであります。峰浜庁舎焼失で贈呈が遅れた方々への記念品は、すべてお届けいたしました。

なお、ことしの敬老式開催後いただきましたご意見を参考に、来年度以降、その内容を見直してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

8月28日、秋田県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設立し、事務局を設置し、幹事会、委員会を開催し、広域連合規約を検討してきたところであります。

先般開催の議会全員協議会でも説明申し上げましたが、規約の概要を申し上げますと、広域連合は秋田県内の全市町村をもって組織されること、議員は首長と議会議員の混合であり、市長6名、町村長6名、市議会議員6名、町村議員6名の24名であります。市町村長の内からは広域連合長1名、副広域連合長が2名となり、県内25市町村から最低1名は、議員等に選出されるようになっております。

また、共通経費（事務費）の割合は、均等割10%、高齢者人口割40%、人口割50%であります。当町の共通経費全体の割合は1.2%となり、概算であります約280万円となる見込みであります。

なお、本議会に秋田県後期高齢者医療広域連合規約について提案しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、能代市山本郡養護老人ホーム組合について申し上げます。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が見直され、病弱者等介護加算が支弁されておりましたが、この10月から廃止され事業収入が大幅に減額となる見込みであります。

また、入所者の中に介護認定者がいた場合、外部の介護事業所から訪問介護等のサービスを受けなければならない状態になったところであります。

入所者の状況を申し上げますと、定員50名のうち要支援者が3名、要介護者が28名で、定員50名の施設で実に62%の方々が介護サービスを必要とするところであり、今後ともこの傾向が続くものと予想されております。このため、養護老人ホーム組合では特定施設型に移行し、入居者生活介護事業所と訪問介護事業所を来年1月から開設することとしており、それに伴う組合規約の一部変更について本議会に提案しておりますので、ご承認くださるようお願い申し上げます。

次に、保健衛生関係について申し上げます。

今年度の重点事業として県と共催で取り組んでおります自殺予防対策の実施状況につい

て申し上げます。

心の相談活動養成講座「ふれあいサポーター養成研修会」は、10月20日で全5回の研修が終了し、53名の参加者に修了証を交付したところであります。

今後も継続して学習会を開催したいという要望を受け、サポーター育成を継続して行うこととしております。

また、11月1日（秋田県命の日）に実施しました「自殺予防フォーラム」には、町内外から約180名の参加があり、住民の自殺予防に対する関心の高さが伺われたところであります。

今後は、地域で支え合う活動を目的とした自殺予防ネットワークを設立し、目的達成のため取り組みを強化してまいります。

次に、大間一般廃棄物埋立処分場の工事状況等について申し上げます。

11月に閉鎖整備工事を発注し、最終覆土、排水溝設備等の整備を進めているところであり、今月下旬には完了予定であります。工事完了後は、県へ処分場の終了届けを提出し、処分場の廃止に向けて平成19年度から2年間のモニタリング調査を行い、廃止の運びとなります。

今年度の生産調整と産地づくり交付金の実績について申し上げます。

ことしの米の作柄は、全国ベースで作況指数96のやや不良、秋田県全体では100の平年並みとなったところです。

食の多様化による米離れ、米の消費減少が依然続いていることから、来年度以降も生産調整は厳しさが増していくものと思います。

さて、18年度の実績とこれに伴う産地づくり交付金が確定しましたので、その概要を報告いたします。

生産調整の結果、数量配分農家1,004人に対し、生産調整達成者は941人で、未達成者は63人となっております。

未達成者の内訳は、生産実施計画書を提出しない非協力者が40人、米を出荷しない飯米農家が23人となっております。

生産調整に協力した農家に助成される産地づくり交付金は、総額で1億2,212万4,000円余りとなり、地域別では峰浜地区が約1億1,907万9,000円、八森地区が約304万4,000円となっております。

なお、助成金の農家への支払いは年内を予定しております。

次に、担い手確保の取組状況について申し上げます。

来年4月からの品目横断的経営安定対策への加入申し込みに向けて、対象となる認定農業者や集落営農組織の確保の取り組みが大詰めを迎えております。

認定農業者については、10月末現在で128人となり、年度当初から37人増加しております。

また、本館集落営農組織については、来年2月に設立総会を開催し、正式に組織が成立する予定となっております。

さらに、峰浜地区の転作大豆の大部分を受託している峰浜アグリサポートが法人化の検討を行っており、現在、県・町・JA等が連携して法人化の支援を行っております。この組織は、転作大豆の作業受託を通して生産調整の着実な推進と農地の遊休化の防止に大きな役割を果たしてきた作業受託組織であります。品目横断に対応した法人化を契機として、さらにその役割を担っていただくよう期待しているところであります。

次に、サル害対策関係について申し上げます。

本町小入川地区電気柵の修繕作業は10月12日に終了し、長年にわたる降雪や除雪の影響によって押しつぶされた支柱や金網を作業員の手作業で300メートルにわたり修繕したところであります。

今年度のサルの檻捕獲と奥山放獣の状況であります。八森地区に7基、峰浜地区に3基、合計10基の檻を設置し、被害の大きい地域を対象に対策を行ってきました。その結果、11月末現在で34頭を捕獲し奥山に放獣しております。

次に、モンキードッグ事業について申し上げます。

この事業は、野生動物の保護・管理を所管する秋田県自然保護課が秋田県ニホンザル保護管理計画に基づき、保護管理施策のモデル事業の1つとして行っているものであります。

事業の内容は、訓練した犬を利用してサルを追い上げ、農林業被害の軽減やサルと人間の棲み分けを目的としております。

今年度は町内の4頭を対象に9月上旬から16回の基礎訓練を行い、10月30日は訓練終了認定式を行い、現在は飼い主と一緒にサルを追い上げる実践的な訓練の最中で、本格的な活動は来春からの予定であります。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

当初は33団体から実施要望がありましたが、その後、断念したり、対象地域の統合などにより現在のところ18団体にまとまりつつあります。18団体全体の参加農業者は約1,000人に達し、これに地域住民が加わる大規模な地域活動となります。

面積規模では、水田で1,200ヘクタール、畑で90ヘクタール、合計1,290ヘクタール程度を想定しております。

次に、農業振興課関係工事の発注状況について申し上げます。

峰浜庁舎の火災焼失により発注手続きが遅れておりましたが、農業施設災害復旧工事3件、災害対策工事1件、おらほの館インターロッキング改修工事の計5件の工事発注を終了し、年度内完成を予定しております。

次に、松くい虫対策について申し上げます。

本年7月に青森県境250メートル手前でマツノザイセンチュウに犯された松が確認され、秋田・青森両県では、これ以上の北上を阻止するため防除帯の設置を計画し、青森県では既に9月から緊急対策で県境以北の松の伐倒薫蒸を進めております。

秋田県においては、県境から2キロメートルの区間を防除帯と位置づけ、区域内の対象木調査を行ってまいりましたが、調査が完了し、松立木3,600立方メートルを伐倒することになりました。この防除帯設置事業につきましては、町が秋田県から委託事業で実施することになり、関連の事業費を補正計上しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、ことしの沿岸ハタハタ漁は11月25日に解禁となり、当町において昨年より2日遅い12月4日に初漁となりましたが、その後、コンスタントな水揚げが続いたほか、大きな価格下落もなく、連日のハタハタ漁に漁業関係者の活気がみなぎっております。

また、はちもり観光市、県漁協北部総括支所、産直「ぶりこ」では、ハタハタ大漁祭りなどのイベントを開催いたしました。盛況であったと聞き及んでおります。

漁業資源の漸減、魚価の低迷、燃料の高騰など漁業経営は厳しい環境下にあります。今後とも漁業関係機関等の連携で資源管理型漁業、つくり育てる漁業を推進し、水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、施設改修に伴うハタハタ館の休業に関しましては、先の議会全員協議会でも説明いたしましたが、当初、既存入浴施設から増築の温泉入浴施設へのリレー方式でハタハタ館を休業せずに運営できると考えておりました。しかし、改修工事の工程表を関係者で精査したところ、3階部分を宿泊施設に改修するためには、少なくとも5カ月の工期を要するとのことで、工期限内に完成するためにハタハタ館の休業が避けられないと判断したところであります。このため、ハタハタ館を閑散期に当たる来年1月15日から3月末日まで全面休業し、工事の円滑な進捗を図るとともに、リニューアル後におけるハタハタ館の運営体制を確立したいと考えております。

工事発注前の精査が不足していたことを深くお詫びいたします。

次に、三十釜にかかる林道橋掛線のもみじ橋についてであります。平成17年度に売却した町有林の搬出で、もみじ橋の欠陥が発覚し、橋梁設計事務所に調査を依頼したところ、2トントラックを超える車両の通行は崩落の恐れがあるとの報告を受け、これまで安全面を重視し車両の通行止めを行っております。また、この橋梁改修にかかる概算事業費は6,000万円程度かかるとの報告もあり、県と補助事業による改修を協議してはりましたが、来年度、事業申請を提出することとし、今年度において橋梁の形状等の検討資料として橋脚に当たる箇所の地質調査を行うことにしております。このため、本定例会に関連の事業費を補正計上しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、能代山本地区広域農道県道昇格期成同盟会要望活動の概要についてであります。11月8日に本同盟会より秋田県庁建設交通部へ要望活動を実施しましたが、広域農道の県道昇格につきましては大変厳しい状況であります。

しかし、琴丘能代道路の能代東ICの開通や平成19年度開通予定の二ツ井IC等により交通事情の変化が予想されます。

今後、道路交通網のネットワークの検討により方向が示されてくるものと予想されますので、本期成同盟会においても関係機関の協力を得て、勉強会を開催し検討していくこととしております。

次に、下水道事業関係について申し上げます。

初めに、特環公共下水道であります。管渠工事本館三工区ほか5件と舗装工事本館・畑谷地区など発注済み工事はすべて完成しております。

9月以降の発注状況であります。マンホールポンプ設置工事を12月11日に発注しております。設置場所は畑谷地区、蝦夷倉地区であります。

八森、沢目両浄化センター増設工事の詳細設計業務は、10月11日にそれぞれ発注しております。

漁業集落排水事業の管渠工事岩館1工区・2工区・3工区・4工区は、岩盤ラインが予想より高いなど工期を延長した工区もありましたが、いずれも完成済みであり、12月11日にはマンホールポンプ設置工事、15日には場内整備工事を発注しております。

当初設計図書等の焼失により変更設計図書の作成が遅れたことから、一部工事、公共・漁集、合わせて5件の完成検査が期限内にできなかったこともあわせてご報告いたします。

簡易水道関係であります。岩館地区配水管布設工事は10月30日に完成し、約240メートル

ルの石綿管が更新されたところであります。

八森地区簡水浄水場機械設備更新工事については、コンサルタントと数回の工程会議を行い、機器の製作承認図の検討を行ったところであります。当工事の主要部分である沈殿池、急速ろ過機逆洗装置などの設備でありますポンプ関係、攪拌装置、電動弁等は現在工場製作中であり、1月中旬ごろから順次現地搬入され、据えつけ工事に入れるものと思っております。

次に、八森地区統合小学校のその後の動向について申し上げます。

9月27日より現観海小学校校舎の耐力度調査を進めてまいりましたが、10月30日にその報告内容がまとまりましたので、11月13日に議会全員協議会を開催し、地質調査の結果とあわせて議員の皆様へ報告いたしております。

コンクリート強度や劣化については問題がなく、建物の耐力度は予想を上回る高い数値となっており、解体するとなれば国への補助金返還が伴うことなどから、大規模改修という新たな選択肢も含めてご報告した次第であります。

12月5日には観海小学校の保護者、先生方を対象に、統合に関するこれまでの経緯や仮に大規模改修になった場合の工事期間中の学童への影響等について説明するとともに、保護者や教師の意見を聞くなどしてまいりました。

今月14日の議会全員協議会では、8日に開催した教育民生常任委員会での内容や現在の観海小学校を統合小学校として大規模改修した場合のたたき台として概算工事費の説明、また、大規模改修による施工事例等説明し、大規模改修につきましては議員の皆様からご理解を得たものと承知しております。

なお、本議会に耐震度調査等の所要額を補正計上しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、水沢小学校プール建設の進捗状況について申し上げます。

10月31日より工事に着手し進めておりますが、悪天候により若干工程の遅れが生じておりますが、12月5日に基礎コンクリートを打設し、年内にプール本体の設置を行う予定としております。

プール本体は、分割され10トントラック3台により搬入するとのこととあります。現場ではドーム状のテントを設置し、接着作業はその中で行うということです。

これから積雪寒冷期間に入りますが、作業の安全には十分配慮するとともに先生や子どもたちへの万全の安全対策を講じながら、工期内完成に向け、現場監理、品質管理を徹底

するよう指導してまいります。

次に、岩子小学校の状況について申し上げます。

岩子小学校は明治10年創立後、来年度創立130周年を迎える歴史と伝統のある学校であります。その間、卒業生にはオリンピック選手を輩出するなど地域の教育文化の拠点として大きな役割を果たすとともに、小さな大学校として地域住民のシンボリック的存在であります。

しかしながら、少子化現象は激しく、現在児童数は12名であり、今後さらに減り続け、平成24年には児童数2名となることが推定されております。来年度は2年生と4年生の飛び複式学級と5年生と6年生の複式学級の2学級編制となり、教師の1名減と養護教諭が無配置となるなど厳しい学校経営が余儀なくされる状況下にあります。

このような深刻な事態を踏まえ教育委員会では去る11月15日に、在校児童保護者を初め、就学予定児童の保護者、PTA関係者、そして地域代表者を対象に岩子小学校の今後のあり方についての教育懇談会を開催したところであります。

在学児童保護者の大多数から水沢小学校との早期統合を望む意見が出され、出席者全体でも少子化が激しい現状では統合やむなしの雰囲気でありましたが、一部の方からは統合は時間をかけて慎重に進めてもらいたいという意見や少子化対策を講じてでも学校を存続してほしいという意見もありました。

これらの意見を参考にしながら教育委員会では、岩子小学校区の108世帯、311名の満18以上の人を対象に、岩子小学校の今後のあり方についてのアンケート調査を実施しており、現在集計中であります。集計ができ次第、教育委員会並びに教育民生常任委員会に報告し、それぞれの考え方を拝聴しながら、町としての考え方を取りまとめ、再度教育懇談会を開催し、関係住民と話し合いの場を設けながら今後の岩子小学校のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、あきた白神体験活動センターのその後の状況について申し上げます。

現在、本体工事は順調に進んでおり、完成は来年3月末、オープンは7月1日を予定しております。

この施設につきましては、これまで県教育委員会が開催する開設準備委員会において、県並びに町と関係機関の実務レベルで体験活動プログラムや活動場所等について協議を重ねてまいりました。

この度、12月県議会に設置条例案が上程され、当該条例案における施設の正式名称は「秋田県自然体験活動センター」になると伺っております。

施設の概要は、宿泊施設がRC2階建て、多目的ホールが鉄骨平屋建てで構造面積合計は2,561平方メートル、宿泊定員は120名であります。施設の特徴としては、バリアフリー対応、全室オーシャンビュー、風呂と食堂は隣接するハタハタ館のものを利用することなどが挙げられます。

管理運営につきましては、県では指定管理者制度を導入することとしており、町が指定管理者となることが望ましいと考えており、県教育委員会にはその旨の意向を伝えておるところであります。

今後のスケジュールにつきましては、県が示す募集要項に沿って、町が指定管理者として主体的かつ効率的な運営ができるよう、人員配置や料金体制について隣接するハタハタ館と密接な連携を図りながら具体的な作業を進めていくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第1回八峰町文化祭について申し上げます。

新町発足して最初の文化祭は作品展示が八森公民館で11月4日から5日まで、峰浜公民館で11月4日から8日まで開催されました。また、学習発表は11月5日、八峰町文化ホールで行われました。

作品出品展示数は八森公民館で717点、峰浜公民館で879点あり、学習発表では、町内の生涯学習サークルを初めとして22団体281名の方々から郷土芸能や学習の成果を発表していただき、盛会裏に終えることができました。

なお、学習発表会にはたくさんの参観者にご来場いただきながら文化ホールに収容し切れなかったり、学習発表団体の控え室の確保の問題など今後の課題も幾つかありました。この反省を次回に十分生かしてまいりたいと思います。

次に、第1回八峰町シーサイドロードレース大会は、10月9日体育の日、八森中浜海岸を中心に行われました。

このイベントは、町民の体力向上を目的に八森地区で24回を数えた体育協会との共催イベントで、コースは2キロメートルと5キロメートルの2コースがあり、町内外から小学生92名、中学生59名、一般8名、親子の部100名の計259名が参加し、参加ランナーは秋晴れのもと心地よい潮風を受けながら思い思いにゴールを目指して完走し、けが人もなく無事終えることができました。

なお、この大会の開催に協力してくださった体育協会、体育指導委員及び関係各位に対し心から御礼を申し上げます。

第1回八峰町民バレーボール大会は、去る11月19日に八森中学校体育館において開催され、熱戦を展開いたしました。

この大会は、八森地区で昭和59年から自治会対抗で行われてきた事業で、今回は八森地区から6チーム、峰浜地区から2チームが参加いたしました。

試合形式は、予選はリーグ戦方式で行い、各リーグ上位2チームが決勝トーナメントに進出し、決勝は、立石自治会チームと小入川自治会チームで争われ、セットカウント2対0で立石自治会チームが初代王者となりました。

来年度はもっと多数のチームが参加し、町民の交流がさらに活発となることを期待しております。

第二回グラウンドゴルフ大会は、八森山村広場を会場に10月12日、39名の参加により開催し、八森地区での開催ということで八森地区から11名の参加者がございました。

コースは全32ホール中18ホールを新たに山村広場にコース設定するとともに、残り18ホールは既設のパターゴルフ専用コースを借用しての開催になり、峰浜地区の参加者は専用のパターゴルフコースでプレーするのは初めてのこともあり、手入れの行き届いたグリーンでのプレーに大変感動しておりました。

ポンポコ山は起伏に富んだコースでおもしろく、山村広場はすばらしいグリーンの良さがあり、来年もこの2つのコースを使用しグラウンドゴルフ大会を開催したいと思います。

次に、峰浜地区文化交流センター峰栄館の屋根改修工事について申し上げます。

工事は軟質FRP工法で実施され、工事期間中は天候にも恵まれたため、工期内の10月25日に完成しております。

また、峰浜庁舎焼失により旧峰浜庁舎にあった3課1局が峰栄館を使用することになったため、それぞれの課への電話機の設置工事や事務室用となる照明器具や変圧器設備など電気設備改修工事も無事完了したところであります。

以上、行政執行の状況並びに懸案事項についてご報告申し上げます。

それでは、本議会定例会に提出いたしております議案の概要についてご説明いたします。

議案第132号、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置については、平成19年2月1日から秋田県内のすべての市町村と高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者の事務を処理するため、規約を定めて、秋田県後期高齢者医療広域連合を設置しようとするものであります。

議案第133号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、消防組織法の一部

を改正する法律が平成18年6月14日公布、施行されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を改める必要があるため議会の議決を求めるものであります。

議案第134号、秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更については、市町村合併に伴い、秋田県市町村会館管理組合を組織する数が減少したことから、同組合の議会議員の定数を見直し、地方自治法の改正により、助役、収入役制度の見直しが行われたための組合規約の変更が生じ、議会の議決を求めるものであります。

議案第135号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更については、同組合が運営する粗大ごみ処理施設に能代市二ツ井町地域から排出される破砕系のごみ処理を受け入れることと、地方自治法の一部改正による能代山本広域市町村圏組合の規約を変更するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第136号、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更については、同組合が共同処理する事務及び同組合の規約変更に関する関係市町との協議について、議会の議決を求めるものであります。

議案第137号、平成18年度八峰町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,630万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億1,954万6,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、生活バス路線等維持費補助金など530万5,000円、庁舎建設用地選定用ボーリング調査業務委託料280万円、松くい虫防除委託料4,498万2,000円、除雪関係経費4,017万1,000円、観海小学校耐震度診断及び大規模改修基本調査委託料670万円公共土木施設災害復旧工事請負費490万などとなっております。

議案第138号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,313万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,818万1,000円とするものであります。

主な内容は、一般被保険者に係る療養給付費負担金1,900万円の追加と出産育児一時金70万円、葬祭費70万円の追加などとなっております。

議案第139号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,446万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億6,936万3,000円とするものであります。

これは、居宅介護サービス関係の給付費負担金と特定入所者介護サービス費負担金が当初計画より増加したものの、施設介護サービス給付費負担金と介護予防サービス給付費負

担金が減額となったことが主な要因となっております。

議案第140号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を462万7,000円とするものであります。

主な内容は、土地貸付収入と立木売払収入の関係地区交付金となっております。

議案第141号、平成18年度八峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,599万1,000円とするものであります。

これは、土地開発基金の利息を基金に積み立てる補正であります。

議案第142号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,861万6,000円とするものであります。

これは、あきた白神体験活動センターの工事に伴う水道管移設に係る経費で、県からの受託事業収入で実施するものであります。

議案第143号、人権擁護委員候補の推薦については、平成19年3月31日で任期満了となる現委員の堀内 弘氏を引き続き推薦するものであります。

議案第144号、人権擁護委員候補の推薦については、平成19年3月31日で任期満了となる現委員の干場次子氏を引き続き推薦するものであります。

議案第145号 人権擁護委員候補の推薦については、平成19年3月31日で任期満了となる現委員の川尻フミ氏に代わり、八峰町峰浜塙字塙13番地嶋田弘子氏を新たに推薦するものであります。

以上、ご審議いただく議案は14議案であります。

詳細については提案の際、説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 議長報告につきましては、別表報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第132号、秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 御苦労さまでございます。

議案第132号

秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について。

地方自治法第284条第3項の規定により、平成19年2月1日から秋田県の区域内のすべての市町村と高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備をし、及び同法に規定する後期高齢者医療の事務を処理するため別紙のとおり規約を定め、秋田県後期高齢者医療広域連合を設置するものとする。

平成18年12月20日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由であります。

秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページになります。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約であります。

第1条は、広域連合の名称といたしまして、秋田県後期高齢者医療広域連合という。

そしてまた第2条においては、広域連合を組織する地方公共団体でございます。これは秋田県内の全市町村ということでございます。

第3条には、広域連合の区域ということ秋田県の区域ということをおうたっております。

それからまた第4条には、広域連合の処理する事務ということ（1）から（5）まで載せておるところでございますし、また、別表第1には市町村の事務を定めておるところでございます。

そしてまた第5条におきましては、広域連合で作成する広域計画の項目でございます。これは広域連合の方で計画を定めなきゃならないということをおうたっております。

それから第6条でございますが、広域連合の事務所は、これは秋田市内に置くというふう聞いております。

そしてまた第7条関係から第10条になりますが、広域連合の議会の組織であります。第7条第2項に規定してございますが、（1）の市長のうちから6人、

(2) では町村長のうちから6人、それから(3)では市議会議員の中から6人、(4)では町村議会議員から6人ということで、計24名ということで規定してございます。

それからまた第8条関係は、広域連合議員の選挙の方法ということで、それぞれの推薦をいただかなければならないということで、市長の場合で4分の1以上の者、それからまた(2)では町村長の場合で4分の1、それから(3)の市議会議員の場合は20分の1、それから(4)で町村議会からは同じく20分の1というふうになっています。

それぞれ申しあげました(1)の方では4人以上、それから(2)では3人以上、(3)では21人以上、(4)では10人以上になるということになります。

それからまた、議員の皆様は各市町村議会において選挙するものというふうになってございます。

それからまた第8条の第3項におきましては、選挙については地方自治法第118条第1項の例によるということで、ここにまた第95条の規定を準用する部分を除くとなっておりますが、これは4分の1規定ですか、有効投票を定数で割った場合、4分の1以上の投票がなければ当選にならないという規定は除くということで、多い方々から当選するというふうな規定をうたっております。

広域連合議員の任期でございますが、関係市町村のそれぞれの任期ということになってございます。

それからまた第10条の方ですが、議長及び副議長をうたっておりますが、これにつきましては選挙によると。皆様の選ばれた中から選ばれるということになっております。

それからまた第11条の方には、広域連合の執行機関の組織ということで、広域連合には広域連合長1名、副広域連合長2名を置くということになってございます。関係市町村長の中から選ばれるということでもあります。ただ、副広域連合長の場合は、広域連合長がご提案を申しあげて、それで議会議員の皆様からご承認をいただくということになってございます。

それからまた15条の方で選挙管理委員会を設ける、それからまた監査委員も設けるということで、識見を有する方が1名、議員の中から1名というふうになっています。

それから、申しわけございません。第12条の第5項関係ですが、会計管理者ということで収入役は置かないというふうに規定してございます。職員の中から広域連合長が指名するというふうな形になっております。

それからまた広域連合の経費の支弁でございます。これは第17条でございませうけれども、(1)から(4)のとおりでございませう。そしてまた事務費関係の規定は別表第2ということで規定してございます。それからまた医療にかかわるもの等の、保険料にかかわるもの等を別表第2にうたっているところでございます。

そしてまた、この規約は平成19年2月1日から施行するというので、第11条第2項及び第12条第5項の規定は平成19年4月1日になっておりますが、これは収入役関係のものは4月1日からですと、置かないということの規定でございませう。

それからまた、初めての選挙でございませうけれども、まだ選挙管理委員会とかこの規約がならないとならないわけですが、これは一応場所としては秋田県の市町村会館内を予定しております。ということで載っているところでございませう。

いろいろございませうけれども、別表第2表の17条関係ということで最後の方になります。先ほど町長も行政報告の中で述べておりますが、均等割が10%、高齢者人口割が40%、人口割が50%となりますと、八峰町の共通経費総額に閉める割合は1.2%となる予定でございませう。

それからまた医療給付に要する経費、これは高齢者医療確保法ということで98条、これは負担対象額のうたっているのが12分の1というふうになっておりますので、町の持ち出しがそうなるのかなというふうに思っております。

あとは保険料その他の納付ということですが、高齢者医療確保法の105条、これは繰入金とか保険料、普通徴収で集めた保険料ですが、これを納めるというふうになっておりますのでお願いします。その繰入金の内容ですが、保険料の軽減した場合の額ですね、それを町村の方から負担するというのをうたっておるのでございませうので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本年の2月1日には発足されたいということになってございませうので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第132号について質疑を行います。質疑ありません

か。14番見上政子議員。

○14番（見上政子君） 説明、全協の中でも説明を受けたんですけれども、大変新たな制度で高齢者の方々には負担を受けられるものだなというのをつくづく感じました。それで、国保税と同じように減免制度とか2割、3割減免制度があるのかどうなのかあれですけれども、そういう減免制度があるんですねということの確認と、それと資格証明書の引き渡し、こういう事業があるわけですね。この資格証明書の引き渡し、保険証を取り上げられ、払えない人は75歳以上は保険証を取り上げられてしまうんですけれども、この資格証明書のやり方というのは市町村かなりばらばらで、八峰町の場合は1年分の、過去、前年度分の8割を納めてないと資格証明書を発行されてしまうというような現実があるんですが、これはどのような基準を考えているのかということと、それと今これを行った場合、大体予想される年金から天引きされる1カ月当たりの金額、どのくらいの金額を考えておられるのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 3点のお尋ねだと思っておりますが、軽減関係でございますけれども、軽減はやはり予定されております。でもこの広域連合の設置という中で20年4月の発足に向けて検討される中身となっておりますので、今後、また検討されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからまた、資格証明の関係ですが、やはり国保と同じで発行する予定でございます。ただ、これは全県的な中で話し合われることとなりますので、それも広域連合の設置なった後に、そういうものが検討されるようになってございます。

それからもう1つ、保険料の関係ですが、今我々の全国的なものでこうなるのではないかと示されているのが応益・応能共も3,100円ずつということで6,200円が一応示されておりますが、秋田県の場合どうなるかはちょっとまだこれからの検討になると思いますので、よろしくお願ひします。

広域連合が設置されて、その中でまたいろいろな制度とか規約とかそういうものを定めながら広域連合の中で検討しまして、議会の議員の皆様のご議決を得て、選ばれた方々の議員の皆様から議決を得て、それで執行していくということになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 資格証明書の引き渡しということですが、秋田県の中で

は資格証明書を発行していないところがあるわけですね、各市町村で。それと先ほど言われましたけれども、減額された場合、その減額分というのは、減額された分だけ市町村がそれを負担するという事になれば、やはりこの減額制度、減額すれば自分たちの負担になるということで、これをやっぱり渋るということも出てくるのではないかなということが心配されますけれども、そのような点についていかがお考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 先ほども申し上げましたが、この連合を設置しまして、その中でいろいろ規約等、制度とかそういうものを検討していくことになっておりますので、私の方からは今こうだとは言いきれませんので、よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） ちょっと勉強不足ですね、そんな簡単に単純に理解できない面があるわけですが、条文の最初のページですが、後期高齢者医療事務を処理するため別紙のとおり規約を定め、秋田県後期高齢者医療広域連合を設置するという設置の条文になっております。それで連合の規約とこう入っていくわけで、具体的に見れば理解はできるわけですが、単純な質問であれですが、4条あたりのこういう事務を取り扱うということで、新たなこの、例えば保険制度とかというそういう考え方ではなくて、この後期高齢者のための医療のための、そういうこれからの医療の全体に対するそういう取り扱いをしていくという考え方でいいのかどうか。

○福祉課長（佐藤 弘君） 秋田県の区域内のすべての市町村が後期高齢者の75歳以上の医療を行ってまいると。その場合の広域連合で行うものがこの第4条に掲げているとおりでございます、今言われたとおり間違いございません。

そしてまた、この第2条別表第1ということで市町村が行なわなければならない事務ということも書いてございますので、今言われたとおりでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどいろいろ伺いましたけれども、やはりこれは国と県からの制度でありまして、町ではどうしてもやらなくてはいけない事業であることは理解できるんですけども、高齢者の方々の負担が新たにまたふえる、これが年金から天引きされる、これは本当に大変なことだと思います。こういう制度に対して私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 討論で伺うのがどうなのかわかりませんが、今、見上議員が言われたその新たな負担がふえるという考え方ですね。そういう考え方とらえていいんでしょうか。というのは、たしかに自治体の負担もあります。ありますけれども、この制度に限っての住民に負担を強いるという考え方がいいのかどうか、その辺の確認をひとつ伺っておきたいと思います。

（「議長、討論で質問おかしいのでは」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ただいま…。

○8番（菊地 薫君） だから今お断りして、今、質問、できればということです。

○議長（阿部栄悦君） 討論をいたしておりますが…。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

討論を終わります。

これから議案第132号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第133号、秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第133号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年12月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日に施行されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を改める必要があるため、組合同規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約であります。別表の第2、第2項下段の方の第2号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、さらに、「第15条の8」を「第25条」と、いわゆる条項の訂正でありますので、よろしくお願いをいたします。

なお、この規約は知事の許可を受けた日から施行されるということになります。

よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第133号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第133号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第134号、秋田県市町村会館管理組合同規約の一部変更についてを議題

とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第134号、秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、次のとおり秋田県市町村会館管理組合規約を変更する。

秋田県市町村会館管理組合規約の一部を変更する規約であります。

秋田県市町村会館管理組合規約の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「14人」を「9人」に改め、同条第2項中「11人」を「6人」に改めるものであります。

第7条の見出し中「助役及び収入役」を「副管理者」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「助役」を「副管理者」に改め、同条第4項を削る。

第8条の見出し、同条第1項及び第2項中「吏員その他の」を削る。

附則であります。

施行期日。

1 この規約は、秋田県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第7条及び第8条の変更規定は、平成19年4月1日から施行するものであります。

経過措置であります。

2 前項ただし書の変更規定の施行の際現に助役である者は、同項ただし書の変更規定の施行の日にこの規約による変更後の規約第7条第2項の規定により、副管理者として選任されたものとみなす。この場合において選任された者とみなされる者の任期は、変更後の規約第7条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるこの規約による変更前の規約第7条第2項の規定により選任された助役としての残任期間と同一の期間とするものであります。

3であります。

この規約の施行の日以後に変更後の規約第5条第2項の規定により最初に互選される議員の任期は、変更後の規約第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとするということであります。

平成18年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

市町村合併に伴いまして、秋田県市町村会館管理組合を組織する公共団体の数が大きく減少いたしました。このことから同組合の議会議員の定数を見直す必要がある。特に町村数が大きく減少したことから、町村長が互選する議員の数を6人とし、議員の定数を9人とするものであります。

また、地方自治法の一部改正により、助役、収入役制度の見直しが行われたことに伴い、同組合同規約を変更する必要がある。このため同組合同規約の変更に関する関係地方公共団体の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるというものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第134号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第134号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第135号、能代山本広域市町村圏組合同規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 議案第135号、能代山本広域市町村圏組合同規約の一部変更についてをご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町村協議の上、能代山本広域市町村圏組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年12月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

能代山本広域市町村圏組合が運営する粗大ごみ処理施設において、能代市二ツ井町地域から排出される破砕系ごみの処理を受け入れしようにすること及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、能代山本広域市町村圏組合規約の変更に関する関係市町との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページお願いいたします。

能代山本広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約であります。

第3条第15条中「能代市の区域のうち旧二ツ井町の区域及び」を削るという条項であります。

それから第8条の2第2項を削る。

それから、第10条第1項中「吏員その他の」を削るということで、この規約は知事の許可を受け、平成19年4月1日から施行するというような内容であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第135号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この規約そのものにどうこうというんじゃないんですけれども、この規約は当然、二ツ井町が能代市に合併して1つの市になったんですから当然だろうと思いますけれども、この二ツ井地域から排出される破砕系のごみの量どのくらいぐらいあるのか、また、現在処理されているその施設でその量を受け入れるだけのあれがあるのかどうか、ご存じでありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答えいたします。

大変申しわけございません。ごみの量まで把握いたしておりませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

ただ、この施設内で処理をするということは可能でありますので、ご理解をいただきたいという具合に思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。はい、須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） ただいまの質問についてでありますけれども、排出量見込みは年間で294トンというふうな広域圏の方からの報告がございました。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 大変単純な質問なんですけれども、今まで二ツ井地区でこのごみはどのように処理をしていたんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 旧二ツ井町、川上の藤里町のところでは、鷹巣町の方に運搬していたようです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第135号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第136号、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 議案第136号であります。

能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について

老人福祉法第17条第1項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホーム入所者が有する介護ニーズに応じて介護保険サービスにより対応すること及び地方自治法の一部改正に伴い、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更するものであります。

平成18年12月20日

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

能代市山本郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を変更に関する関係市町の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

別紙の方でございます。

能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を変更する規約

能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を次のように変更するものであります。

第3条でございます。この3条の方は、養護老人ホームとして今まで設置され運営してきたところでございますが、これを（1）の方に本来業務として（1）に規定しておいて、（2）において老人居宅介護等事業運営に関する事、これが介護保険のサービスの行うということの規定したものを追加したものでございます。

それからまた第8条の方ですが、これは今まで収入役を置いておいたわけでございますが、この第8条の変更は、収入役を置かず会計管理者を職員から指名するというものを規定したものでございます。

それから、その収入役の関係で第1条の方で「吏員その他の」となっていますが、これは削ると。職員のみで行うということでございます。

そのため、附則の方でこの規約は知事の許可を受けて、平成19年1月1日から施行するとなっておりますが、これは介護保険関係の方を1月1日から知事の許可を得た場合はやりたいということでありまして。

それからまた第8条、9条、第11条第1項及び第2項につきましては、これは19年4月1日からですということの規定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第136号について質疑を行います。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私も養護老人の議員を務めていますので説明を受けました。説明を簡単に受けたんですけれども疑問点が、その後、教育民生からも説明を受けましたけれども、確認と疑問点を述べたいと思います。

老人居宅介護等の事業を運営するという事、今現在介護認定を受けている人が31

名、元気な人が19名ということですが、この割合というのは規定されることがないでしょうねというちょっとその確認と、老人ホームに入りたいという人がやはり介護を受けている人が自分たちの収入に多くつながるから、どちらかを優先する場合は介護認定を受けた人が優先されるとか、そういうふうなことが行われる可能性があるのではないかなという危惧があります。それと、あくまでもやはり養護老人ホームとして設立したからには、やはり身寄りのない方、経済的に大変な人たちが拠り所となる住み家、住み家としてやはりそこを選ばれたと思うんです。そういう意味でもこの本来の目的を失うことのないような老人居宅介護等の事業を行ってみたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘） 今、議員の言われたとおり、本来業務は措置にかかわる養護老人ホームです。ただ、その中で措置等にかかわって養護老人ホームに入る方々が介護を要する場合、養護老人ホームの中で介護をすることができなくなったわけです。そうすれば、外部の方から入れなければならないと。外部のその介護事業所の方から訪問サービスを受けるような形になりますので、それをこの養護老人ホームの中で行われるようにしたいというのが今回の改正でありますので、それに伴ってちょっと1割負担とかいろいろ出てきますけれども、それであってもやはりそれなりの介護計画を組んで、その人に合ったもので介護を行おうとするものでございます。もう10月からそうになっておまして、10・11・12か、これについてはちょっとサービス等停滞しているようなところがありますが、それを1月1日からやっていきたいということでもありますので、今までの本来の養護老人ホームというものは変わらないわけです。老人ホームに入った方々で、このように人数が3人の要支援、あとの方々が要介護度をもっている方々が出たのは、長年居住している方々が多いわけでございます。そういうものも今後も入ってくる方々に対してそういうサービスを行うし、こういう傾向が続くであろうという見通しのもとに介護の事業も行おうとしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点だけ補足しておきますけれども、見上さんの言われるようにそうなった場合、介護のある方を優先しながら入れるんじゃないかというそういうふうな話ですが、そこら辺には今言ったように本来的な設置目的からいってそっちの方が優先されて、優先するというよりも、そういう、こちらからという差をつけるよう

なそういうことの運営はしていかないというふうに思います。

それから、見上さんも議員に出ていますので、できれば今度の議会でまたそういうことを、向こうの議会で発言していただければいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） このホームやまもとで介護事業を行うとすれば、入居者の負担はどうなるのか。また、働いている職員の数がどうなるのか、ケアマネも含めましてですね、当然介護事業も行うとなればケアマネージャーも必要なるんだろうし、そこら辺どうなっているのか教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐藤課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） たしかにこの事業をやらないと、やはり職員の削減等も考えていかなきゃならない時点もあったかと思いますが、入居者の状況でやはり介護が必要な方々がたくさんいるというところがございます。おかげさまでケアマネージャーが1名おります。それからまたそういうふうなヘルパー資格とかそれを持っている方々がほとんどでございますので、逆にまた介護になった場合にパートさんの方がちょっとふやさなきゃならないのかなというふうなお話がございますが、今現状で職員等は特別ふやすということはありませんので、現状の中で行えるということで伺っております。

負担の方は、今言われたように、そのケア計画の中で1割負担関係がどのようにかかるのかちょっと私の方でも想像できないのですが、それぐらいがちょっと加わってくるのかなと、このように思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。はい、11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今現在介護認定を受けておられる方は当然おられますよね。そうすれば、それから換すれば今のあれが大体わかるんじゃないでしょうか。そこら付近、後で結構ですので資料ありましたらお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 佐藤課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 大変申しわけないですが、この間の全員協議会の際に資料ちょっとつけたと思っているんですが、ご覧いただければ大変ありがたいなと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第136号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休 憩

.....
午前 11 時 40 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

日程第9、議案第137号、平成18年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木助役。

○助役（佐々木正憲君）

議案第137号

平成18年度八峰町一般会計補正予算（第5号）

平成18年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,630万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,954万6,000円とするものであります。

平成18年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入の8ページをお開きになっていただきます。

2 歳入、10款地方交付税、地方交付税3,799万2,000円。

第14款国庫支出金、国庫負担金、1 社会福祉費負担金、国民健康保険基金の安定負担金63万7,000円の減額。3 の知的障害者施設訓練等支援費負担金25万2,000円、これは自立支援法の改正によりまして、国庫負担金、国の2分の1でございます。

9 ページ、14款国庫支出金、5 教育費国庫補助金、公立学校施設整備費補助金2,310万円の減額でございます。1 の災害復旧費補助金947万4,000円、災害復旧に伴う国庫補助金です。

15款県支出金、1 社会福祉費負担金28万円の減額ですが、2 の知的障害者施設訓練等支援費負担金12万6,000円、これは県の負担金でございます。

10ページ、15款県支出金、4 生活バス路線等維持費補助金265万2,000円。1 の生活バス路線等維持費補助金165万円、2 分の1 の県の補助金でございます。2 のマイタウンバス補助金100万2,000円、社会福祉費補助金47万2,000円の減額です。老人クラブ助成費補助金です。これは県の内示が決定になりまして減額になったものでございます。

15款県支出金、林業費委託金4,498万2,000円。2 の森林健全度強化対策促進事業費委託金、全額県の委託金でございますが、これは松くい虫の防除対策費でございます。

11ページ、16款財産収入、その他不動産売却賃金154万1,000円。一般分収林売却の代金でございます。2 名分です。

17款寄附金、基金費寄附金5万円。奨学会基金寄附金5万円です。中浜の吉田ヤスシさんからの八峰町奨学基金の寄附金でございます。

12ページ、19款繰越金、1 一般会計繰越金、一般会計からの繰越金2,313万1,000円。

20款諸収入、雑入67万8,000円の減額ですが、内訳につきましては28の電源地域振興センター事業費補助金75万3,000円減額。これは電源センターからの電気ふるさとじまん市の今年度が中止になった分でございます。39防火防災訓練用資器材助成7万5,000円、日本防火協会からの助成金です。歳出の方でまたご説明したいと思います。

13ページ、21款町債、8 の教育債、補正額が減額2,120万円、2 の統合小学校建設事業債1,410万円の減額でございます。これは観海小学校の大規模改修予定が変更になる予定の減額でございます。過疎債の減額です。3 公民館施設整備事業債220万円の減額です。峰栄館の改修工事が終わりました、その起債の残額の方でございます。4 学校給食施設整備事業債490万円の減額です。これは市町村の振興資金の貸付金の予定でございましたけれども、変更されまして一般財源

から購入したものでございます。

10災害復旧事業債、1の公共土木施設災害復旧債260万円、公共土木災害復旧事業債260万円。

次に、歳出でございますが、説明の前にですね皆さんに次のことをひとつご了解したいと思います。

これから説明する中身の中で、いろいろと職員の人件費、いわゆる給料、あるいは職員の手当等が掲載されてきておりますけれども、これは10月1日、あるいは11月の1日に若干の職員の異動がありまして、それに伴う人件費でございます。

それからもう1点は、八峰町の峰浜庁舎の火災によりまして、ご案内のように職員がそれぞれ勤務地が分散されてございまして、それに伴う人件費等々の変更でございまして、職員給料、あるいは手当につきましては、この後内容につきまして省略しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、10款の教育費の歳出でございますけれども、これにつきましては説明の方は教育委員会の方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、歳出2款総務費、1一般管理費、報酬、非常勤特別職報酬、行政改革懇談会委員報酬4万円、これは当初3回の予定でございましたけれども、途中で委員の現地研修等が入りまして、もう1回分がふえた分でございます。8の報奨費8万円、男女共同参画計画策定委員会報酬ですが、これはこれから設置される委員会でございますけれども、これに対する委員の褒賞費でございます。9の旅費1万5,000円、行革懇談会に伴う委員の費用弁償でございます。11需用費27万9,000円、これは5の光熱水費は40万円の減額でございます。6の修繕費67万9,000円、ちょっと詳細に申し上げますけれども、これにつきましては修繕費につきましては戸籍の書庫のですね新たに購入したわけでございます、これの固定するために床の修理、それから峰浜旧庁舎のですね公用車の車庫が外壁部分が消失しましたので、その修繕費28万4,000円。あるいは八峰庁舎分の警報関係の修繕12万6,000円。さらに、消防法の改正によりまして火災報知器の設置の分でございます。67万9,000円です。12役務費17万5,000円、火災保険料です。これは火災に伴って新たに購入した備品、パソコン等々の保険料でございます。19委託料95万円の減額です。これは峰浜庁舎の火災によりまして宿直勤務の委託料の減額の分でございます。

7 企画費、19負担金補助及び交付金530万5,000円、補助金、生活バス路線の維持費補助金330万円、マイタウンバス維持費補助金200万5,000円です。

10の自治振興費、19負担金補助及び交付金65万7,000円、集会施設補修事業補助金です。これは滝ノ間の自治会会館の補修でございます。主に下水道工事、あるいは屋内の修理でございます。

15ページ、庁舎建設費、8報償費9万円、地質概略調査報償費、これは庁舎建設のために予定される旧ですね町村境界を中心にして地質の調査の概要を地質を研究されております八峰町の工藤英美さんをお願いしたものでございます。6カ所分でございます。11需用費10万5,000円、印刷製本費、これは航空写真の購入費でございます。

13委託料280万円、庁舎建設選定用のボーリング調査委託業務でございますが、先に全員協議会で説明しましたように、砂丘地1カ所、あるいは段丘地1カ所の2カ所のボーリング調査でございます。

2款総務費、徴税費、これは人件費、省略させていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 助役さん、金額の少ないやつはまずいいから、大きいやつ中心にしてお願いします。

○助役（佐々木正憲君） 今、議長から話されましたように、少し細かい数字でございますので、もうちょっと大きいところだけそうすれば説明したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

17ページの3款の民生費の障害福祉費の負担金補助及び交付金41万9,000円、これは負担金の関係で自立支援法の事業によって廃止されまして、養護学校関係の12万4,000円の減額でございます。それから2番の補助金ですが、日中の一時支援事業費補助金ということで、これは53万4,000円、20の扶助費は50万5,000円、就労継続の、ワークシののめに係る分でございますが50万5,000円です。

18ページの28繰出金、国民健康保険特別会計の繰出金37万3,000円の減額です。

それから介護保険費の28の繰出金188万6,000円、介護保険の特別会計の繰出金188万6,000円減額。

老人保健費の19の負担金補助及び交付金34万3,000円、後期高齢者医療広域連合会への負担金です。

19ページの高齢者コミュニティセンター管理費、需用費の37万4,000円、これは湯つ

コランドでございますが、これの燃料費、あるいは光熱水費の不足分37万4,000円。

次に20ページ、保健センターの管理費でございますが、これは現在、八森保健センターの方に保健衛生課が入居してございますが、これらに伴う需用費、あるいは備品までの関係でございますが、特に備品費の18は41万7,000円、今回、電話回線を増設したシステム一式でございます。

22ページ、6款農林水産業費、13委託料4,665万8,000円、2の松くい虫防除委託料でございます。4,498万2,000円、これは歳入で言いました全額でございます。松くい虫の防除対策で立木防除、その他でございます。3の橋掛線紅葉橋のボーリング業務委託16万6,000円。19負担金補助及び交付金131万円、交付金、一般分収林造林者への支払い131万円。

23ページ、2の商工振興費、旅費の25万円、役務費10万円、19負担金補助及び交付金、いずれも電気のふるさとじまん市、電源センターの関係の今年度中止されました分でございます。

観光費、11の需用費60万円、修繕費60万円、これはキャンプ場の排水、あるいは竹垣、あるいは観光施設、公衆トイレですね、等々の修繕費でございます。

7の温泉管理費、需用費127万1,000円、修繕費、これはハタハタ館の休館日にですね、時期に修理したいと思うわけですが、井戸ポンプの入れ替え、あるいは配管修理等でございます。

24ページの8款土木費、11需用費362万8,000円、消耗品100万円、これは冬期の凍結防止剤の購入分です。2の燃料費262万8,000円、除雪のための重機等の燃料代でございます。13委託料1,450万円、除雪オペレーター業務委託料。14使用料及び賃借料2,204万3,000円、これは除雪重機の借上料でございます。

それから、25ページの予算は小さいわけですが、消防費ですが、18の備品購入費7万9,000円、これは水消火器、主に訓練用のものがございますが、これを購入する、5本ですね、購入予定です。

以下、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページまでですね10款の教育費でございますので、教育委員会の方からお願いします。

31ページの11款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、11の工事請負費ですが490万円、これは町道の水沢大久保岱線の災害復旧の延長の係る分ですが188万9,000円、以下減額でございます。

33ページの13款諸支出金、25の積立金、これは歳入同様、奨学基金の方へ寄贈になった寄附金でございます。

以上、歳入歳出の説明でございました。よろしくご審議のほど、お願いします。

- 議長（阿部栄悦君） 続いて、教育関係費についての説明を教育長より行います。教育長。
- 教育長（千葉良一君） それでは、私の方から教育費関係についてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、前段で助役が起債並びに奨学会基金について申し述べましたので省略いたします。

26ページの教育費からご説明申し上げます。

10款教育費 1項教育総務費 2目の事務局費でございますが、人件費を除いて11節の需用費でございます。消耗品費につきましては、学校の校務員さんが危険物の資格を持っていないといけないということで、2校に、2つの学校に勤めている職員がこれから挑戦するというのでありますので、そのための危険物法令集等の問題集等の購入費でございます。また、燃料費につきましては、委員会の公用車の関連で高騰に伴うものでございます。次に役務費でございますが、通信運搬費につきましての6万円につきましては、岩子小学校の関連、またこれから予定されております町内全小・中学校のアンケート調査をするための返信用の郵券代でございます。手数料につきましては、危険物Ⅱ種の第4類でありますけれども、2名の受験料、講習料でございます。3目の教育助成費でございますが、印刷製本費として社会科副読本の冊子をつくるための、教科書をつくるための印刷製本費でございます。次に19節の負担金補助及び交付金につきましては、就学援助費補助金につきましては、途中で追加認定になった分の補正でございます。また、体育大会等生徒派遣費補助金につきましては、観海小学校がバスケット女子が全県大会へ出場するための補助金でございます。

次、27ページをお願いします。

これから申し上げます教育費、小学校、中学校でありますけれども、冒頭ご説明しておきますけれども、燃料費につきましては石油等の高騰に伴うものでございますけれども、光熱水費につきまして全学校施設がございます。これは多少の値上がりはありますけれども金額が多ございます。これにつきましては、当初予算計上に少し見込み違いがあったために足りないということで補正計上させていただきましたので、よろしくお願

いたします。

また、修繕費も全施設学校にございます。これにつきまして消防署からかなり以前からさまざまな消防防災に関する指摘を受けておりました。しかし、やはり我慢できればということで今まで計上しておりませんでした。しかし、峰浜庁舎の消失に伴いまして、さらに厳しい消防署からの指摘をいただきまして、今回この修繕費ということで消防設備の関連の各施設の補正を計上させていただきましたことを申し上げて説明を申し上げます。

水沢小学校については燃料費、光熱水費、修繕費については消防関連の施設の修繕でございます。この金額少ないですけれども、例えば水沢小学校の場合ですと、体育館の誘導灯の電気が切れているとか、消火栓の電線部分が欠如しているとかということで2万2,000円でございます。

岩子小学校につきましては、燃料費、光熱水費、修繕費、3万9,000円。

また、埜川小学校につきましても燃料費、修繕費、同じです。通信運搬費につきましては、当初加入しておりました回線がインターネットがつながりにくいと、そういうことで高速インターネットに接続したために係る負担分でございます。

5目の八森小学校につきましても燃料費、光熱水費、修繕費。校舎が、建物が古くなる分だけ我慢していた部分がありますので金額が多くなっていることをご理解いただきたいと思います。

6目の観海小学校については、7節の賃金でございますけれども、日々雇用者として11万4,000円を計上させていただきました。これにつきましては給食の学校内の運搬を養護教諭の先生にも負担をかけておりました。たまたまその搬送の際に転んでしまいまして大きくけがをしまして、その休んだ後にやはり人手が足りないということで日々雇用をしたということでの補正計上でございます。

次、28ページをお願いします。

岩館小学校も燃料費、光熱水費、修繕費、同じでございます。

次に8目の学校建設費でございますが、人件費を除いてマイナス3,330万円のマイナス補正でございます。統合小学校設計関係の委託料のマイナス補正、また、観海小学校の耐震度の調査の委託料として48万円と基本調査の委託料として190万円を計上させていただき3,330万円のマイナス計上でございます。

次、9目の水沢小学校プール建設費でございます。消耗品、燃料費につきましては、

事務費また庁用車のガソリン代、役務費につきましては確認申請にかかる費用でございます。事務代として計上させていただきました。これは、補助の対象になるものでございます。

次、29ページをお願いします。

中学校費、1目の学校管理費でございます。これは人件費でございます。2目の峰浜中学校費につきましては燃料費と消防関連の修繕費でございます。八森中学校費につきましては、燃料費と修繕費のほかに、役務費として20万円計上させていただいてます。体育館の入り口の所に銀杏の木がございます。非常に伸びすぎまして学校の壁面にも風が強くなると害を及ぼしてくるということで、剪定と周辺の桜の木も伸びすぎたということで、あわせて剪定料として20万円を計上させていただきました。

次、30ページをお願いします。

峰浜文化交流施設管理費であります。燃料費と光熱水費のほかに修繕費として151万4000円を計上させていただきました。これは、入口のガラスのドアですけれども、非常に改修が行われていますけれども、やはり大幅な改修をしなければならないということと、それから建設以来、表替えをしていなかった畳の表替えも今回やろうということで計上させていただいた主なものでございます。それから役務費の6万6,000円につきましては、自家発電があります。自家発電機の空欄と液の交換とその手数料でございます。また、15節の工事請負費につきましては、屋根の改修工事、暖房設備の改修工事、それから電気設備の改修工事の入札の差額でございます。18節の備品購入費224万7,000円につきましては、非常に建てて以来手を入れていなかった音響関連につきまして、非常にやはり悪いということで今回この計上をさせていただいたものでございます。

次、6目の八森文化交流施設管理費につきましては燃料費でございますし、修繕費につきましては倉庫関連の予算でございます。計上させていただきました。

次、31ページでございます。

5項の保健体育費2目の学校給食共同調理場運営費でございますが、燃料費につきましては配送車の燃料費でございます。また、備品購入費として122万9,000円のマイナス補正につきましては、学校給食車の配送車の入札差額でございます。

以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第137号について質疑を行います。質疑ありません

か。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 2点について伺います。

1点目は22ページの松くい虫対策防除委託料、先ほど助役さんの説明では流木等とかというお話でしたが、大変な額で今回その対策をしようと思うわけですが、どういうことをやるのか詳しいことを教えていただきたいと思います。松くい虫の話は相当前から出てきているわけで、過去にさまざまな事例を私方この目で見えてきたわけで、このままだと町内にも私方の目から見ても相当数の被害木が確認されております。いまだ恐らく手つかずだと思っておりますが、どのくらい確認されているのか、今までみたいにならただ被害に遭った木を切って燻蒸する、それだけだと私は能がないと思います。過去にそれをして成功したところはどこにもありません。結局、最後に追いつかずにそのままになっております。現在、町内でもその勢力の弱い木に薬剤を注入したりしてその対策をとっている方もあるわけですが、その辺のところを詳しく説明をいただきたいと思っております。

もう1点、31ページの学校給食に関連してご質問をさせていただきます。

新聞で報道されているようにノロウィルスがいわゆる猛威をふるっております。先日は大館地区の給食センターから事故が発生しました。私もある程度専門的なことを認識しているわけですが、まさか食パン、あるいはパンからそのノロウィルスが出るとは夢にも思いませんでした。恐らく関係者は相当みなびりぴりしていることだと思っておりますが、いつどこで起きてもおかしくないと言われているこのノロウィルス、教育委員会では学校給食、あるいはさまざまな子どもたち、あるいは老人の集まる場所でどういう対策をとっているのか、また、どういう指示を出しているのか簡単で結構ですので説明をいただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。はい、武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 1点目の松くい虫対策についてご説明いたします。

今回の4,498万2,000円については、青森県境から2キロメートル手前まで、これの防除帯を設けるための経費でございます。本数にいたしますと、大体9,000本をちょっと欠ける程度、材積で3,600立米という形で調査されております。今回のその分について伐採、それから柵木にしての薪立というところまでにとどまります。と申しますのは、松くい虫のマダラカミキリなんですけれども、冬期間は移動しない、逆に活動が行われないということで、あえて燻蒸までする必要がないということで行っております。

それから、全町的な松くい虫対策についてなんですけれども、今、防風林関係といえますかそちらの方については大臣命令ということで、県が事業主体となって行っております。

その他につきましては県単で、県単事業を受け入れながら松くい虫対策を行っていますが、春先にですね航空機等で枯れ松の状態を調査し、輪番という形で松林、山林という位置づけのものについてだけ補助事業で対応できるような形になっています。

一般に神社の境内とかですね、それから民間の庭木、これについては森林ではなく宅地内のものとかそういうものについては補助対応ができないということしておりますので、その辺をちょっと間違われてとらえる面があるかと思っておりますけれども、私どもといたしましては、その分については個人の処理になりますので業者さんのあつ旋とか、近隣でまた松くいの対策がある場合、それとあわせてやるような形で経費面、それらをできるだけ安くというふうな形にしております。

また、庭のその松とかの運搬関係、焼却処理については、能代のバイオ施設には町のことで一体となってということで、その分については個人の方に迷惑をかけないような形で行っております。

いずれ松くい虫対策、抜本的に全部の木に受注という、強化剤をですね注入するというわけにもいきません。国県の予算も限られておりますので、その範囲内でやっていかなければいけないのかなとは思っています。特に公共的な意味あいになります防砂林的なものとかですね、そういうものについては国の形での徹底した薬剤散布等行われておりますので、方々に枯れ松が見えるわけなんですけれども、これが全部が松くいという形での特定できないものもありますので、今後とも引き続き末永い形で息の長い形ですけれども対策を講じていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、給食関係についての答弁を求めます。最初に加賀谷給食センター所長。

○学校給食センター所長（加賀谷敏一君） ノロウィルス関係の給食センターでとられている措置についてお答えいたします。

衛生管理については、文部省で定められた基準に沿って、毎朝身だしなみ、あるいは服装について点検しております。あと、熱処理については文部省では75度の基準があるわけなんですけれども、ノロウィルス対策として85度を1分以上やるようにと、こういうふ

うな形で対策を実施しております。そのほかノロウイルス事件、全国で発生してから職員同士で十分その手洗いの励行等努めるよう徹底しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、小林子ども園長。

○子ども園園長（小林康範君） 加賀谷給食センター所長がお話したとおり、熱処理関係、それから手洗い、うがい、それからうちの方では消毒用の薬剤等を各園に配りまして毎日散布するように指導しております。

簡単ですが以上です。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） このノロウイルス関連につきましては、放送局や新聞社の方からも対策をどうしているかというのは、この問題が全国的に発生してから問い合わせが私にございます。私も非常に重く受けとめまして、時あるごとに給食センターの方へ行きて点検も私もしておりますし、調理員の方々を4時過ぎに行きまして集めていただきまして、さらに注意するよということには注意を喚起しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 1番さん、よろしいですか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 松くい虫対策のこと、もう少し教えてください。

砂防林だとか公共の場合は航空の薬剤散布と違ってあるわけですが、私たちの身の周りにある松の木、相当あるわけですが、これに対して住民は結構枯れるのが見えるわけですよ。これどうすればいいか、今、課長から説明があったのは、その枯れた松の処理のことが主で、防除に対する、もちろん公費でできない部分もあったら個人でもこうすればいいとか、こういう指導がありますとか、もう少しやっぱりPRをしていかないと、これ一たんかかってしまえばどンドンどンドンなって、南秋だとか県南の方の状態を見ればね、あのまま我が町村に来るのかと思えば、本当に寒気がするような感じがいたします。処理も大事なんです、できる限り防除できるような町の対応と、それから個人のものに関しては、個人ではこういうことができる、この辺は個人でやってくださいというその防除の方法等、その辺の役割分担のことをもう少しPRできればいいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 松くい虫に関する防除に関しては、森づくり等からパンフレット等があります。いずれ全世帯に配付しながら有効な対策の方をお願いしたいと思ってます。一般的には春の時点です、マダラカミキリが動きますので、その時点の情報をつかまえて、また、松等に穴の開いているもの、それらについてはいち早い処理が適切というふうなそういうものしか現在のものはないようです。ですので、常日ごろから木の管理といいますか、そういうのを心がけていきながら、疑いのあるものについては速やかに処分するというのが一番の手だてというふうには伺っています。いずれ前段申しましたとおり、これから春先にまた活動が起こりますので、啓発用のパンフ等、全世帯に配付したいというふうなことで対応したいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 何ページというよりも、今回、庁舎の建設ということで、ボーリングの調査、それから観海小学校の予算などもございますので、ページというよりも全体に伺っておきたいと思います。

以前、私、公債費比率もおっしゃりながら、中長期的な町の財政の返済方法など、お願いもしたような記憶もございますけれども、そこで今現在、ハタハタ館も5億何がしで過疎債であると。そしてまた統合小学校もまた4億6,000万円ぐらい、駐車場を除いた3分の1は補助があるとはいえ、残りは過疎債で手当をするんだと。そしてまた庁舎は、もちろんこれも概算でしょうけれども11億円ぐらい、その中の起債が6億円弱というふうなことから、統合小学校が21年度の開校を目指す。また、庁舎も全員協議会で説明を受けた限りでは、最短で21年の9月というふうなことから、すべてこの過疎債であれ何であれいろいろ同時に返済時期がくるのかなというふうなことから以前にも中長期的な財政の見通し、あるいは借金返済の数字などをご提示していただきたいというふうなことをお願いしたことがございますが、ひとつそこら辺で会期中でも出れるのか、大変私は重要だなと。もちろんこういうハード事業を進めるに当たっては、財源の内訳があつての事業であることはそのとおりなんです、しかしながら後々の台所事情というのも十分加味しながらのハード事業の進め方というふうなこともあろうかと思っておりますので、ひとつその点、会期中に出せるかどうかお伺いしたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 長期財政計画、中期財政計画のことをございます、こ

の前の全協あたりから庁舎の大体の概要の額とか、それから小学校の関係の額というのが、おおよそということで出ているわけでございまして、それをもとにしながら財政計画をつくるということで今現在進めているわけでございます。それで、国の方の仮予算でありますと、実は地方交付税については平成19年度はマイナス2.5%というような数字が示されておりまして、それをもとにしながらこちらの方でも算入というか計算をしていたわけでございますが、どうも最近の情報によりますと、地方交付税についてはマイナスの4.4%、ますますまたカットされたと。それから、臨時財政対策債についても非常に大きくまた減額されると。ただまた、それに伴うというか関連して地方税がふえてくるというようなことで、国の方では一般財源にしてみますとそれほど下がらないと。ただし、これを本町にもっていきますと税収がそんなにふえるわけでもないということから、ますますまた厳しくなっているということでございます。そういうものも含めながらということで今また再計算をするという段階に入っておりまして、この会期中というのは非常に難しいわけでございますが、財政としては刻々と変わる情報も取り入れながら現在、10年間の財政計画というのを立てている、立てるというか立てている最中でございますので、もう少しお待ちいただきたいなと思っております。

ただ、庁舎の関係、11億円とかいろいろありましたけれども、財政としてはなるべくコンパクトな、というものをお願いしたいなと思っております。

それから、期限についてというか建設については、ちょうどその21年あたりというのが非常に集中するわけでございますが、どうしてもこのまた過疎というものがそこで切れるということがございまして、過疎債のあるうちというものがまた一つの条件になると思います。過疎を逃してしまえば、例えば学校の場合、義教債と、義務教育整備事業債というものを使う場合は、補助対象になるものの裏しか起債がつかないということで、あとはもう自分のお金でやらなきゃいけないというものもございまして。過疎の場合は、それをもう少し緩やかな形で、それ以外のものについても過疎がつくというような条件もございまして、やはり過疎というのは今回で終わりかなというのが非常に強いわけでございまして、過疎債のあるうちということで非常にこれもまた20年、21年、22年あたりに集中するわけでございますが、その兼ね合いもあるということでございます。いずれ頑張ってその計画というものを出したいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 今まで説明受けたのは、想定外であった峰浜庁舎の火災などというふうなことから浮上してきた、こんなにも早い時期にというふうな思いもするわけですが、何といたってもこの庁舎は急ぐべき一つの大変大事なハード事業かなと思っております。

今、財政課長の方からも説明ありましたが、例え過疎債であれ合併特例債であれ、率はいいにしても残りは借金であることは間違いないというふうなことから心配をされてのその財政シミュレーションなるものを出していただきたいというお願いをしましたので、今会期中ができないというふうなことでありますけれども、でき得る限り早くしていただかないと、やっぱりベースになるのはそこのところかなという感じもしてございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○2番（大山義昭君） いや、いいです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 17ページの障害福祉費ですね。

○議長（阿部栄悦君） マイク使ってください。

○6番（丸山あつ子君） 障害福祉費の自立支援法の改正によるその絡みだと思うのですが、その数字のやり取りのことのこの説明をお願いしたいと思います。

それから、次の20節の扶助費、就労継続支援費、ワークシののめと話されていましたが、当町からはどういう状況なのでしょうか。お願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 17ページの民生費、3目の障害福祉費であります。19の負担金で41万9,000円を計上してございます。その中で養護学校児童生徒放課後生活支援事業というものが12万4,000円の減額であります。これは今まで県の補助金で運営していたのでございますが、この10月で廃止…9月いっぱいまで廃止されてございます。その廃止なった分を、今、今度、日中一時、その2の補助金の方でございますが、日中一時支援事業ということで能代市、三種町、それから八峰町ということで3自治体の方で、子どもさんがそれこそ放課後おりますので、単独事業として継続するために日中一時の方へ補助しています。養護学校の場合で1回1,500円、それを21日分で、八峰町の場合は3人分を計上してございます。その6カ月と、半年でございますので、その0.9がここから、0.1の部分は個人負担ということになります。

それからまた、施設利用ということでさくら園を予定してございますが、1,500円で2人、6カ月で毎月2日ということで積算をいたしまして54万3,000円を計上しております。

今言ったように、養護学校の方は県営の補助事業が終わったということで、それについては単独事業で行おうということで今回の日中一時の方へ持っていったというふうなことでございまして、このような予算になっております。

それから20の扶助費でございます。これは、これもやはり自立支援法の絡みでございまして、今まで小規模作業所というものがございました。国の補助金とか県の補助金、そういうものを持ちながら、父兄も負担しながらということになっているんですが、この小規模作業所というものが補助金を打ち切られたと。その中でまた就労支援を行えばそれなりの事業所として認めますよ、こちらを入れますかということでございまして、私の方でワークしののめという施設が、向かいの施設でございますが、そこに1名通所しております。そういう関係で、これは1日5,040円かける22日の5カ月分ということで0.9、それこそやっぱり0.9になります。その予算を50万5,000円計上したところでございます。ちなみにこれは就労支援ということの事業でございますので、国から2分の1、県から4分の1の補助ということで、歳入の方にも計上してございますので、よろしく申し上げます。ワークしののめ、小規模作業所から就労支援という事業所が変わったということで、これが補助対象等になるということでございまして、その関係でございまして。私の方からは1名が通所しているという関係で予算を取りましたので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） たくさん聞くことがあるんですけども、あまり一遍に聞けば次の人にあれしますので、先にまず二、三点をお伺いいたします。

先ほど松くい虫の話がございましたが、それとまた関連してですね、先般にも魁の夕刊にも出ておりましたが、今、ナラの木とか、またブナとか、いろんなコナラとかが北方、由利本荘の方からまたどんどんどんこちらの方に来ておりますね、被害が。そういうことを今、松くい虫のことをやんなきゃいけないのが先でしょうけれども、そういうことをまず把握してあるのかどうかということと、それからこの観光パンフレットのことですけれども、これつくるときにきちっと精査されたのでしょうか。この中を見ますと、まずかなり写真も昔の写真をかなり掲載しておりますし、そのほかに間違いが

結構ございます。まず、今はぶなっこランドは入館料は取っていないと思います。多分取ってないですね。それもここに書いてございます。それから、あそこは、道の駅は多分正式にはお殿水と言いましてですね、はちもりじゃなかったはずですね。はちもりだったの。そのほかにこの写真ですけれども、今現在この白滝で一切つくってない写真も掲載されてございます。いろいろ話を聞いたら、今そういうのは一切やっていないんだと。だからこのパンフレットを見て買い物に来る人もおると思います。だからここに掲載されていないものがあるということは、ちゃんとこの印刷会社、これは本当にミスですので、どちらのミスかわかりませんが、やっぱりこれは何かの補償か何かをもらわないといけないんじゃないかなと、こう思います。まずそれについてちょっと2点だけ聞かせてください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） まずナラくい虫については、県南の方ですね初めて発見されたという情報はありますけれども、北部の方までということについては、まだ公表もありませんし、私方も把握の方法等まだ行っておりません。県南で発見されたということのみになるかと思えます。

石塚議員から指摘されました観光パンフにつきましては、両方ですね資料を集めながら性急につくりなさいというご指導があったものですのでつくりました。その中でちょっとですね、ぶなっこランドの入館料、それらも含め、また、おらほの館の休館等ですね、それらについては商工会からのパンフ、それをまるっきり写したところもありまして、校正等ちょっとみんなで手の届かなかったところがあったことをまずお詫び申し上げます。今現在、訂正版、それらを校正中でございますので、十分ご指摘の点、後で伺いながら全体を直していきたいなというふうに考えています。

また、観光パンフにつきましては、今後ハタハタ館のリニューアル、秋田白神体験活動センター等出てきますので、逐次補完しながら整備していく予定でございますので、お気づきの点がございましたらどんどん産業振興課の方にも石塚さん見えていますので、その都度私どもにご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 後でそれは私が伺っているいろいろとこの写真の内容、せっかくハタハタがね、すばらしいハタハタが獲れるというこれ何年も前のハタハタでしなびけてし

まいりましたので、これ見ますと本当にもう、パンフレットも何十年前も写真だから多分しなびけてこういう具合、ハタハタもなったんだろうと思いますけど、中身についていろいろとかなりまた間違いがございますので、それは後で行っていろいろ相談にのっていきたいと思います。

そのほかですね、今、見守り隊ってありますよね。あれあのちょうどジャンパーっていうのを渡してから何だかだんだんだんだんその見守り隊に来る人がいなくなってしまって、今なかなかその大変だという人がいるんですよ。だからこれをまず藤里の事件のことでやったと思いますが、いつまで、これをずっと続けていくのか、そういうところの答えをお願いしたいと思います。

それから学校、全協で説明がございましたが、工事をしながらそこで教えるというような話でございましたが、いろいろな人に話をしてみますと、仮統合しなくても庁舎を、岩館小学校の庁舎を借りて、要するにそこへ行って勉強させるのも可能じゃないかなという話もしておりましたが、県の方にちょっとお伺いしても、まだちょっとなかなか詳しい話がわからなくて、多分一緒に生徒がその教室の中で岩館小学校と八森、観海小学校の生徒が一緒になってクラスの中に混合なった場合は仮統合なるとと思いますが、別々に教えた場合は仮統合にもならないんじゃないかなというようなことも考えてみたんですけども、そこら辺のこともちょっとわかりませんので、もう一度何か情報ありましたらば答弁お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見守り隊につきましては、大勢の方々が今、八峰町の子どもたちを守るために老人クラブ、また、結成していただいた方々が頑張っていただいております。それに報いるためではないですけども、やはり何かあったとき、事故があったとき困るなということで保険も承認いただきまして、この辺でやっていない障害保険も加入させていただいております。そしてまた、会議があったときに、やはり腕章だけでは見られないと。そのためにこういうヤッケみたいなものを買ってくれないかという強い要望がありましてご承認いただきまして買わせていただきました。非常に好評で、いいという方もおりますけれども、反面また石塚議員のおっしゃるように、何かしょしいんたなど、そういうことでやってくれない方もおります。それは、やるやらないはその個人の自由でございまして、私にも1名からやらなくてもいいのかという電話がありました。何とかやらなくても結構ですので、腕章だけはやって続けていただきたいと、わ

かりましたという話はいただいております。当面はやはりまだこういう騒ぎがある以上は、ボランティアでございませけれども継続してまいりたいと考えております。また、さまざまなご意見がありましたら、またお聞かせ願いたいと思います。

また、学校の関連につきましては、当初私も県の方に1つの学校の中に2つの学校を設けることができるかという話はいたしました。義務教育課の方ではそれはできないという話をしております。ただ、法令的なもの、そういうものを含めてはきちっとしたものはまだたしかめておりませんので、なおその辺についてはたしかめたいと思いますが、学校の、岩館小学校の今、仮に観海小学校の子どもさんたちを移動させた場合に、そのスペースが非常に問題であります。現在、観海小学校の子どもたちがスクールバス等を利用して岩館小学校に行った場合は、約100名がふえるわけでございます。校長室は、簡単に言いますと校長室は観海小学校、八森小学校で半分ずつ…校長、あの職員室は。隣りが校長室であります。そこをぶち抜いても6割程度しか広くならないと。そうすると140名ほどの学校の職員数からいくと、それもとてももたない。校長室もやはりとらなければならないという非常にきゅうきゅうしたような状況でございまして、それから業者の方に、うちの方の担当課長も立ち会いましてですね、仮に岩館小学校改修、最低限改修した場合はどのくらいかかるかということ調べて、今日ですね9時39分業者の方からファクシミリをいただきました。それを申し上げますと、校長室、また予備室として校舎を建てた場合、直した場合、それから体育館の漏水を防いだ場合、それから給水管、少し漏水をしております。それは今我慢できる状態なんです、100名が入って使った場合は大幅に直さなければならない。それから下水の方も同じでございませ。それから職員、今申し上げました職員室の改修も含めてですね3,200万円の見積り、これは最低でございませ。出ております。このほかに、申し上げますとスクールバスで子どもさんたちを移動することになった場合は、今、見積り取っております。バス買った場合と営業車で運んだ場合と。これはやはり町の福祉バスでシルバーというわけには子どもたちの安全を考えた場合、できないと思います。現在、峰浜地区で営業車を使っております。それをもとに算定いたしますと約700万円かかります。それと養護教諭と事務職員の臨時を、これはやはり空いたところに入れなければならないと。これも県の教育委員会の方にたしかめました。養教さんと事務職員を合わせて700万円と。そうすると、合わせてですね4,600万円ほど、これは岩館小学校の方に子どもを動かした場合は必ずかかるという金額でございませ。これもあわせて、やはり子どもの安全のことを

考えなければならないということであれば、全体像になったときにこれでやるかどうかということは、非常にやはり考えなければならないなと思って私ども考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 今回の補正予算とは直接かかわりのない質問になると思いますが、3点ほど質問させていただきます。

庁舎建設に関連した形の質問であります。先ほど町長が行政報告の中で火災庁舎の撤去処理の入札が行われたというような報告がございました。1,600万円という、当初の予算から半分ぐらいの形で入札が行われたようではありますが、先の臨時議会では、この補正、3,000万円の補正予算で意見、質問が集中したわけでありまして。その後検討したい、調査したいということでそういう答弁があったわけでありまして、今回3,000万円の予算を持ちながら1,600万円という形で入札が行われました。これについての説明が私は必要ではないかというふうに思います。どうかこの3,000万円の予算で1,600万円という当初の当局の算定もそれに近いことであったと思いますが、そうなった原因、要素をですねお伺いしたいと思います。

それからもう1つは、庁舎の建設であります。11月の13日に全員協議会がありまして、第1回目の庁舎の説明がございました。プロジェクトチームの中で練った、そしてその案をですね我々にそのときに示したわけでありまして、2,700平米で、平米単価が16万5,700円という、そして5億2,000万円ぐらいですか、そのぐらいの予算で本体工事ができるだろうというような説明が13日ありました。そしてこの前の12月12日の説明の中では8億1,000万円という3億円も金額が大きくなった形で説明がございました。よく見ますと、平米30万円の見積り予算になっておりました。倍になったわけでありまして。この1カ月間で、どうしてこの標準、2,700平米は変わらないで、そしてその平米単価だけが大きく膨らんだ、そのプロジェクトの中でですね、何と申しますか簡単に見積ったということでは私はないと思います。その大きくなった理由をですね、まずお伺いしたいと思います。

それから、3つ目の質問であります。各小・中学校の需用費、燃料費が出ておりますが、埴川小学校の燃料費だけが突出いたしております。その要因をお伺いしたいと思います。

この3点お伺いたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 質問について2点ほどございましたが、お答えをいたしたいと思えます。

今ご質問ありましたように補正予算で3,000万円ほど予算計上させていただきました。その後、あそこの後片づけ等でいろいろ計画変更もあったり何かいたしまして、燃えておらない倉庫も2つほどあるわけでありましたが、あるいはまた前に使っておりました役場の側の鐘楼等もあるわけでございます、いろいろそういったものを含めながら検討いたして補正予算等お願いしたりしたわけでありまして、その後、私どもが実際に考えておったよりも、はっきり申しますと少ない金額で工事ができるというような設計がございまして、先ほどお話ありましたようにこのたびの入札で1,600万何がしの金額になったわけでありまして。

それから、2,700平米の中の5億円から8億円の件でありますけれども、議員おっしゃるように当初の5億円については、やはり起債等をお借りする場合の標準について申し上げたと私記憶しておるんであります、その後、実際にかかる金額を弾き出しますと先ほどありましたように8億円程度に膨れ上がるというようなことじゃないだろうかという具合に思っております。

以上2点について、大変大ざっぱでありますけれども説明に替えさせていただきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 補足をさせていただきます。

1点目のですね撤去費用の関係ですけれども、皆様方にも以前、被害内容についてお知らせした数字がございましてけれども、その際、保険で対応できるもの、さらには特別交付税とかそういうものに対応してもらったもの、いろいろ分けながらですねお話をしたわけですが、その際、現地の焼失物の撤去費用については一式5,000万円ということで上げています。この数字そのものは県とか、あるいは国の方までこの数字で上がっていったらという状況で、当初つかみですぐ上げなきゃならない状態もありましたので、そういう数字で上がっていったら、これをもとにしながらできるだけ手当てをしてくださという、正直な話そういうもっていき方をしています。そういう中でその後の予算の状況もございましたので、ある程度そういうものを加味しながら上げたとい

う正直な話でございますので、その点は非常に申しわけないなと思っておりますけれども、實際上いろんな事業を組む、具体的に今作業に入る段階では、いろんな中身を見積りしながら今回のような数字になったというふうなことでお願いをしたいと思っております。

それからもう1つ、5,200万円の建設費の関係は、これはあくまでも、この間も説明しましたけれども標準事業費として起債の対象になる、はじき出すこの単価であるというふうなことで申し上げております。実際これがですね16万何がし、これが20万円になるのか25万円になるのか30万円になるのか、その調査の状況もありますし、それからまた今まで実際に立てたところの状況も加味しますと、起債を起こすこの単価でですね果たしてできるのかどうかということもございまして、いろいろ検討した結果、試算としてまず1つのたたき台を出したということです。

それから、再三言っているように、しからばこれでですね全部これでいくのかということになりますと、この後もう少しいろんな形でやっぱり中身の詰めをしていかなきゃならないと思っております。例えば面積、建物の面積にしても不用なところについて、あるいはまた削るところについては削って、そして単価そのものも見直しできる部分は見直ししていくというふうなことなど詰めながらこれからの状況を考えますと、できるだけ私も効率的なコンパクトなものをですね目指しながら、もっともっと内容を詰めていきたいというふうに考えております。

それから、3番目の関係は教育委員会の方からお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 伊藤教育次長。

○教育次長（伊藤 進君） それでは私の方からお答えしたいと思います。

今、須藤議員からのご質問ございましたけれども、燃料費、光熱水費、積算根拠ですけれども、これは各学校とも同じような積算をしております。ということは、当初取りました予算の残と今後予想される使用料といいますか、それに単価をかけた分の差額を各学校で補正した形をとっております。ということは、当初積算したときの単価よりも燃料費、灯油、それからガソリン等上がっておりますので、その関係で去年の実績、今後見込まれる数量に現在の単価をかけて差額を出したものでありまして、全般に埴川小学校を含め峰浜地区の方が、学校がほとんど高くなっていると。ということは数量が多いということで、特に一番今質問あったのは埴川小学校ですけれども、水小さんの方が本当は一番多くて、この後大体1万6,000リッターぐらい使うと。埴小さんについては大体1万リッターですけれども、いずれ埴小さんについてちょっと金額が大きいという

のは、当初の見込みの数量の数字の方がちょっと小っちゃく見積ったと、そういうこと
でございますので、いずれ数字といたしましては今残っている残と今後使う数量の見込
みに単価をかけた分の差額でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） たしかにいろんなその事情もわかるわけでありますが、3,000
万円の予算の中で質問が集中したのは、例えば柴田議員からアスベストが含まれている
んではないのかというような質問とか、私も質問をいたしました、一般廃棄物処理場、
あの焼却場で減免された形でですね処理できないものかというような意見に対して、検
討してみたい、調査してみたいというような答弁があったわけです。それに対する、そ
の質問に対するですね今回、入札が終わった後の説明義務と申しますか、そういうもの
があるのではないかなということ、私が質問したわけでありまして。

それから庁舎であります、たしかに概算の形で最初はこの5億円という数字が出た
のだと思いますが、それにしてもですね5億200万円から8億1,000万円に変わると、非
常におおっとうしたのかなというような疑問を持つのが普通ではないかというふうに思
います。しかも1カ月しか変わらない。私も資料をここに持ってきているわけでありま
すが、やはりある程度ですねところのそのつかみはですね、しっかりした形で最初から
我々に提示していかないと、いただかないと、5億200万円から8億1,000万円に変わ
ったということであればね、びっくりするわけですね。ですから、その辺の部分、これか
らもまた8億1,000万円から10億円に変わっていくというようなこともないとも限らな
い、どんどんふえていくというような予想もつくわけでありまして、やはり概算では
あってもしっかりしたところのつかみはですね、ほかの庁舎の建設先進地もあるわけ
ありますから、そういうところも調査して我々に提示する金額、そんなに違わないとこ
ろで私どもに提示していただきたいというふうに思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 一番最初に出した資料の関係ですけれども、これは庁舎建設に係
る標準面積による標準事業費ということで、これは一般単独事業債基準ということで、
起債を起す場合の基準はこういう単価で見ますよと。それが5億2,000万円ござい
ます。実際どこの庁舎を見てもですね、この起債の単価でできるというのは神業なよう
な状況ですね、やっぱり実際はもっと単価が高くなる。それをどの程度にするのかと
いうのは、この後のもっともっと厳しく見ていかなきゃならない要素になると思ひます

ので、その点はしっかりした形でやっていきますけれども、たしかにその起債を起こす標準面積単価と実際この間提示したのとかかなり開きがあったのでびっくりしたというふうなことでございますので、内容についてはまずそういう違いがあったということだけは理解してもらって、総体の事業費そのものについてはこの後もっともっとですねいろんな形で、質問にも出た面積の関係と職員の関係も出ていきますけれども、そういう関係とかですね、もっともっと詰めながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 私からは24ページの除雪費についてお伺いいたします。

八峰町として初めての冬を迎えるわけですが、除雪計画につきましてはこの前の12日の全員協議会で説明を受けました。業者委託する分、それから直営で行う分がありましたけれども、今回計上されたこの燃料費は、当然直営の町で行う、町で保有する除雪機に使用する燃料だと思うわけですが、補正額にすれば262万8,000円という金額、今からこのぐらいの補正額を計上するというのはちょっと何か金額的に大きいなという感じを受けたものですから、この金額の算出の根拠、それを説明していただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） ただいまのご質問に対する燃料費につきましてでありますけれども、これにつきまして当初計上した額より、まず今回、除雪計画を立てた段階での重機の状況を見た段階で、そして除雪計画の中で各ゾーニングしております。あとそれからもう1点としては、オペレーターとしての現在町保有の重機ありますけれども、一応その分の燃料費も含まれております。というのは、オペレーターの業務委託、簡単に申し上げましてまず町の重機を貸し出すという形になりますけれども、そういうその重機の分の燃料費が当初ちょっと計上漏れというか、不足になってあったということから、今回それぞれの計算した結果で不足分として今回262万8,000円の増ということでお願ひしているところであります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） たくさんありますので、関係係の方、よろしくお願ひいたします。

8ページの民生費国庫負担金、14款の8ページなんですけれども、知的障害者施設訓

練等支援費負担金、これは知的障害者に対するあれでしょうか、訓練となっていますので、社会に出すためのそういうふうな訓練をするような障害者と先ほどの自立支援法の障害者のあれと同じような中身なんでしょうか、その点ちょっとお願いいたします。

それと14ページ、2款の8節男女共同参画計画策定委員会報償費とありますけれども、これは今後どのような人数で年何回行う予定なのか、これをちょっと教えてもらいたいと思います。

それと15ページの庁舎建設費なんですけれども、ボーリングの箇所2カ所ということで砂地、それと田んぼの中のボーリングを計画していると思うんですけれども、町長が先ほど述べられました報告の中で、何回か集会を開いてきてますよね。その中でこの現在地の場所について、当然設定していると思うんですけれども、どのような意見が出されていたのか、これから今この点についてずっと各自治会を回って歩く予定ですが、それに対してこの庁舎の場所について異論があった場合、どのようなことを考えておられるのか。

それと庁舎が火災についての原因についてまだ詳しく聞いてないんですけれども、この点について火災の原因、何だったのか、これがまだ発表できない段階にいるんでしょうか。

それと26ページ、教育費なんですけれど、3目教育助成費の11節の印刷製本のところで説明がありましたけれども、これは社会科の教科書をつくっているというふうなことでしたけれども、教科書とかそういうふうなのは何ていいますか委員会をつくってこういう本を出すとか、こういうふうなシステムになっているんでしょうか。教育委員会独自でどういうふうな社会科のどういうふうなことについて教科書をつくっているのか、その点について何年生向けにつくっているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

それと同じ教育費の中で27ページ、水沢小学校の燃料費はこれからこの中で一番多いということでしたけれども、ガラス張りの小学校の……いえいえ、水沢、今後水沢小学校の燃料費が学校の中では一番燃料費がかかるということですが、それに対する対策、委員会とかいろんな意見を述べているんですけれども、見た限りでは本当に寒い、ホールも寒い、対策、断熱の、側面を断熱をやるとかそういう対策が考えられているんでしょうか。それと学童保育所の水飲み場、これは確保してほしいということを再三言っているんですが、修繕費の中に盛り込まれていないようです。

それとですね、教育費の30ページなんですけれども、文化交流施設管理費の中でちょっと教育長の11節の修繕費、これちょっと聞こえなかったんです。どういうことなのかもう一度説明をお願いしたいと思います。

先ほどから公債費負担比率のことについて話が出ていますけれども、全般にわたって債務が非常に多くなっていると思います。この一覧表の中にも元利償還、今年度の元利償還の予定額が出ておりますので、流動的な一般財源は少しあると思うんですけれども、おおよその公債費比率負担、公債費負担比率が今年度分出るのではないかと、けれども、先日、医療問題、それから健康問題について関係各人たちでいろいろ話し合いをしましたけれども、やっぱり病気の一番多いのは肺がん、そして副流煙、これが非常に多いということが保健所の方から説明ありました。保健センターとして、今、私、教育長さんが説明がちょっと聞きづからかったのが喫煙室を設ける修繕費なのかどうなのかその辺を聞いたかったんですけれども、これが計上されていたのかどうなのかその辺を聞いたかったんですけれども、ちょっと聞きづからかったんです。それとあわせて保健センターとしても、やはり皆さんたばこを吸っておられますのでね、なかなかこういうふうなこと進まないと思うんですけれども、庁舎の中にやはり喫煙場所があるというのは、これは健康面として保健所の方も言っておられました。それを含めてファガスもそうですけれども、私はもっとひどいのは峰栄館ではないかなと思うんです。峰栄館のあのロビーで皆さん本当にもうたばこを吸ってますよね。ファガスだけの喫煙室ではなくて、峰栄館の中にも喫煙場所を別個に設けるというふうなことを保健センターの方から私は発してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。最初に佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 8ページの国庫支出金、民生費国庫負担金、知的障害者の施設訓練等支援費負担金ということでお尋ねがあります。これは下の方の9ページの県負担金、民生費県負担金のここにもかかっております。これは先ほど丸山議員さんのご質問にお答えしたと思いますが、歳出の17ページ、民生費3目の障害福祉費ですが20の扶助費がございます。先ほど申しましたが、ここにワークシののめというところが小規模作業所から就労支援事業所ということで変わってございます。これは自立支援法に伴って、その自立を行うための支援を行う施設でなければだめですよと、補助はやりませんよというふうな形の中で、私の方は1名の方がいるということで50万5,000円ほど

かかるわけです。それに対する国が2分の1、そして県が4分の1というふうになってございますので、そういうような状況でよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 私の方にご質問ありました2点についてお答え申し上げます。

まず、男女共同参画関係の策定委員会であります。この後、年度中に2回ほど開催させていただきたいと思っております。人数は10人を予定しております。

それから、庁舎の関係でありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、やはり今回も盛り土を予定しておりますところは、前々から皆さんにもご協議いただいておりますように、やはり旧町村境を建設エリアにするということでご論議をいただいた経緯もございます。その後また行政協力員会議等でもいろいろとご意見をお伺いした中で、私どもがご提案申し上げました今現在の場所で大きな異論がなかったということで今回補正予算にボーリングの箇所2カ所を予算を計上させていただいたというようなことであります。

また、異論があれば変更するのかということでございますけれども、今ここに予算計上させていただきますように、ボーリングの結果を見てですね、地質の状況が芳しくないというような結果であれば、やはり場所については変更せざるを得ないのかなというような気がいたします。

また、その結果等について出次第ですね、それぞれまた前向きな形で検討していきたいという具合に思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから火災の原因でありますけれども、これは町長が行政報告で申し上げましたようにですね、まだ警察の方からはっきりとした原因は示されておりません。やはりあのような大きい場所でありまして、あのように激しく燃えたということもございましてですね、どこから出たかというような場所がわかれば原因もわかると思うんですが、どこから出たかというようなところもまだ特定されておらないというようなことでありますので、もうちょっと警察の方の捜査の結果を待ちたいという具合に今思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 恐らく先ほど私、説明が舌足らずであったのではないかなと思っております。社会科の副読本でございます。今計画しているのは、やはりこれは法でつくらなければならないことになっておりまして、委員会を設置して検討中ござい

ます。4年生、5年生、私たちの八峰町ということの町の成り立ち、それを子どもたちにより一層わかってもらうために各市町村でつくっている教科書、社会科の副読本でございます。よろしいでしょうか。

それともう1つ、最後の方、峰浜の峰栄館の関連につきまして今ご質問ありましたように、禁煙の関連もあるのかというご質問でございました。細かいことを申し上げますと、禁煙についてはまだ入っておりません。あの峰栄館の建物そのものがロビーで煙草を吸って、上の方で吸煙して外へ投げ出すというそういう施設だそうでありまして、それでもやはり匂いはするわけでありますので、私どももどこかいいところがあれば禁煙場所をつくりたいと、そういうことで検討をしておりますけれども、ここにつくりたいということで設計の方に尋ねますと、ここはやはり全体に影響するためにだめだと。そういうことで、現在その場所の検討中であります。何かいい場所がありましたら見上さんの方からもご指摘いただければ助かります。

それと、中身がよく聞こえなかったということでもありますので、もう一度申し上げます。

中身につきましてはですね、今、峰栄館の方に入っていくには最初の入口は開いたままになっています。あそこはやはり建てつけが悪いのか動かなくなるとガラスを削って我慢してあったんですけれども、なかなかあれは思うようにいかない、防犯上もまずいということで、ここを直すのが26万円です。それから建設以来、日本間と宿直室に畳を敷いているわけですが、ほとんどがぼろぼろになっておりまして表替えをすることについては20万7,000円、あとについては消防関係の予算ということになります。よろしく申し上げます。

続いて、水沢小学校については課長の方から説明いたします。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 均君） 水沢小学校の暖房費のことについて私の方からご説明申し上げます。

ご存じのとおり水沢小学校は外壁がガラス張りということで、夏暑くて冬寒いということは現場の先生方から私どもの方にいろいろ意見がきております。私も何度も学校の方に行ってどうすればいいかということをいろいろ現場の方を見て考えているわけなんですけれども、カーテンを張ったらいいいものか、また、ガラスにその断熱シートをですね貼ったらいいいものやら、これは根本的な構造がそうになっているものですから、それを

直すとなれば多額の大規模改修というような形になってしまうものですから、できるだけ経費をかけないでどのような工法があるかということでもいろいろ今検討していますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 公債比率の関係についてご質問がございました。多分33ページの調書を見ての話だと思いますけれども、やっぱりここで見てわかるとおり、最近では起債の発行額というのは非常にふえております。一つの要因というのは、やっぱり大型事業、そしてまた地方の赤字地方税と言われているようなその財源対策債というものの発行、それが毎年あるということ。それから、今年度であれば今度、基金に積み立てるということで合併特例債というものもあるということから残高というのはふえていっているということだと思っております。

それで、実質公債費比率のお話でございましたけれども、平成17年度は17.6%という数字でございました。これまでは許可制ということで、こういう扱いはなくて、起債制限比率というもので判断しておりました。これでいきますと12.6%でございますが、それが今度は変わって協議制ということで、これまでの一般会計だけじゃなくて、例えば下水道会計であるとか、簡水の関係であるとか、それからまた広域というか一部事務組合の借金についても町の方で負担しているものがあれば、それも町の借金だろうというような考え方になりまして今実質公債費比率というふうになっているわけでございます。この起債制限比率については、毎年毎年決算統計の際に10年間ぐらいの推移を出しなさいということになっておりますけれども、実質公債費比率、このとおりさまざまな要素が絡むことから県の方ではそれを要求しておりません。ただし、この前から議員の方々からも言われているとおり、まずは長期的な財政計画を今検討中というか精査中でありましてけれども、それが終わり次第今度は実質公債費比率の推移について入っていくということにしております。17.6%が、このままでいきますと当然来年もまた4.4%の交付税のカットというものが見込まれておりますので、18%を超えるというのは、もうこれは確実なのかなという感じがしておりますが、これも各町村ともその方向にいくんじゃないかなということでございます。

それから、これは予想でございますけれども、多分何年かの間ずっと上がって行って、それから下がっていくという、どの推移を計算してみましても不景気が大体3年後とい

うふうな形で出てきます。まずは財政計画、その後にこの計画を出していきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 金平保健衛生課長。

○保健衛生課長（金平嘉孝君） 保健衛生課長を拝命していますが、保健師にたばこはとめられます。やめた方がいいんじゃないかということで話していますが、私も好きな方でなかなかやめれないのが現状です。ただ、保健センターにはもうその喫煙室がないので、吹くとすればファガスとか外でないと吹けないので、そういう現状がありまして、今は昨年と比べると3分の2の方に量が落ちております。それから、毎日に保健師に吹くな吹くなというふうな話されてだんだん量も減ってきていますけれども、なかなかやめれないのが現状ですが、今後も保健師活動でたばこは危険だということを周知徹底させながら、できればやめさせるようにしていきたいと、そのように思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 教育長さんの説明が峰栄館の説明だったということで、ファガス内の喫煙室の計画はどのようになったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） この前から話しているとおり、この事業については電源立地地域対策交付金事業という交付金を充てたいと思っております、それについては申請中でございます。2月になってその決定というか入ってきますので、その後の着工ということで今考えているところでございます。これは前にもお話したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 予算書からちょっと外れますが、峰浜地区の防災無線、今稼働しておりますが、はっきり言って非常に聞き取りにくいというふうな住民の苦情もありますし、私自身もきのう、おとといのサイレンなんかもなかなか聞こえないというふうな部分で、その改善をお願いしたいというふうなことです。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

大変住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご案内のように突発的な場合で、緊急の対応という形でやっていただいておりますが、聞こえるのは聞こえるんですが、あれ

以上ボリュームを上げますと音が割れてまた聞きづらくなるというようなことがございまして、今、業者の方で原因をですね点検し探しておるといような段階であります。もうしばらくの間今のままの音量となるかと思いますが、原因がはっきりするまでの間、もう少しご辛抱いただければという具合に思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 何かあまり時間ないようで聞くのが悪いなという気がするんですけども、温泉管理費の中で今、この間、ハタハタ館が休まないということでありましたが、今度急きょ休むということになりましたので、きのう多分ハタハタ館は休んでその処遇についていろいろと説明をなされたと思います。その中において職員並びにパート、臨時職員の人たちの処遇についても話し合いなされたと思いますが、今までは休まないということで職場も確保されているなという思いがあったと思いますが、急きょ休むということで今度辞めなきゃいけないんだという実態になってきましたので、そこら辺の職員はすべて8名ですか、その人たちは研修に行ったりいろいろとして給料は60%にするのか100%払っていくのか、また、パートの人たちの一たん首切られ辞めてもらうということになると思いますが、補償だのは町長はハタハタ館の社長でありますので、そういう点どのようにして考えているのかということと、それからこれはほかで、商工会でやっていることですが、庁舎に関係ございまして商工会の方から手紙がまいりまして、会員の方は1口1,000円、法人の方は2,000円という庁舎に対しての寄附をお願いするというおふれがまいりましたが、それについてやってくれるのはありがたいだろうと思いますが、町長としてはその辺どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 温泉管理費の関係の、本当は補正予算ですから、この部分が本当はメインですけども、これは今までやらなきゃならなかったけれども休業を利用しながらぜひ全面的にこれを直すというふうなことでご理解をしていただきたいと思います。

それから、やはり休業に入った場合の職員の処遇というのは非常に大事な問題です。いろいろ内部でも検討してきましたけれども、全部ですね一斉に休ませるといようなことにはなりません。当然、休業期間中であってもいろいろの、例えばお殿水もやる、あるいはまだ管理センターもやる、そしてまた再オープンの後の準備とかいろいろな作業

がございますので、やはり職員、社員についてはそのまま出勤をさせるというふうなことになると思います。

それから、臨時については一応、仕事そのものがですね全部ないわけでございますので、休業していただくと。その場合、60%の補償をするというふうなことにしております。

あとそれから、いろんなパートとかですね中でも非常に高齢の方がおったりですね、これからの作業を考えた場合に一定の基準のもとで、ひとつこの際、人の入れ替えも必要だというふうな判断もございましたし、いろんな話し合いの上で高齢の方については一定程度今回を契機に退職するという方もおります。そういうふうな振り分けの中で、いずれきのうの段階で打ち合わせもして、そういう中身についてご了解をしながら、少しでも新しい体制の中で新しいハタハタ館を利活用しながら延ばしていくというふうな方向の確認をきのうしたところでございます。

それからもう1点、秋田白神商工会で、今、庁舎火災に伴うそういう義援金といえますかそういうものを受けつけているということでございますけれども、正直言ってうちの方にそういう話はまったくございませんので、秋田白神商工会独自のたぶん取り組みだと思います。私の方で要請したのでもないし、またこういうふうにやりますよという話も一切来ていませんので、それは商工会の判断ですので、そちらにお任せをしていきたいと思っております。もちろんそれが来た際はですね、断る理由はないと思っておりますので、それはまた善意として受けるということになると思っておりますけれども、今のところ私の方ではその問題に関しては関知をしていませんのでご了解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどの後期高齢者の制度につきまして町民の負担が多いということで反対いたしました。この中に予算が出ていますので、この補正予算には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第137号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後 1 3 時 3 4 分 休 憩

.....
午後 1 3 時 4 5 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

日程第10、議案第138号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） ご苦勞様でございます。

議案第138号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,313万9,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ10億2,818万1,000円とするものでございます。

5ページの歳入をご覧いただきたいと思っております。

ご説明申し上げます。歳入でございます。

国庫支出金ということで1目の療養給付費等負担金でございます。既定額に646万円を追加するものであります。これは療養給付費が、一般の方ですが伸びましたので、それに伴う歳入ということで、国の方が34%見ておりました646万円というところであります。

それからまた県の補助金でございます。2目の財政調整交付金99万7,000円を追加しております。これは実を申しますと、火災で焼失しました県との国保ラインシステム等がありまして、それが保険の対象にならないということで一般会計の方へ計上していたところでございます。ところが県との話し合いによりまして、これに対しまして県の補助金、財政調整交付金で全額見るにいいということで99万7,000円を歳入予算を見たところでございます。

それから、次のページになりますが6款の共同事業負担金でございます。1目の高額医療費共同事業負担金であります。既定額に328万7,000円を補正するものであります。これは80万円以上の高額医療費に対しまして共同事業が行われております。それが当初811万1,000円を計上しておりましたが、328万7,000円が確実に入ってくるということで計で1,139万8,000円とするものでございますので、よろしく申し上げます。

8款の繰入金でございます。1目の一般会計繰入金で、補正額では37万3,000円の減額でございますが、**中身**を見ますと1の1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分というものがございます。これが確定、国の方の精算等確定したところで、一般会計の方では減額しております。そういう確定したことによる11万6,000円でございます。3,751万5,000円を予定しておりましたが、3,739万9,000円ということで確定したところであります。

それからまた保険基盤安定繰入金保険者支援分ということでございますが、これも確定したということで127万4,000円減額しております。当初は856万9,000円ほど見たんですが、729万5,000円ということでございます。

5節の出産一時金等繰入金でございます。これは2名分の追加ということで、1件当たり35万円ですが、その3分の2の分ということで2件分ということで46万7,000円を追加してございます。

それから6の財政安定化支援事業繰入金でございますが、これも交付税算入ということで確定いたしました。これは55万円の追加ということで、当初予定よりも50万円ふえたと、1,687万7,000円が確定したということでございます。

それから9款の繰越金でございます。その他の繰越金に補正額として1,276万8,000円を追加したところでございます。やはり医療費の伸び等大きくなっております。

これで8,288万1,000円の計になるわけでございますが、あと繰越金は100万円しか残っておりません。これが歳入の主な内訳でございます。

続きまして8ページの方、歳出でございます。

総務費の中の一般管理費でございます。269万8,000円追加してございます。11の消耗品はちょっと足りなくなりまして2万円を追加しております。12の役務費であります。先ほど歳入のところでも県との国保ラインが補助対象になったと申し上げました。一般会計でこの歳出の方も見てあったんですが、その分99万8,000円、それからまた来年の4月に高額療養費、これは手術等大きくかかった場合ですが、窓口支払いで50万円、100万円と納めてあったものを限度額を納めればよいようなシステムを構築されるために残

りの方、これは来年の方のそういうシステムを構築するためのお金も入ってございます。99万8,000円を差し引いた分がそのシステムを構築すると。限度額の認定書の発行も行なわなきゃならないし、するためには限度額がその額高で違いますので、民税の方の情報も引っ張ってこなきゃならないというふうなこともございまして、それらのソフトを導入することも予算も入ってございまして、計で267万8,000円ということでもあります。

それから、2款の保険給付費でございます。1目の一般被保険者療養給付費ですが、先ほど申しましたが1,900万円を補正させていただきますということでございます。当初3,200万円ほどで見込んであったんですが、実績は、今度補正することによって3,358万円くらいということで、150万円ほどの増になるんですが、3月から9月までの実績を見ますと3,360万円くらいの実績が出ております。そのために今回1,900万円を追加したところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

2目の審査支払手数料ですが、そういうふうな関係で手数料もふえておるということで3万円の追加でございます。

それから、2項の高額療養費でございますが、これは先ほど歳入がふえました。それに伴う財源内訳の変更ということであげてございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから10ページの方になります。4項の出産育児諸費であります。出産一時金を70万円補正いたしまして、これは2件分、実を申しますと2件分のうち1件は予定されております。1件は、もしという場合で2件を計上してしておりますので、よろしくお願いいたします。

5項の葬祭諸費であります。70万円を追加しております。あまり言いたくはありませんが、大体8人平均くらいでお亡くなりになっております。当初予算では80人見ておったんですが、それではちょっと間に合わないのではないかなということで70万円補正してございますので、よろしくお願いいたします。

それから1項の共同事業拠出金ということで、補正前は存置項目1,000円見てあったんですが、今回、保険財政共同安定化事業の事務費ということで1万1,063円が決定してまいりましたので、これを補正するものでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。どうもありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第138号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第138号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第139号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長(佐藤 弘君) 議案第139号であります。

平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,446万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億6,936万3,000円とするものでございます。

5ページになりますが、説明申し上げます。

歳入の国庫支出金であります。1項の国庫負担金、介護給付費負担金であります。既定額から301万8,000円を減額するものであります。これは給付費の減によるものでございます。国庫負担金は20%分の計上でございます。

それから支払基金の交付金につきましても減額であります。467万7,000円を減額するものでございます。給付費の減ということで31%分に当たりますので、その分の減額であります。

続きまして6ページの方へまいりたいと思います。

県の負担金であります。県の負担金につきましても188万6,000円の減額であります。これは12.5%、給付費の12.5%になりますので、その金額であります。

それからまた一般会計の繰入金につきましても188万6,000円でございますので、県と同様12.5%の金額であります。

そしてまた、繰入金ということで当初で介護保険の給付費、準備基金を予定していましたが、給付費等が下がりましたので300万円の取り崩しを入れたというところでありますのでご理解を願いたいと思います。

続いて8ページからの保険給付費であります。ここに記載されている1、5、8級は介護度1から、介護1から5の方々に対するものでございます。居宅介護サービス給付費ということで3,473万3,000円を追加してございます。ここでは訪問介護とか通所介護、短期入所介護、福祉用具、訪問入浴、訪問介護等を行う居宅サービス事業給付費ということて出ていっているんですが、この中で伸びているのが通所介護、これはデイサービスと呼ばれているものです。それからまた短期入所も伸びています。ちなみに申し上げますと、通所介護では1カ月当たり171万円くらい伸びております。それから短期入所、ショートステイと言われているものでございますが、これが75万円ほど伸びております。月々にしますと補正後は289万5,000円ふえるわけでございますけれども、これに対応するために今回補正いたしました。

逆にまた、施設介護サービス費が極端に減っております。4,263万円の減でございます。これは介護老人、これは特別養護老人ホーム、それから保健施設、療養型医療ということで病院関係ですね。軒並減っております。ただ、一番減っているのがやはり特養でございます。月250万円ほど減っております。これを聞いたところ、入院者が結構多い。というのは、入院が多ければ、3カ月間、退院する、3カ月以内に退院するめどがあった場合は保険部分が条件になってございます。それを3カ月以上になった場合は回収ということになるんですけれども、その入れ替わりはちょっと激しいということで松波に聞いております。お年寄りもだんだん多くなってきたということもありまして、そういうのも頻繁に行われているのかなということでございますので、ただ、軒並保健施設の方、入所者が少なくなったのかなと。病院の方も減ってきているという状況の中で4,263万円を減額いたしているところでございます。それからまた、居宅介護住宅改修費でございます。これは段差解消とかトイレ改造とかいろいろございますけれども、私の方でも見ておりましたが、このごろ多くなってまいりました。そしてまた限度額18万円ですが、18万円目いっぱいという方もふえてまいっております。その関係で今回15万2,000円ほど追加をさせていただいております。

それから9の居宅介護サービス計画給付費ですが605万6,000円ほど追加しております。居宅介護のサービスの方から計画の策定も多くなってきたと。期間が短いわりに回数が

ふえてくるというふうな関係もございますので、そういう関係で増えて来ておりますので、よろしく申し上げます。短期入所等も同様でございます。

9 ページであります。介護予防の方でございます。これ要支援1,2でございます。介護予防サービス給付費が2,628万1,000円の減額であります。訪問看護、通所看護と、こっちの方は逆に要支援の方は減ってきております。通所介護で170万円ほど減っておりますので、先ほど介護1から5と言いましたけれども、そのところプラスマイナスすれば、ちょうどいいのかなというふうな感じも持っております。

それからまた訪問介護の場合も66万円ほど減っておりまして、その方は全体的に減ったのかなと思っておりますが、そういう関係もありまして今回2,628万1,000円を減額したところでございます。

それからまた、特定入所介護サービス給付費等でございます。これは何かと申しますと、第1か第4まであるんですが、施設等に入所されている方の食費、それから部屋代というそういう部分がありますけれども、それらに私の方で月250万円ほど予定したところが344万3,000円ほどなるようだというので、今回補正して1,131万4,000円を追加しているところでございます。

それから10ページの方になります。3目特定入所者介護予防サービス費ということで、私ども存置項目にしておりました。ところが要支援1・2の方でショートステイを利用するというので利用する方が出てきておりますので、その関係で15万円ほど追加させていただいております。

予備費でございますが61万9,000円、これは歳入歳出の調整のために予備費の方へ61万9,000円を計上いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） はい、御苦労さまでした。

これより議案第139号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第139号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第140号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長(木村 学君) 議案第140号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

歳入歳出の予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ462万7,000円とするものであります。

平成18年12月20日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 加藤 和夫

5ページ目をご覧ください。

歳入についてでございます。

1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入、補正額6万3,000円でございます。

内訳としましては、土地貸付収入が6万3,000円です。場所は目名潟字大沼資材置き場としての貸し付けが5万円、それから秋田県への砂取りと山林代の中渡地区土地改良事業の資材運搬架設道路用地としての貸し付けが1万3,000円、合わせて6万3,000円となっております。

続きまして財産運用収入、財産売払収入、物件売払収入で補正額157万円でございます。

内訳としましては、立木売払収入でございます。これにつきましては独立行政法人緑資源機構と契約している造林地の立木売り払いに伴う収入でございます。

内訳は、18年度利用間伐収入といたしまして108万5,299円、搬出に伴う諸費用としまして、これが48万5,277円、合わせて157万円を計上しております。

次の6ページをご覧ください。

繰越金でございます。補正額41万5,000円、前年度繰越金ということで41万5,000円の増額となっております。

次に、3款諸収入1項受託事業収入1目緑資源機構造林受託事業収入でございます。交付金3万5,000円、これにつきましては目名潟字ヲサバシ2の森林国営保険方針分ということで3万5,468円が緑資源機構から交付されております。

なお、この保険加入箇所につきましては、今回が終了となります。平成18年度から22年度分ということで5カ年を予定しております。

次の7ページをご覧ください。歳出でございます。

1款財産管理会費1項総務管理費2目財産管理費、補正額が84万6,000円です。

内訳としましては、19節負担金補助及び交付金となっております。交付金を合わせて84万6,000円。内訳としまして土地貸し付けに伴う交付金、これが6万円、交付予定部落は目名潟部落と岩子部落を予定しています。

それから、利用間伐売払いに伴う交付金でございます。これにつきましては78万6,000円、これは水沢部落を予定しております。

なお、収入のこの交付割合ですけれども、土地貸付にあつては95%、立木に関する交付金にあつては50%を計算しております。

次の2款諸支出金1項分収造林契約実施費の2目育成費でございます。補正額2万4,000円、これについては現在使用しております財産区所の軽油代ということで、12月から3月までの4カ月分を計上しております。

次のページをご覧ください。

8ページ、予備費でございます。3款1項1目予備費121万3,000円を予算計上しています。

なお、今回の補正につきましては、12月17日開催の八峰町沢目財産区管理会で同意をいただいております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第140号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第140号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第141号、平成18年度八峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。木村管財課長。

○管財課長(木村 学君) 議案第141号、平成18年度八峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,599万1,000円とするものであります。

平成18年12月20日提出

八峰町長 加藤和夫

5ページ目をご覧ください。

収入でございます。財産運用収入、財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。利子及び配当金、これにつきましては、土地開発基金積立金ということで利子分を予算計上しております。5,000円でございます。

なお、当初、利子分も予算計上しておりましたが、利率の改定等により今回5,000円を追加するものでございます。

次のページ、6ページをご覧ください。歳出でございます。

1款土地取得費1項土地取得費1目土地取得費、歳入同額5,000円の補正額でございます。

これにつきましては、基金へ積み立てすることから歳入と同額を計上いたしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださるよう、よろしく申し上げます。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第141号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第141号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第142号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長(高宮建一君) 議案第142号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出をそれぞれ3億1,861万6,000円とするものでございます。

内容であります。町長の行政報告にもありましたように、ハタハタ館の隣りに白神体験センターが建設されております。その関係で水道管の移設が必要になったものであり、そのための補正予算であります。

歳入につきましては、前年度繰越金5万8,000円と県からの受託事業収入52万4,000円であります。

歳出におきましては、八森地区の水質管理費に工事請負費として58万2,000円計上しております。

工事の延長は約90メートルであります。

以上のような内容でありますので、事項別明細書の方の説明は省略させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第142号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第142号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全部終了いたしました。

昼食を抜きにさせていただき、長時間にわたって会議を続けたことに対しましてお詫びを申し上げます。今後こういうことのないように時間配分を行ってまいりたいと思います。

本日は、これにて散会します。

次回会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

大変御苦労さまでありました。

午後 1 4 時 1 5 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 見 上 政 子

平成18年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成18年12月21日（木曜日）

議事日程第2号

平成18年12月21日（木曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	助 役	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	総務課長	皆川鉄也
収入役室長	金谷 茂	企画財政課長	須藤徳雄
管財課長	木村 学	税務課長	佐々木 充
産業振興課長	武田 武	八森町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	福祉課長	佐藤 弘
保健衛生課長	金平嘉孝	農業振興課長	米森昭一
建設課長	辻 正英	上下水道課長	高宮建一
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤 進
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	齊藤英市郎

学校給食センター所長 加賀谷 敏 一 峰浜公民館長 福 司 和 明
子ども園園長 小 林 康 範

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 齊 藤 なつ子

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。柴田君。

○11（柴田正高君） おはようございます。

私からは、通告順に4点について町長の考えを伺います。

まず初めに、11月3日の八峰町民祭で、なぜ町民表彰を行わなかったのかということについて質問させていただきます。

9月定例会で3番議員の町民表彰に関する一般質問の答弁で、11月3日予定の八峰町表彰にあたり、表彰規則に該当し、表彰することが適当と認められる人がおれば推薦いただければ表彰したいと考えているのでよろしくお願ひしますと町長はこう答弁されておられました。そこで私も表彰規定に照らし合わせまして、この方は表彰規則の第2条の第5、第6に該当するものではないかと、こう思いまして、日ごろから沢目駅ホームなどの環境美化に一生懸命とられる方であります。その方を推薦したいと思いまして電話で担当課長であります総務課長さんにその旨を伝え、推薦するための用紙または書式などがあるのかと尋ねましたところ、今回は町民表彰は考えておらないというご返事でありました。私は議会で町民の代表である議員の質問に対する町長の答弁は、町民に対しての答弁であり、町民に対する約束だと思っております。そこで町長に伺います。議会での答弁内容に対しての責任を町長はどのように考えておられるのでしょうか。

また、13番議員の再質問の答弁にも、ぜひいろんな形で町民の方にも推薦いただければと思います、こうも答えておられました。しかし、町民、広報などで推薦の呼び掛けを行ったということもなかったように思われます。議会で表彰したいと答弁されたにも

かかわらず、今回はなぜ推薦の受けつけも行われなかったのか伺います。

次に、新庁舎にかかわる標準面積の算出の仕方についてを伺います。

9月議会において私の質問に対して、町長は退職職員補充については合併後10年間は5名の退職者に対し1名の補充でとはっきりおっしゃいました。ところが11月13日に開催された議会全員協議会で私たちに渡された資料では、新庁舎建設にかかわる面積の算出根拠となる職員数を6名退職1名補充の98名としております。これは平成21年度の本庁舎見込み人数だようですが、どうして5名の退職者が6名となったのか、そのわけを伺います。

3問目といたしまして、広報発行の記事について伺います。

昭和56年10月13日に旧自治省の通達に従って、八峰町でも今回、広報はっぼう11月号に職員給与などの公表に関する記事を書いたんだらうと私は思います。その旧自治省通達の内容であります、1つ、人件費の状況、2つ目として職員給与の状況、3つ目として平均給与月額及び平均年齢の状況、4つ目として初任給の状況、5つ目として経験年数別、学歴別平均給与月額の状況、6つ目として級別職員数の状況、7つ目として職員手当の状況、8つ目として特別職の報酬などの状況となっているはずであります。

そこで改めて今回のはっぼうの記事を見てみますと、5番目の経験年数別、学歴別平均給与月額の状況がそっくり抜けているのではないのでしょうか。また、職務区分の職務内容の区分で課長20名となっておりますが、35名、課長15名と、また、主幹のところは主幹兼課長と、職員がいつも胸につけている名札のとおり載せた方が住民にはわかりやすかったのではないのでしょうか。また、参事以上の人数は26名ではなく27名ではないのでしょうか。多分この中での峰浜診療所の所長が抜けて、抜け落ちたのではないかと、こう思います。いかがでしょうか。また、職務の分類も課長と参事は7級で主幹が8級ではないのでしょうか。

広報の役割は、合併後の町の行政の状況について積極的に住民に知らせるという重要な役割であり、その内容は言うまでもなく正しいものでなければならないと思います。新聞記事の一番のあれは記事の正確さだそうであります。また、広報は行政側からだけのものではなく、住民側からの声も取り上げることが重要だと思いますが、どうでしょうか。

次に、参事職を今後どうするのかということについてお伺いいたします。

参事職は旧八森町ではありませんでした。現在おる5名の方は、いずれも旧峰浜村か

らの職員であります。これは職員の処遇適正化の観点から新町に引き継がれたものであります。今後、課長が随時退職となりますが、順調にいけば級別の職務分類上からも参事が課長に昇任されることになると思います。この参事の空きポストはどんなされるのか、今の5名体制を維持していくのか、それともふやす考えなのか。また、徐々に減らして、やがて廃止するという考えでおられるのか、人事権のあります町長にお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さんも、きょうは朝早くから大変ご苦勞様でございます。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

まず、町民表彰についてであります。

ご指摘をいただいておりますように、八峰町表彰規則の定めるところにより、11月3日を定期と定め、八峰町発展にご尽力をいただいた個人または団体を表彰することになっておりますが、ご承知のように峰浜庁舎火災という不測の事態が発生し、宿直勤務に当たられておりました方の殉職や町民サービスの低下を招かないための事務処理とその対応等に忙殺され、定められた期日に実施できなかったことをご理解していただきたいと思っております。

今年度につきましては、大変遅くなって申しわけありませんが、八峰町誕生1周年記念日などの機会をとらえて、該当する方々の調査をして、その上で表彰を考えたいと思っております。

次に、新庁舎の面積算出に当たっての考え方についてであります。先の八峰町議会全員協議会において概要について説明し、ご論議いただいたところであります。職員定数管理の適正化については、合併協議で示した今後10年間は退職者5名につき1名、その後は退職者2名につき1名補充の基本は変わっておりません。このたびの新庁舎建設計画にかかわる面積計算の中に記載した6名退職に1名補充し、トータルを98名とさせていただいたのは、平成21年新庁舎完成と見込んだ場合、実態として6名の職員が退職し、採用が1名あると見込まれるため、その数字を利用させていただいたところでありますので、合併協議の計画とは違いますのでご理解をしていただきたいと思います。

次に、広報はっぼうの記事の内容についてであります。11月号に記載いたしました

記事は、八峰町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき作成した人事行政の運営の状況についてを抜粋したものであります。

職務の内容の区分につきましては、それぞれ級に該当する代表的な職務を記載させていただいております。詳しい内容につきましては、本日皆様のお手元に配付した参考資料の職員配置表を見ていただければと思います。

広報には一般行政職の職員数を記載したものでありますので、医療職の医師はこれに含まれておりません。したがって、広報の課長と主幹をプラスした数と課長と参事をプラスした数は26名で間違いのないものと思います。

職員の職務の級についてであります。本年4月1日より給与構造の見直しに係る給与条例等の改正を行い、職員の給料表が8級制より6級制となっておる関係でございます。

また、経験年数別、学歴平均月額の記事が抜けているのご指摘でございますが、本町で定めております人事行政の運営の状況については、ご指摘の項目がございませんので公表いたしませんでした。町では経験年数別、学歴平均月額について、本年9月末で公表した八峰町の給与・定員管理等については記載いたしております。これは八峰町のホームページでも公開しておりますので、誰でもご覧いただくことができますが、今後もっとわかりやすい公表の方法について、さらに検討をしてみたいと考えております。

次に、参事職をこの後どうするのかの質問でございますが、合併協議の際も議論していただいておりますように、参事職は旧峰浜村で採用していた職名であり、旧八森町にはなかったものであります。ご承知のように参事職は等級別職務分類で5級に格付けされ、課長相当職の取り扱いであります。職員定数管理の上からも今後、昇格等で随時解消を図りながら、将来的には現在在職しております職員限りとして参事職は空きポストにしたいというのが私の考えでございます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 第1問目の再質問ですけれども、合併記念の3月27日に改めてということございました。それこそ峰浜庁舎消失に伴って、その整理で職員がこれに、ここまで手が回らなかったんだらうということは私も十分承知しております。しかし、表彰のために推薦しようという方の中には、80歳を過ぎた高齢の方もおられるでしょう。

それこそ言葉が悪いんですけれども、そこまで待てないという方も中にはおられるかもしれない。ですから、町長が11月の3日に行うところ答弁されたことに対するですね、責任は果たしていただきたかったなというのは私の正直なところであります。隣り町の能代市では、合併した3月27日を能代市市制施行記念日として教育や産業、社会福祉などの各分野で功績のあった人々を表彰するというので、もう既に各事業所、団体、個人に対して候補者の推薦のお願いをしておるそうであります。それこそ9月議会で答弁されたすぐその後に火災までに遭うまでの間、幾らか日にちがあったわけでしょうから、そういう行動をとっておれば十分間に合ったのではないかと、こう思っております。

それから新庁舎にかかわる面積の算定についてであります。今、八森3小学校の統合が議論されております。それで、今回私の退職補充5人に対して1人の退職となれば10年後、平成28年には109名になるという、こういう答弁でございました。この中には当然保育園の保母さんや学校の校務員の方も含んでの人数だろうと思っておりますけれども、当然学校が3校1つになれば校務員の方々は2名、これは庁舎の方で受け入れることになるんだらうと思っております。そうすれば、この98名で見込んだ、この、で算出したこの面積というのは、当然一番少ない概算で出した面積だろうと思っております。これよりも減ることはない、おそらくふえる方向にいくんだらうと思うんですが、その点はどうなのかということをお伺いします。

それから第3点目につきまして、合併協議会の各部会の中で取りまとめられたもの、これは人事部会での取りまとめですけれども、これに従って広報に公表したんだらうと思っております。この合併人事部会での取りまとめによりますと、公表の内容、人件費、職員給与費、平均給料月額、平均給与月額、平均年齢、初任給、一般行政職の級別職員数、職員手当、特別職の報酬、定員管理の状況、そして括弧して上記は国の指針に基づく項目と、こうなっております。この合併の人事部会の中で、もうこの5番の部分がそっくり抜けているんですね。どうしてこの部分が抜け、この人事部会の取りまとめで抜け落ちたのか、当時ここにおられる課長さんの中にもこの人事部会にかかわった方もおられると思っておりますけれども、もしおられてその内容わかる方がおりましたらぜひ説明していただきたいと思っております。

それから広報はっぼうの記事の正確性についてでありますけれども、12月号を見ますと、12月号の工事の入札結果をお知らせしますという15ページのところでありますけれども、ここで落札、契約金額、それからその下に入札率、こう書かれております。

入札率というのは、じゃなくて、これは恐らくここの部分は落札率だろうと思うんですよ。職員であれば大概はこの落札率という言葉は知っているんだろうと思うんです。それがどうしてこういうここに入札率という言葉で出てきたのか、この広報の記事のチェック体制、これはどうなっておるのか、企画財政課の担当でありますこの広報に関しては。企画財政課長に伺いますけれども、この広報の記事のチェック、校正段階のチェック、これはどのようにされているのか、広報担当の職員だけに任せた結果がこういう結果になってくるのではないかと、私はこう思います。先ほども申しましたように、記事に関するもので一番求められるのは正確性であります、これが間違った記載により、それこそ言葉は悪い、例えが悪いかもしれませんが、読む人を欺くというような結果になるんじゃないか、こう思います。この誤った記事が全戸に配付され、また、近隣の自治体にも届けられます。また、ふるさと会の方にもこれが届けられます。この記事に関しては、やっぱりちゃんとしたチェックを行い、間違いのないようにやっていただきたいと思います。このチェックがどうなっているのか、それを伺います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の再質問に対し、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の表彰の関係でございますけれども、実施をしなかったということについては非常に申しわけないなと思っています。9月の27日に新町の合併記念式典がございました。その後、10月3日の火災でございますので、その間わずかの時間よりありませんでした。我々としても9月27日のその式典もまた非常に大事でありまして、これの準備に全部かかわってきたというふうなことです、その間の事情についてですね、我々も努力が足りなかったと言われればそれまでですけれども、そういう事情についても何とかご理解をしていただきたいと思います。

幸いその規則の中でですね、11月3日平日と、それにより難しい場合は云々もございまして、我々としては先ほど申し上げたように来年の3月27日、能代市は3月のもっと前ですから、3月20日なはずですから、我々の方が3月27日の1年を記念しながら、その際に向けて準備を進めていきたいと思っておりますので、どうかひとつご理解を賜りたいと思います。

それから、2番目の新庁舎の面積の関係ですけれども、皆様方におあげしたあの資料を見ていただければわかりますけれども、この人数というのは職員数全体、保育園とか

そういうものを含めた人数じゃなくて、本庁職員に教育委員会を含んでというふうな断りをちゃんとしてありますので、そういう人数であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

もう少し言えば、この人数がですね、完成時点の人数でいくのか、あるいはまた10年後の人数でいくのかによって面積は若干違ってきますけれども、やはり現在いる人数がある程度ベースになっていくんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

それから、職員の給与とか人事管理の関係で、その公表が漏れているんじゃないかという、我々としては意識的にそれを漏らしたのではなくて、ホームページに先ほど申し上げたように、それを含めた形で全部公開をしておりますので、広報という形で周知する場合にどの部分をどの程度やればいいのかというものについては、この後もう少し工夫をしながら、わかりやすくやっていきたいなというふうに思っています。

それから、ちょっと12月広報が、質問とは直接関係なかったんですけども、ただ、記事の内容が不適切だというふうにご指摘を受けましたけれども、私ども今中身をちゃんと調べまして、しっかりした形で誤解のないような記事内容にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再々質問ありますか。

○11番（柴田正高君） 担当課長にチェック体制がどうなっているのかということで伺いましたので、どうか担当課長から答弁願います。

○議長（阿部栄悦君） 一般質問に関しては、町長が責任持って答弁すると、こういうことになっておりますので、どうしても課長からということであれば町長の許可のもとにこれ、発言を求めることとなりますが、本来であれば課長と町長が打ち合わせをして町長が答弁すると、こういうことになっております。求めますか。

○11番（柴田正高君） そうすれば、私が再質問した件に関しては、ただいま町長答弁なされませんでしたので、どうかご相談の上、町長の方から答弁願います。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 広報発行するに当たってのチェック体制の問題でございますけれども、広報担当から課長にも上がりますし、それから助役にも上がってきます。私の方にも上がってきますけれども、その中で今回の場合はちょっとチェック体制があまかったということだと思います。それで、今まではこれ、落札率というのはなかったんですけども、いろいろそういう監査の方からとかお話がございまして担当者の方でこれをつけ加えたようでございますけれども、この後ですね、先ほど言った入札率と落札率の関係は、たしかに落札の方が正解でございます。この後ですね、中身を十分我々もチェックをしながらやっていきたいと思っておりますので、どうかご了解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再々質問ありますか。11番。

○11番（柴田正高君） 今までは町では落札率というのは載せてなかったんですけども、能代市では大分早くから広報で落札率まで載せております。それこそ情報公開、結果、町民・住民に知らせるといふのであれば、そこまでやるのが筋ではないかという気がして、監査の方でも代表監査がそのように話したんだろうと思っております。それに従って今回載せてくれたんだろうと思っておりますが、その結果が間違った書き方で非常に残念だったなという気がしております。それこそ大勢の目に触れる広報紙であります。先ほども申したように、一番望まれるのは記事の正確性であります。ですから今後、このようなことのないように、それこそまず誤字脱字、そのくらい程度はまず大目に見るといふのもあれですけども、記事そのものの本質、それが誤ったものであっては当然ならぬんだろうと思っております。先ほどの職員給与の状況等につきましても、どうせなら、載せるんなら、もっと突っ込んだ、せめて旧自治省で公表するようにと、こう出した8項目についてきちんと載せていただきたいと思います、こう思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁はよろしいですか。

○11番（柴田正高君） 結構です。

○議長（阿部栄悦君） これをもちまして11番議員の質問を終わります。

続いて、13番木藤 實君の質問を許します。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） おはようございます。

私からは3点について町長にお伺いしたいと思います。

まず1点目は、庁舎火災による管理者としての責任はということであります。

峰浜庁舎を消失して2カ月余り経過し、その間、町長ほか職員が一丸となって復旧に取り組み、その大変なご苦勞により、ようやく機能を取り戻そうとしております。

しかし、まだ火災原因が発表されず、その損失も尊い人命や有形無形の多大な財産を失ったことは事実であります。この突発的な事故を教訓に次のステップに邁進しなければなりません。ここで町長は、管理者として何らかの責任の一端を表わして、新たな町政運営を担うべきと思うが、町長の心の内を伺いたいと思います。

2番目は、秋田国体とその効果をどう見ているかであります。

県の一大事業である秋田わか杉国体開催に向けて八峰町として協力できることは何かあるか。

また、この時期にハタハタ館のリニューアルオープンとあわせて、自然あふれる八峰町を県内外に宣伝できる絶好の機会と思うが、その手だては何か考えているか。

さらに、町が中心となり業者、観光協会、商工会等が一体となって最善のもてなしができるよう指導していただきたいと思いますが、この点についても何か考えておりますか。

3番目に、空き施設の活用構想は。

庁舎建設と小学校統合で町の財政は相当圧迫してまいります。反面また、この2年ぐらゐの間に空き施設も相当出てきます。いつまでも放っておくわけにはいかないでしょう。岩館、八森、岩子の小学校や峰浜庁舎の跡、八森庁舎の跡は、どう活用していこうと考えているか、構想があったら伺いたい。

また、3小学校のそれぞれの起債の残額はどれぐらいあるのでしょうか。ここで岩子小学校も入れておりますけれども、岩子はとにかく一番人数の少ない学校、また一番新しく起債も大きい学校、当然、八森小学校が合併されますと峰浜地区もそれに向かっていくことと思います。どうかその点含めてお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの13番議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 木藤 實議員のご質問にお答えいたします。

峰浜庁舎火災による管理責任についてであります。火災発生から約2カ月半が経過しましたが、町民初め関係者の皆様には多大なる不安とご不便をおかけし、しかも尊い人命や財産を失い、改めてお詫び申し上げます。

火災以来、行政機能や住民サービスの低下を食い止めるため鋭意努力してまいりましたが、ご承知のようにこの不測の火災によって峰浜庁舎の6課1局の機構は、現在、峰栄館初め4施設に分散して執行体制を確保しておりますので、決して十分とはいえない面も多くありますが、担当職員はもちろん、職員OBや臨時職員などのご支援を得て事務事業執行の回復を図っており、戸籍、税務、上下水道関係等の回復は順調に推移いたしております。

ご指摘の庁舎管理者としてこのたびの火災に当たっては、責任の重大性は深く認識するとともに鎮痛の思いであります。今後は防火管理体制や危機管理体制の強化を図り、二度とこのようなことのないよう、安全・安心のまちづくりをしていく決意であります。

あわせて、町民とともに失った尊い町の財産の回復や合併新町のまちづくりに全力を挙げることが私に課せられた責務だと思っております。どうか議員各位の特段のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、秋田国体とその効果をどう見るかのご質問にお答えいたします。

秋田県では、昭和36年に開催された第16回秋田国体がまごころ国体として共感を呼んだ精神を受け継ぎ、来年開催される第62回わか杉国体においては、一過的なイベントに終わらせず、県民の総力による大会、地域に根ざした大会、スポーツ水準の飛躍向上を図る大会、開かれた施設による大会、心のふれあいを深める大会、活力あふれるふるさとづくりを進める大会と位置づけ、地域の魅力をみずから発掘、創造しながら全国に発信するとともに、地域の活性化と連帯感を醸成する新たな契機ととらえております。

本大会は平成19年9月29日から10月9日までの11日間、県内19市町村で39の競技種目が開催されますが、能代市・山本郡では、能代市でバスケットボール・成年女子と少年男子、高等学校の軟式野球が、また、三種町でバスケットボール・成年男子と少年女子の競技が行われ、当町からも体育協会などの関係者が多数大会運営などに携わると伺っております。当町では正式競技及び公開競技の開催はないものの、デモンストラションスポーツとして9月2日に水沢山ブナの森公園を会場にトレッキングを行うことにしており、大会期間中は秋田白神体験活動センターなどの宿泊施設が利用されることになっておりますので、当町ならではの恵まれた自然と味覚などを大いにPRできるものと考えております。

この国体を初め10月13日からは全国障害者スポーツ大会も開催され、全国から大勢の選手団や観客を迎え入れることになり、能代・山本地域の特色と創意工夫を凝らしたス

スポーツ大会にするため、これから広域圏のあらゆる機関・団体の参画と地域住民総参加をうながし、その役割分担の中で当町もさまざまな要請や要望が寄せられるものと思っております。その要請や要望にこたえるためにも、木藤議員のご提言のように国体開催に向けて行政、業者、商工会及び観光関係団体が一体となった受け入れ体制を確立し、八峰町を訪れる多くの人々に農山漁村の文化、海・山・川の恵まれた自然、こだわりの農林水産物など当町の魅力に触れられる機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、空き施設の活用構想についてであります。八森地区の小学校統合につきましては、観海小学校大規模改造をし活用することでおおむねご理解をいただき、事業を進めようとしております。

また、新庁舎につきましては、先日の議会全員協議会において、旧町村境の目名瀉地区を建設候補地とし、ボーリング調査を行うことをご理解をいただいたところであります。

どちらの事業も多額の事業費が想定されることから、実施に当たっては長期的視点に立ち、町財政が今後とも維持できるよう、事業規模や建設費について十分に検討していかなければならないと考えております。

庁舎空き地や空き校舎の活用についてであります。具体的な構想はまだ計画しておりませんが、町営住宅の建設や宅地分譲、ほかの公共施設への転用などさまざま考えられると思いますので、今後それぞれの建設計画と並行して空き施設や跡地の利活用についても早期に検討してまいりたいと考えております。

なお、岩子小学校については、岩子小学校の今後のあり方についてのアンケート調査を地区住民を対象に実施し、意向の把握に着手したところでありますので、引き続き教育委員会においてその方向性について十分検討していただきたいと考えております。

八森小学校、岩館小学校、岩子小学校のそれぞれの平成18年度末の起債残高であります。八森小学校については校舎及び屋内運動場分は全額償還済みであります。プール分で544万2,000円の残額があります。岩館小学校についても校舎及び屋内運動場分は全額償還済みであります。プール分で436万2,000円の残額があります。また、岩子小学校については、校舎及び屋内運動場分で4,574万円、プール分で2,395万4,000円、合計6,969万4,000円の残額となっております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、再質問ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） ただいま町長からご丁寧な返事をいただきましたが、庁舎火災について何か責任の一端を表わしてもらいたいと思いますけれども、どうもその辺が不足したような感じも受けております。残念なことに宿直員の死亡により状況が把握できず、出火原因が特定できないとするが、報道によると消防署への通報もなく、初期消火の形跡もないとされております。また、防災無線の機能もなく、各消防分団への出動要請もしなかったというお話でありました。起こったことの後の状況報告ではなく、起きた時点での対応マニュアル、こういうことがちゃんと機能してあったのか、そういうことを考えれば管理者としての責任は免れないものと思うのであります。また、私は、9月定例会の一般質問でも峰浜庁舎の内部において組織構図もなく管理の目が届かない峰浜庁舎で緊張感を持って職務に当たるよう職員に指導していただきたいという質問をしました。この時点で町長、助役、極力頻繁に顔を出して、まず意思の疎通を図ると、こういう返事でもありました。峰浜庁舎に6人の課長がいてあったわけですが、みな**同等の課長**でありますので、自分の課の範囲内は十分見ていますけれども、ほかの課、あるいはましてや宿直員などはもう総務課の管轄になりますので、ほかの課長方は一切口出せないと、そういう構図であったかと思えます。今まで、まず峰浜庁舎の時代から役場に宿直員か、あるいは業者に警備委託かという論議もたびたびなされておりましたが、これは当局の説明によると電話対応、あるいはいろんな面からやはり宿直員を置かなければならないんだと、そういう答弁でありました。有事の際の対応マニュアル等にも疑問を感じております。町長の再答弁をお願いします。

国体に関することではありますが、八峰町には競技会場や関係者の宿泊等、ハード面の要請はないようではありますが、ソフト面でいろいろ協力できる場所がありますので、先ほど町長の答弁のごとくいろんな細心の方面で協力していただきたいと思えます。

また、県内に訪れる来県者は周辺の観光施設、あるいは自然遺産の白神山地に興味と期待を抱き訪れることと思えますので、各方面で心の通ったもてなしを指導されるようお願いいたします。例えばスギッチの大きめのマスコットを道の駅はちもりとみねはま、あるいはハタハタ館の前あたりに展示して、「国体を成功させよう」あるいは「ようこそ八峰町へ」こういう盛り上げも必要かと思えます。

空き施設の関係ではありますが、この2年近くの間を生じる空き施設は、どれも大型施設であり、また、両方の庁舎跡は住宅密集地でもあります。各校舎は使用はなくても返済が続きます。先ほどの残高を見ますと、それほどまず大きくないようではありますが、

岩子小学校に関してはまだ相当残っているようであります。いずれ各地域の人方ともいろいろ相談しながら、十分考慮して対処していただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの13番議員の再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

1点目の庁舎火災の関係ですけれども、当時の宿直者がどういう状況で死亡したのかというふうな状況については、特定できるものは今の段階ではない状況でございます。もちろん今現在、警察の方で火災原因の特定について一切発表しておりませんし、調査中というより抜けていないのが現状でございます。

9月議会での峰浜庁舎の職員管理についてはご指摘を受けたとおりでございますので、我々も、私なり、助役も時間の許す限りで足を運びながらいろいろ意思疎通をしてきたところでございますけれども、ただ、それが直接的にですね今の火災の関係を防ぐところと結びつくのかどうかとなりますと、必ずしもそうではないんじゃないかなと思っています。いずれ職員の方も、やはり一生懸命頑張って、分庁舎の中で仕事をしているというのは私らも認めているところでございますし、そういう面での不備があったというふうなことではないだろうというふうに思います。ただ現実、あの庁舎が焼けて防災無線が使えなかった、あるいは消防署の通報云々の話ですけれども、そういうふうな中身についてはあったかもしれませんけれども、ただ現実問題、我々が日常注意をして全館注意をしながら防げる範囲内であったのかどうかというのがこの責任の問題にもつながってくるんじゃないかなと思っています。木藤さんが求めている責任の一端というのは、具体的に何を指しているのかというふうなこともあるわけでございますけれども、私としては今現在ではやっぱり火災が起きたという現実を踏まえながら、できるだけ二度とこのようなことのないように頑張っていくということと、やはり新たな角度で町の立て直しを図りながら職員ともども町民のサービスにこたえていくと、そういうところに全力を挙げるのが責任だろうというふうに考えておりますので、ぜひその点でご理解をいただきたいと思います。

それから国体の関係で、いろいろソフト面の強化を図れというご提言でございます。先ほど申し上げたスギッチの大判のものを利用しながら云々の話もありますけれども、そういったご意見についてはこの後ですね、我々も検討しながら、秋田県民挙げての大会でございますので、正式種目はないとはいいながらも八峰町としてもできることを最大限頑張ってまいりたいというふうに考えております。

それから、空き家、施設の関係は先ほどの繰り返しになりますけれども、この後ですね、空いた敷地については例えば分譲するとか、あるいは町営住宅を建てるとか、あるいは空いた施設について他の公共施設に活用していくという方向については、皆様方の意見や町民の意見も聞きながら、より有効な活用策をこの後計画してまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 13番議員、再々質問ありますか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） これまでの説明で深夜の火災であった、あるいは宿直員が死亡したから防災無線が機能しなかったから、いろんな言葉が出てくるわけでありますが、中には庁舎火災は想定外であったと、そういう言葉も出てきたこともありました。それこそ火災での近隣の類焼は、駐在所の全焼、あと一部民家の損傷、また、いまだその恐怖から抜け切れず能代から通っている小学生もおります。これらに対する説明も以前の説明ではちゃんと済んでいると、そういう説明もありました。しかし、最近またいろんな補償の話も出てきたとかと、そういうこともあります。外部への被害は最小限であったかとも思われますが、もし当時のあの大雨がなかったら、また、少しでも風があったら、それこそ一面火の海になったことは事実であります。あげくのほかで水の便もあまり芳しくなかったと、そういう話も聞いております。そういう観点から、今後取り組む新庁舎では、この教訓を十分に考慮して、万全の対策を心がけていただきたいと思うのであります。もう一度新たな段階に向かう決意を伺って終わりにします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 火災直後から私申し上げてきましたけれども、峰浜庁舎というのは長い歴史をかけた伝統の庁舎でございます。そういう貴重な庁舎、そしてまた本来、防災の拠点となるべくそういう庁舎を消失してしまったことに対しては非常に申しわけなかったというふうに思っています。そしてまた近隣にもそのために迷惑をかけたことについても、これは申しわけないと思っております。私らとしては、こういういろんな状況ありました今までの状況を整理をしながら、二度とこのようなことのないようにですね頑張っていかなきゃならないと思っております。今提言を受けました新庁舎についても、先ほど申し上げた防災の拠点でもあるわけでございますので、今回の火災を教訓にしながら、その拠点たる役割を果たすようなそういう設備を整えながらこれに対処していきたいというふうに考えておりますし、今抱えている町民に対するサービスの提供であるとかそういうふうなものについて、これからも十分我々一生懸命頑張っていく決意

でございますので、どうか皆様方からのご協力もひとつよろしくお願い申し上げまして、決意にかえさせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） これをもちまして13番議員の質問を終わります。

続いて、6番丸山あつ子議員の質問を許します。丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 6番丸山あつ子。通告に従いまして一般質問をいたします。まず最初にいじめ不登校についてであります。児童・生徒は年々減少してきているのに不登校の子どもが増加しつつあるという全国的に憂慮すべき事態になっていると考えられます。不登校の原因については、いじめが最も大きな理由のひとつであり、いじめによる児童生徒の自殺報道を見るたび、痛ましい思いをしております。ほかにも家庭的に問題があるとか友達関係がうまくいかなかったりとか、教師の行き過ぎた言動等であると言われますが、当町の小・中学校にいじめはあるのでしょうか。最近のいじめと不登校についての実態とその対策としてどのように学校を指導しておられるのかお伺いいたします。

次に、児童虐待、家庭内暴力についてであります。

ことしは県内で2件も児童殺傷事件があり、子どもにとって一番の安心のできる場であるはずの家庭で、しかも母親の犯行に驚き、鎮痛な思いをしております。

当町では児童虐待、DVも含めた家庭内暴力等の報告、相談はあるのでしょうか。もしあるとすれば、その対策についてお伺いいたします。

3番目は、ニートの現状についてであります。

学生でもなく、さりとて職にも就かず何ら仕事をしようとする意欲のないニートと呼ばれる若者がふえてきていることがよく報道される近ごろですが、当町においての実数の把握とその対策についてはいかがお考えでしょうか。

次、4番目は、自殺予防対策についてであります。

秋田県の自殺率は過去11年間、全国1位となっており、能代・山本は中でもトップの状況で、特にも働き盛りの男性に多い傾向が見られております。先に行われた当町の自殺予防の輪を広げるための各講座やフォーラムは好評で、町民にも高く評価されております。みずから命を絶つ人を一人でも減らすべく、自殺予防運動の今後の計画についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。最初に千葉

教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山あつ子議員のご質問にお答えします。

初めに、当町の小・中学校にいじめがあるのか、それに伴う不登校はあるのかというご質問であります。12月1日現在、各小・中学校のいじめについてはないと報告を受けております。また、不登校については、小学校がおりませんが中学校は2名いるという報告を受けております。9月定例議会で菊地議員によりご質問がありました時点より1名生徒がふえております。

テレビ新聞等マスコミ報道では、いじめによる児童生徒の自殺等痛ましい事件が報じられておりますが、幸い八峰町におきましては、管内小・中学校と教育委員会との信頼関係のもとに文部科学省のいじめの定義に限定しないで、常に児童生徒の立場に立った細かな現状を報告していただいております。発見件数より発生件数を重要視しながら、行政を初め学校、家庭、地域が連携を密にして、四者が一体となっていじめの未然防止に向けて即時対応できるよう取り組んでいるところであります。

なお、各学校のいじめの防止や不登校に対する具体的な取り組みといたしましては、それぞれの学校によって多少の違いはありますが、校長初め全職員による児童生徒の指導、観察、情報交換、特に気になる児童生徒の動きの観察と対応策の協議、児童生徒からの情報収集や悩みに答える教育相談の実施、アンケート調査の実施、PTA個人面談の実施等、家庭との連携の強化に取り組んでおります。

教育委員会といたしましても毎月開催される校長会を通じまして、校長等の学校内外の巡回の強化を初め、教師の不適切な言動がないよう、注意するようきめ細かな指示を出しているところであります。

あと今後、町では独自に児童生徒の保護者を対象に義務教育、家庭教育、いじめに関するアンケート調査の実施を予定しております。その結果をいじめの防止対策や不登校対策はもとより、八峰町教育の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、家庭における児童虐待とDV（ドメスティックバイオレンス）も含めた家庭内暴力等の報告や相談はあるのかということでもあります。

八峰町になってから児童虐待の報告が1件、相談が1件ありました。また、DVにつきましては、報告や相談は寄せられておりません。

対策といたしましては、児童虐待の場合は、最も信頼の寄せるべき親からの虐待は幼い子どもの心に大きな傷を与えるものであり、極めて憂慮すべき問題として私自身大変

心を痛めておるところでございます。児童虐待を防止するには、社会全体で取り取まなければならない課題であり、小・中学校、いわゆる学校教育におきましては、虐待に走らない人間や命を何よりも優先させる人間らしい人間づくりを長い時間をかけて教育していくことであると考えております。現在我が町の対応は、福祉課、保健衛生課、教育委員会、当該児童のいる学校による連絡会を開催するとともに、北児童相談所と連携をとって対処しております。

なお、事案によっては地元警察の協力を得ているところであります。

DVにつきましては、事例がないところでありますが、児童虐待同様、家庭の中で弱い立場の者に対して振る舞われる暴力であって、妻に対する暴力が子どもに及ぶなど、両者には深い関連のあることが指摘されております。したがって、この2つの問題にかかわる機関相互の連携を強化していくことが極めて重要と考えており、当町では相談窓口や関係機関との連絡等を福祉課が中心になりながら対応することにしております。

当面の対策といたしましては、町も含めて子どもや家庭に関する相談の窓口となる職員がドメスティックバイオレンスと児童虐待のいずれについても十分な知識を持ち、両者が綿密な関係を持つことを理解するとともに、相談者の状況に応じて適切な専門機関へつなげることができるような、自殺予防を含めたネットワークづくりを急がねばならないと考えております。現在は秋田県女性相談所とも連携をとることになっておりますので、福祉課に連絡、相談をいただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 続きまして、ニートについてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり近年、就学、就労、求職活動をしていない若者が急増し、全国には60万人以上いるといわれ、社会問題となっております。増加している背景には、若者の自立心や忍耐力の欠如、コミュニケーション能力の不足、職業意識の未発達など個人の責任に帰す要因もありますが、同時に学校から職業生活への円滑な移行がなされないとか、学校中退者への支援不足などさまざまな社会制度上の問題も指摘されております。これからの少子化の進行を考えますと、労働力不足や生産性停滞への影響、あるいは社会保障制度の担い手不足など社会経済的影響も大でありますので、ニート対策は大切な課題であるとは認識をしております。

今日、日本経済が上向きとのことで大企業の求職数は多くなっているようであります

が、景気回復の恩恵は秋田県や八峰町まで及んでおらず、地元就職戦線は依然厳しい状況下にあります。こうした現状から、直ちにニート問題の解決の糸口を見出すことは大変難しいとは考えております。

当町におけるニートの把握であります。福祉団体等から情報を得るようにしておりますが、ニートに関する相談・問い合わせ等は現在いただいておらず、実態の把握には至っておりません。

相談等あった場合の対応であります。このたび秋田県の県民政策課青少年育成班が中心となり、若者の自立支援を目的に相談窓口を網羅したマップ作成事業を進めているところであります。また、この事業はニートの実態把握も行うことにしておりますので、これらの結果を待ちたいと思います。

なお、当町の相談窓口は福祉課を予定し、県の相談窓口マップへの掲載をお願いしたところであります。

次に、自殺予防対策についてであります。自殺対策基本法が本年10月28日に施行されました。この目的は、日本の自殺者が8年連続3万人を超え、自殺が個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景にさまざまな要因があることを踏まえ、法制化により官民が連携して総合的な対策の推進を目指すものであります。秋田県の自殺率が11年連続全国1位であることにかんがみ、八峰町では今年度、県と共催で心の健康づくり・自殺予防対策事業を実施したところ、心の相談活動養成講座には54名が受講し、5回の研修を有意義に終了いたしました。自殺予防フォーラムには約180人の町民が参加し、自殺についてともに考え、基調講演を聴講し、うつ病に対する理解を深めることができたほか、参加者へのアンケートでは多くの町民から今後も自殺対策に真剣に取り組んでいくべきとの感想が寄せられております。

今後の自殺予防対策については、平成19年1月に八峰町自殺予防ネットワーク会議を設立し、多方面の方々からこの対策についてのご討議、ご検討をいただく予定であります。八峰町の自殺者をゼロにするという目標を掲げ、当面、心の相談活動養成講座参加者への継続的な研修、地区での講座等の事業を展開し、秋田県の心の相談窓口にも積極的に情報提供してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再質問ありますか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 教育長の答弁で、各小学校にいじめはないとの報告で現時点で

私はまずほっとしました。答弁の中で管内の小・中学校と教育委員会との信頼関係のもとに云々と縷々並べてありましたが、どういうことなのかもうちよっとわかりやすく、簡単でよろしいですから説明お願いいたします。

それと、中学校で不登校2名、それから児童虐待報告1件との現状の状況報告でしたが、その対応を話せる範囲内、許される範囲内でお知らせ願いたいと思います。

あと、自殺の大きな要因は、個人的な問題や悩みのほかにうつ病もあると言われておりますし、実際、近ごろ自分の身の周りを見ても心の病気の人たちがふえてきているように思われます。地域で支え合うネットワークづくり、自殺予防のネットワークづくりは大変いいことだと思います。これからも自殺者を一人でも減らせるように、啓発に当局でも頑張っていたきたいと思っておりますし、もっと一般を対象にした心の健康教室みたいなものを開催してもらいたいと思っておりますし、そういうことについての具体的な予定は立っているものなのでしょうか。

まずその点をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

私、先ほど少し抽象的な言い方をいたしました。信頼関係のもとにという云々でございますけれども、文部省のいじめの定義というのは3件ございます。1つ目は自分より弱い者に対して一方的に、2つ目は身体的・心理的な攻撃を継続的に加える、3つ目は相手が深刻な苦痛を感じている、4つ目として、本来3つ目ですけれども、この同じような行為を1週間以上続けるのがいじめという定義になっております。これからいくと私どもの方ではまったく該当はないわけでありましてけれども、ただ、毎日の子どもたちでありますので、けんかやこづきあいがあります。私は先生との信頼関係を持ちながら、簡単にいきますと机の上から消しゴムを落とした、後ろの子どもがズックで隠したと、そういうことで泣いたり騒いだりする、そういうことまで担任の先生が報告を受けておりました、きょう持ってきておりますけれども、これだけ厚い報告が各学校から寄せられておりますし、その後の対応についても十分に把握しております。おるところでございまして、直接数字としては報告としては表われてこなくても、それだけの細かいところまで気を配っているというのがやんわりと書いた状況でございます。

それから、中学校に2名の不登校があるという報告を受けております。中身につきましては、1名についてはやはり継続的な生徒でありまして、郡内の診療施設に通ってお

ります。ただ、まったくの学校に来ないということではありませんので、診療施設の休業の日は午後から学校に来て、クラブ活動をしたり、その間のテストを受けたり、また、自分で塾へ行って英語の勉強をしたり、このたび英語検定の準2級の合格賞状をもらったと、そういう報告を受けておりますので、非常にまず時間をかけてゆっくりと改善していきたいと。そのためには、やはりかけには福祉や保健衛生や児童相談所や、そして学校と一体となって取り組んでいるというのが現状でありますし、もう1名につきましては、ようやくでありますけれども皆さんの協力のもとに、きょうその学校の校長先生がある施設に入所することになったと。入級することになったと。この施設というのは、能代市の教育委員会で経営しております、はまなす広場というのがあります。ここは入級すると通った日数は通学の日数に、学校に通学した日数に加算されると、そういうことでありまして、ようやくさまざまな方々の協力のもとにここまでこぎ着けたということで、きょう9時にかけましたが9時20分に校長先生が喜んでその報告に来たところがあります。

また、児童虐待の件につきましてでありますけれども、これもやはり大変難しい問題で、なかなか表に出せないわけでありますけれども、今申し上げましたようにさまざまな児童相談所の相談も何回もやはり相談の方々が見えられて、現在は県北の施設に入所しております。この前私も行ってまいりました。そしたら非常に元気で、のびのびと授業していると。入所してから数カ月になるわけでありますけれども、最近はお母さんも恋しいのか、たまに電話をかけたりしていると、きてくれているという所長さんのお話もありました。いい方向に向かってくれればなと思っております。

相談については、最近私のところに直接町民の方々からお話があります。学校でもない、やはり地域でおとうさん、おかあさんが引っ張ったり、おっつけたり、海の辺でどうのこうのという大変貴重なご意見をいただきます。それにも真摯に受けとめまして、学校に連絡して、その経緯等、対策等を講じております。たまたまこの前ありましたのは、おとうさんが海岸でちょっと子どもといざこざがあったという、そういうお話を町民の方々からいただきました。大変心配いたしましたして次の日その子どもさんと思われる方に、君の一番好きな人は誰かと聞いたら、「ぼく、おとうさん」そういう元気で、そんなにおとうさん好きだかと聞いたら「おっかないけど大好きだ」、そういう話を聞いております。このように本当に細心の注意を払いながら、我が町からは絶対こういうことを起こさないように、これからも関係各位のお力を借りながら頑張っていきたいと

思っております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 代わって町長の答弁を求めます。

○町長（加藤和夫君） 私の方から1点目の児童虐待の関係でございますけれども、報告が1件、相談が1件と、こういうふうにお話をしたところでございますけれども、1件については具体的に家庭内で父親から子どもに対する暴力があったということで、これは未就学の子どものでございますけれども、いずれ子どもは親から離れたいという子どもの意思を尊重しまして、児童を養護施設に入れております。現在、入っているというふうな状況でございます。

もう1件については、そういう具体的な事例もありまして、保健師やら、あるいは保健衛生課、福祉課、さらには教育委員会、そしてまた北相談所などと連携をとりながら、一応いろいろケアをしながら現在やっておりますけれども、もしこれが講じてどうしてもできないというのであれば、さっきの報告の1件と同じようにですね、そういう形のものも考えられるのかなというのが今の実態でございます。

それから、自殺につながるこのうつ病の関係ですけれども、実際精神的なそういうもので悩んでいる人がやっぱり最近多くなっています。これは自殺に関するこのふれあいサポーター養成講座の中でも盛んに論議をされてきましたけれども、そういうのが一つの兆候になっていますので、これをどう防いでいくのかというのが非常に大事な課題であります。そのためにはやっぱり地域でそういう情報が早くこの連携をとりながら相談活動にのったりですね、そういうものが非常に大事になると思います。そういう意味で来年1月にそういったいろんな関係者のですねネットワークを立ち上げようとしております。

それから、足元の役場職員そのものに対しても、やっぱりいろんな形でストレスがたまるという問題もございまして、職員全体の状況がどうあるのかということでこの間アンケート調査を実施して、ごく最近まとめ、その結果については各個人に返したところでございますけれども、やはりこの後、町自体としても職員の健康管理という面でですね、こういう問題をやっぱり取り上げながら、そして必要な部分については手当てをしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えています。

いずれなかなか表面上にわからないものもいろいろありますので、できるだけ相談にのったりですね、話し合う機会を多く持ちながら、深く進行していかないようにですね

頑張っていきたいものだというふうに考えています。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再々質問ありますか。丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） さっきの教育長の答弁の中で感じたことなんですが、ちょっとした悪ふざけでも講じれば、やっぱり大きないじめに発展していくということで、見逃さないように、発見することよりも発生することを抑えると言ったその言葉に大きな深い意味があると思っております。教育委員会と学校や地域社会との信頼関係がたしかなものであってこそ、いろいろな話しや相談や生の本当の声が聞けるものだと思います。開かれた教育委員会であってほしいなと思います。いじめや不登校、虐待児童も、ともに将来の八峰町、ひいては日本を担う子どもであるだけに見逃すことのできない深刻な問題であると考えますし、教育委員会としての責務も大変重要視されると思われまます。行政経験のある教育長におかれましては、学校教育、社会教育、家庭教育にその経験を生かし、私、前に教育長になった時点で教育理念を一般質問いたしました。その理念を持って進めていただきたいものです。この自然豊かな八峰町に住む子どもたちが、健全な心の広いスケールの大きな人間に育つよう期待して終わります。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○6番（丸山あつ子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これをもちまして6番議員の質問を終わります。

休憩いたします。

午前11時34分 休 憩

.....
午前11時35分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

続いて、3番石塚正一君の質問を許します。石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 時間がないということですので、なるべく早目に質問させていただきます。

通告に従って質問いたしますが、多分私の一番初めのその「かげん」という教育については、教育長は多分何のことだろうなということが思ったと思いますが、よく私たちの若いころはとか、来年のことは言うとも鬼が笑う、今の若い者は、そのような話をすると、お前も随分年とったなと、こう言われますが、あえて申しますと、私たちの時代は

あまりこのいじめという問題とか、それからその何て言いますか自分たちが悪いことをしても先生に怒られ、そして叱られ、叩かれ、廊下にバケツに立たされて、そのようなことをやっても親は何も言えませんでした。今はそれこそ、それを親に、昔はそういうことを親に言えばお前が悪いからそういうことなるんだと、そのような話が昔はよくありましたが、今はもう、ちょっとしたことでも父兄が騒ぎ、先生も何もできないような状況になっております。また、今はパソコンの時代で、ゲーム機、パソコンをやって、全然人間としての心のつながりが全然ございません。だからお互いの気持ちがわからない、だから結局そのいじめとか全然今本当に考えられない、その人を痛めたり、やめたり、そういうことが起きる時代になってまいりました。だからもっと先生たちも、今の若い先生はその我々の時代と違って親に叱られたこともない、先生にももちろん叩かれたことのない時代でありますから、自分もその傷みもわからないんです。本当はどのぐらい叩けば痛いのか、どのぐらいつねればどうなるかということをごきちんと教えなきゃいけないんです。そうしないからいろんな事件が起きてくるんです。これからは親も頑張らなきゃいけない、また、先生も一緒になって頑張らなきゃいけないと思いますが、そういう点、かげんという教育は大事だと思いますので、教育長の答弁をお願い申し上げます。

次に、観光の見直しでございますが、我が町は本当に箱物を建てるのは得意でございます。これを言えば町長がまたそんなことはないと言うでしょうけど。ただ、ソフト面の観光が本当になされていない、やさしい、人がその場所に本当に心からぱっと行けるようなそういう観光をしなきゃいけない。まず私は前から観光というものは、一人一人住民が観光案内人にならなきゃいけない、何をよそから来た人に聞かれても、ああ、あそここのところはどうかと聞かれれば、あそこはこうですよと、そのようなことをみんな把握しなきゃいけないと思います。我々議員もそのとおり、それから職員の人、町の人、まだまだそんなに町のことはわかっていないと思います。だからこれから、一からもう一度観光とは何かということをご学んでいかなければならないと思います。そして、よく私は暇ですのであちこちぶらぶら歩きますが、よく十二湖、深浦の方へ行きますと、毎日のようにうらやましいぐらいバスが何十台、乗用車があちこちからみんな県外から来てます。それを見るとうらやましいな、我が町はもっともっとソフト面で気楽に行ける、案内人をつけなくてもそこに行って楽しめるようなことを考えなきゃいけない、そのためにもあちこちに自転車など置いて自分たちでその自転車を利用して散策してもら

うとか、そういうようなことをしていかなきゃだめだと思います。町長は観光の見直しについてどのように考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、ハタハタ館の仕入れについてお伺いいたします。

従業員の方は一生懸命になって頑張っております。これからは宿泊施設、レストラン、温泉と、またいろんな部門で大変でございます。少しでも利益を得るためには、自分の高いお金を出して魚を買ったり何を買ったりしないで、魚は漁業組合の入札権を取り、酒は自分のところで仕入れて、自分の利益をしなきゃいけない、そういうことをしていかなければこれからは大変なことになると思います。それについて町長はいかがお考えでしょうか。

次に、財政についてお伺いいたします。

ついきのうの議会で大山議員さんがこの財政についてすべてお伺いしておりましたが、その答弁がきちんとなされておりました。それを聞いてきょうは同じことを聞くのかなと私もと思いましたが、まず通告になっておりますので聞きますけれども、今後、学校、庁舎建設、ハタハタ館の改修、体験交流センターの維持管理費、いろんなものにお金がどんどんどんどんかかってまいります。そのほかにも借金がある中において、今後、八峰町として永遠に続くためには、この財政は大丈夫なのか、また、返済時が一緒に重なった場合には大変なことになるんじゃないかということをご心配しております。いかが町長はお考えでしょうか。

次に、職員の融和についてお伺いいたします。

八峰町が誕生し、8カ月という経過がしてございまして、初めはお互いに風習・風土が違います。だから職員の方も大変だったでしょう。まして議員などは、いろんなそのやり方が違っておりました。旧峰浜村、また八森町との議会の中でもやり方がどんどん違っておりました。だから職員の皆さんまでも事務処理が大変だったと思います。その中でいろんなやっぱり意見の交換、いろんなことがあったと思います。お互いにこれから八峰町を長くするために職員同士は仲良くしていかなければいけません。だから、多分お互いにその一つの道を通すときには、本当に意思疎通などはあまりなかったんじゃないかなと、こう思います。今後、やっぱりお互いに協力し合って仲良くしてもらいたいと思います。その点町長はどのように考えているのか、お答えをお願いします。

最後になりますが、医師確保と安心してかかれる病院づくりについてお伺いします。

医師は都会の方にはたくさんいます。だから一極集中になって、この地方にはいろん

な条件が合わないのでは来ないのかわかりませんが、救急体制でも病院に行きますと、運良く外科の先生、自分の病気に当たった先生がいれば安心してかかれますけれども、今の救急体制はなかなかそういうことがございません。昼間の場合ですと、大学病院とかいろんな先生が来て何とか診療をしておりますが、夜になると本当に先生たちが足りなくて困っております。麻酔の先生がいないから手術ができないからということで、救急でみんな別の病院に搬送されています。今やっぱり能代山本広域圏というものがございまして、どうかその広域圏でみんなでもっともったいい条件を出しながら医師がこの地方に来るようなことを確立しなきゃいけないと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 石塚正一議員のご質問にお答えします。

私の心中を察していただきまして、まことにありがとうございました。

かげんという教育を学校で教えているかというご質問でございます。結論から申し上げますと、かげんについては学級活動を初め、道徳や総合学習、クラブ活動を通じて心の傷みや身体の傷みを教えているというのが現状であり、かげんを専門的に教える教科はありません。現実的に傷みを体験させる授業の実施は大変難しく、命の大切さを間接的に先生のいろいろな体験談やさまざまな読み物を資料として教えたり、子どものけんかの場面等に遭遇したときに、その都度個々に指導しているのが実態であります。かげんがわからないからいじめなど考えられない事件が起きるのではないかとのご意見であります。いじめの多い一因であることは否定いたしません。必ずしもかげんがわからないイコールいじめが起きるのではないと考えております。本来このような心の教育は、議員がおっしゃるように学校よりも家庭教育の中で実践されてきたものであり、最近、家庭教育力の低下が指摘されております。今後、学校教育と社会教育の、いわゆる学社連携の一体的な取り組みが求められているものと考えております。今後、町が独自に実施を予定しております義務教育、家庭教育、いじめに関するアンケート調査結果をもとに、かげんに関する教育も含め心身ともに健全な子どもの育成に向け、八峰町の教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、加藤町長の答弁を求めます。町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方からは、観光の見直しについて申し上げます。

当町においては、人口減少や少子高齢化が進み、地域に活力をもたらすためには観光振興による交流人口をふやすことも不可欠となっております。しかし、単に観光客をふやすということにとどまらず、今日においては、いかに滞在型観光を進めるかが大切であると言われており、観光客の滞在日数がふえればふえるほど観光消費も増加し、地域全体が潤うことになると思います。

現在、県の秋田白神体験活動センターの建設やハタハタ館の改修工事が進められており、宿泊施設等の整備から滞在型観光に移行したいと考えておりますが、観光客の多様化するニーズにこたえるためには、石塚議員がおっしゃるとおりソフト面の充実も確実に推進していかなければならないものと思っております。

まず、観光パンフレットにつきましては、本年9月に作成し、昨日もご指摘を受けましたが、順次補完して最新のものにしたいと考えておりますし、観光マップ、ポスターも年度内には作成いたします。

また、体験活動メニューにつきましては、町内外の社会教育関係団体やNPOの協力を得て、海・山・川などでの多彩な活動を構築中であり、インターネットによる情報発信も拡充を進めております。

また、空港や新幹線などからの交通や地域内での交通などの二次、三次アクセスにつきましては、民間交通会社との協議を進めているほか、JR秋田支社とはブナの学校を初め、リゾートしらかみを活用した旅行企画商品の開発を行っており、ハタハタ館などの改修後においてはエージェントの招聘による誘客活動を展開したいと考えております。

接客においては、かつては手厚いサービスが好まれたのでありますが、今は癒しや社会投資を求めてそっとしてほしいに変わってきていると言われるなど、時代とともにサービスに対するニーズは常に変化を続けております。このためお客の要望に対応した秋田弁でのもてなしに心がけたり、地域の良さをアピールするなどの接客サービスの研修や郷土料理を一つ一つ検証し、地域の食材のPRに努めるなど、受け入れ態勢の充実強化を図ってまいります。

施設面においては、ハタハタ館周辺を核としたネットワーク化を推進してまいります。観光や交流施設においては、きれいであることや快適であることに重点を置き、まず地元で愛され利用されるよう心がけるとともに、特に高齢化社会に対応したバリアフ

リー化は急務であり、年次計画で補修してまいらなきゃならないものと考えております。

観光産業は裾野が広く、農林漁業との連携も課題となってまいります。行政としては住民が自立し、主体的に活動できることが大切であるとの考えから、住民の創造性にあふれるアイデア、創意工夫を励まし、住民の主体的な活動を側面から、あるいは下から支えるというサポート役にスタンスを置き、行政と民間が息の長い取り組みを重ねてまいらなければならないものと思っております。

平成19年には秋田わか杉国体が、翌平成20年には全国植樹祭が北秋田市で開催されますので、当町にも全国から多くの人を訪れることが見込まれ、これからの数年間は当町の観光振興の絶好の機会ととらえており、議員各位の皆様からのご支援、ご協力をお願いする次第であります。

次に、ハタハタ館の仕入れの見直しについてのご質問にお答えします。

まず、魚の入札権を取得してはどうかのご質問であります。ハタハタ館の魚の仕入れに関しましては、極力、県北部漁業協同組合から仕入れるようにしており、宴会等の予約状況から必要な魚種数量を漁業協同組合に連絡するなど相互に連携を図っております。

漁業協同組合からは、その魚種の落札額とほぼ同額の価格で優先的にハタハタ館に納入していただいておりますので、当面は、あえて入札の権利を取得しなくても良いのではないかと考えております。

また、酒類の仕入れに関しましては、株主総会でのご意見や旅行者からの要望等もありましたので、これまで地元小売店から均等に購入しておりますが、経費コスト見直しの中で酒類の購入方法も課題と考え、小売り販売の営業許可申請をしておりましたが、今月8日に営業許可を取得しましたので、1月15日からの休業期間中に卸業者からの直接仕入れの体制を検討したいと考えております。

灯油など光熱水費の高騰が続いておりますが、今後ともサービスの低下を招くことなく経営コストの縮減に努めてまいりますので、気づいた点がございましたら、この後もご指導くださるようお願い申し上げます。

次に、財政についてのご質問でございますが、本町の財政状況は、平成17年度の決算状況を見ますと実質収支は3億8,846万6,000円の黒字、実質単年度収支は1億7,566万円の黒字となっておりますが、財政指標を見ますと経常収支比率は93.2%、公債費比率は16.4%、起債制限比率は12.6%、実質公債費比率は17.6%と財政の硬直化傾向が続い

ております。また、平成18年度においてハタハタ館改修事業など大型事業に着手したほか、峰浜庁舎火災に伴う復旧経費が新たに発生するなど財政状況は厳しさを増しております。

このような中、平成19年度の本町の財政状況は、地方財政計画において新型交付税の導入などにより地方交付税の削減が計画されるなど、歳入面の増加要素はほとんど見当たらず、一方、歳出面では統合小学校建設、防災行政無線整備など大型事業が予定されているほか、少子高齢化社会への対応、新庁舎建設に向けた検討など行政需要はますます増大していくことが必至であることから、さらに厳しい状況が予想されます。

しかし、これらの大型事業については、本町の発展や住民サービスの向上のためには重要な施設であり、成し遂げなければならない事業であります。

このことから、平成19年度予算編成については、合併による効率性など合併効果を徹底的に追求するとともに、集中改革プランの着実な推進のもと、事務事業の全般的な見直しを実施し、限られた財源を最大限活用し、効率的な財政運営を図ることを基本とし、予算要求に当たっては原則マイナス5%シーリング、合併効果により削減可能な経費についてはマイナス10%シーリングを目標とすることとし、職員に指示したところであります。

財政運営に当たっては、長期的視点に立ち、現在作成中の今後10年間の財政計画なども参考にしながら、長期的に行政サービスが維持できるように努めてまいり所存であります。

次に、職員の融和についてお答えいたします。

町村合併して間もなく9カ月になろうとしておりますが、その間、新町一体感の醸成を図るには、まず職員が率先して融和に努めることを念頭に置き、それぞれの地域特性を尊重しながら町民サービス向上に職員ともども鋭意努力してきたところであります。

このたびの町村合併は、最も身近で以前より交流の機会や親交のあったお隣同士の小規模合併であります。長年にわたりそれぞれの風土で培った歴史や文化、風習などは簡単に解消できるものとは思っておりませんが、職員同士の気心は各種会議やスポーツ大会等を通じ、かねてより知り合っているものと認識いたしております。各課の職員構成においても、旧両町村職員が入り交じって執務に当たっており、十分に融和が図られる機会は与えられているものと思っております。火災により職場が分散し、職員が一同に介する機会等少なくなっておりますが、職員のやる気が融和を図る大きな要素にもなる

うかと思いますので、今後も人事異動等を通して、さらに融和が図られるよう気配りしてまいりたいと存じます。

次に、医師確保と安心してかかれる病院づくりについてお答えいたします。

広域圏では組合病院に医師の確保と救急体制に万全な安心してかかれる病院づくりを事業化したらどうかなどのことではありますが、医師会員や市町村長も委員に任命されております山本地域保健医療福祉協議会では、知事の諮問に応じ、地域における保健・医療・福祉・衛生及び生活環境に係る施策の総合的な推進に関する調査・審議を行っております。

具体的には、山本地域医療保健福祉計画では、いつでもどこでも受けられる医療体制づくりを基本として、プライマリーケア、一次医療の推進、二次医療の確保、医療機関相互の機能分担・連携、救急医療体制の確保などの事業を計画しております。その中では勤務医と開業医の連携を初め、療養型病床群の整備や救急告示、病院群輪番制病院として山本組合総合病院、能代山本医師会病院、秋田社会保険病院の3病院を、災害拠点病院として山本組合病院を、地域医療支援病院として能代山本医師会病院を指定しながら広域圏の二次医療機関が確保されております。

あわせて、広域消防本部と医療機関との連携を密にしながら救急医療体制についても整えているところでございます。

また、地域の中核病院の山本組合総合病院では、JAや能代市山本郡の各市町村長などで運営委員会を組織し、病院経営の実態や地域から寄せられる声について話し合われているところであります。

石塚議員のご意見であります医師の確保や医療に対する地域の要望や救急体制等については、今後開催されます山本地域保健医療福祉協議会や山本組合総合病院運営委員会に反映させてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一議員の再質問ありますか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） いつもながら立派な答弁でございますが、先ほど、かげんということでしたけれども、教育長は子どもの教育はもちろんのことながら親の教育もということでしたので、やっぱり家族でご飯食べているときなどは先生の悪口は言わないとか、そうして昔の場合は先生というものは偉いもんだと、そういうように私たちが習ってきましたが、今は学校の先生よりも立派な大学出ているので、みんな先生のこ

とを何だかんだと言いますが、やっぱり親ももう一度教育に対して見直しが必要じゃないかと、こう思います。

あとは、幾ら言ってもやる時とやらないときがありますので、まずやる方向だということを考えながら私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これをもちまして3番議員の質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より会議を再開いたしたいと思っておりますので、出席をお願いいたします。

午前12時01分 休 憩

午後13時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

一般質問を行います。14番見上政子さんの質問を許します。はい、見上政子さん。

○14番（見上政子君） 14番見上政子です。

通告に従い、5点について当局の考え方を伺います。

まず初めに、庁舎建設は住民側の利便性を最優先についてです。

5カ所の予定候補地が示されました。広域農業沿いに3カ所、101号線沿いに2カ所で、いずれも民家から離れている、車なしでは考えられない場所になっています。車を利用して高齢者が高齢化社会が進んでいる現在、交通量が激しい場所での出入りは危険ではないかと思われる箇所ばかりです。同じ敷地に商工会と社会福祉協議会も建設を予定しているようです。1カ所にまとめることは町民にどのような影響を及ぼすと思われるでしょうか。

まず、社会福祉協議会は福祉事業の観点からすると、住民が利用しやすいように住宅地にあるのが理想ではないでしょうか。困った人が駆け込み的に利用しているものの中に生活資金の借入れ制度があります。借りた後の返済や介護、障害者相談などいろいろあります。シルバー人材や軽作業の利用、こういう制度もあります。こういう制度を利用するにしても1カ所にまとまって田んぼの中、今の予定されている中にこの社会福祉協議会が設立されるということで町民は非常に不便を感じるのではないのでしょうか。

町長は庁舎は1カ所でとよく言われます。しかし、町民が一番利用する町民課が行っている住民票などの手続きは、地域に残すべきではないのでしょうか。郵便局でワンス

トップで行えるとの説明もありました。しかし、郵便局が民営化に向かっているときに、このような書類の手続きは、パート、臨時の方々が行う可能性が十分にあります。プライバシー保護の役割を果たせるのか心配があります。

そこで提案です。旧両町村の峰栄館とファガスに町民課を配置して便宜を図ることを考えないでしょうか。

統合小学校が観海小学校跡に決定したので、教育委員会は今のまま公民館の中に配置するのはいかがでしょうか。

また、保健センターは、今のまま町の真ん中に保健衛生課があることで町民は安心しています。旧庁舎周辺について、できるだけ町民が利用できるものを残すことを望んでいるのではないのでしょうか。

次に、交通手段についてお伺いたします。

人里離れたところに庁舎ができることで町民が一番心配しているのは交通手段です。定期的にバスが走るという確約がないと、現在示されている場所はどうてい考えられません。町内巡回バスのようなものが必要ではないかと再三質問してきましたが、いよいよ具体的なものを町民に示していく必要があると思います。

もう1つの問題は、峰浜地域や八森地域も庁舎があったことで人の流れ、地域の町並みがこれがなくなったことで激変してしまいます。庁舎敷地内に町の重要な建物がまとまることで、当然銀行も動くことでしょう。小さな町が1カ所に集中することで人の動きがなくなり、活性化がなくなるのではないのでしょうか。八峰町は今後、庁舎建設、学校統合、保育園の統合と大きな施設が移転することで人の流れが町並みを変える、こういう課題が待ち受けています。中には何のための合併だったのかと今さらながらぐちをこぼす人も、こういう声も聞こえてきます。今後、こういう大きな流れに飲み込まれず、町民の立場に立った活力あるまちづくりと町民の利便性を最優先に考えた庁舎づくりを望みますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目は、統合小学校の駐車場に1億円もかける必要があるのかについてお尋ねをいたします。

二転三転した小学校の統合は、観海小学校を大規模改修して統合する方向で動いています。当初、校舎南斜面とビューシーラインのルート側に用地買収の検討もなされたのですが、町村合併間際の八森議会解散寸前に、地盤が悪く学校建設は無理との説明で、今建っている観海小学校の地盤が一番安定しているとのことがわかり、これを納得

しました。よって、土地の買収はすべてご破算になったものだと思っておりました。ところが再びこの敷地が駐車場として買収したいとの説明に驚き、何か約束でもあったのかとの質問に、力強く決してそのようなことはないと言い切りました。教育民生委員会でも説明がありましたが、この斜面を駐車場にするのに1億円の計画が出されました。町長が再三話している身の丈に合った建設計画に矛盾があるのではないのでしょうか。ここ1年の間に億単位の建設が次々と発生して、町民は不安を覚えていると思います。学校の駐車場は現在のままではたしかに狭いのですが、創意工夫で少ない経費で空き地を生み出すことができるのではないのでしょうか。周りを見渡せばグラウンド脇の樹木、給食センター跡、北側入口付近の小高いところ、プール手前の整備、山に入るところの橋を渡ると町の敷地になっているのでしょうか、砂と砂利が積まれています。整備するとバス1台はターンできると思います。学校改修とあわせて安全・安心の通学路をつくるためにも、歩道橋やトンネル付近は広く明るく整備をする、これが今一番大事なことだと思います。合併特例債は優遇措置が切れた後の返済が恐く、合併した町村では簡単に使われていません。もちろん八峰町も同じことです。ただ通学路の整備もこの特例債が対象ではないかと委員会で話し合ったことがあります。使えばいいという話はしていないと思います。土地を買収して1億円をかけて駐車場を新たにつくる必要はないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3番目は2番目の質問内容と関連しますが、小学校はそれぞれ統合小学校で完成するまで単独で授業が行われるのかどうなのか今検討中ですがけれども、一刻も早く改善する必要があるのが男女一緒の職員トイレではないのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

今のトイレは男女どちらかが先に入ると出るに出れなくなってしまいます。その逆もあります。学校で行事が行われると来客から父兄の方々が大変な思いをしているのではないのでしょうか。私も観海小学校で父兄の方がトイレを求めて走り回ったり、子どものトイレの前で行列をなしている光景を見ました。統合するのだからと待つのではなく、改善が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

4番目は、学童保育所、放課後児童クラブについてお尋ねをいたします。

何度か質問を繰り返してきましたが、ようやくアンケートを取って学校とも検討するという答弁をいただきました。しかし、待っても一向に取り掛かる様子もなく、関係課に聞いてみると忙しくてアンケートを取る暇がなかったと言われます。たしかにいろい

る混乱状態もあったと思います。夏休みを目の前にして利用できませんでした。また冬休みになってしまいました。八森地域は児童の数もふえてきています。大きな団地を抱え、子育て中の若い親御さんたちが安心して働ける条件をつくってあげる、これが町の仕事ではないでしょうか。特に日が短くなってきている冬休みは、ストーブをつけて仕事の帰りを待つ児童がいるのだという光景を考えたら、速やかに行うべきと思うのですが、いかがでしょうか。

八森地区の学童保育所は、何か支障があってこのようにできないのでしょうか。はっきりした答弁をお願いいたします。

最後は、町民と一体になった観光の振興についてお尋ねをいたします。

八峰町は山・川・海の魅力を豊富に持っております。これを観光にした振興を進めることは大事な町の仕事であります。しかし、観光客のマナーが周知徹底されていないことで周辺の方々に生活の支障があるのでは困ります。例えば、ハタハタの漁獲期に防災無線で町内に連日放送が流されました。その効果が表われるよう期待をして聞いていました。しかし、町内よりも他町村から来る人たちにどうするかが問題ではないでしょうか。ハタハタ時期にかかわらず、サザエ、アワビ、カキの時期も同じです。一般紙に違法となるもの、獲って良い方法、これをはっきり示して広告を出すとか、海岸沿いに看板を立て、禁漁になっているもの、そしてその期間、こういうものをはっきり示してやる必要があるのではないのでしょうか。一貫した観光客と地元の漁師の漁業権を守る、こういう宣伝が大変弱いと思います。観光客を呼ぶ前に地元の生活圏が守られているのか、こういう点検も必要だと思います。「観光だっけなんにもいらね、迷惑だ」という、こういう声が聞こえてきます。

また、ハタハタ館の源泉があるところから湧き吹きこぼれるのでしょうか。海岸下には藻が生えなくなり、また、ハタハタ館の汚れたものが流れてくるその海岸の下には汚い泡がいつぱいたっています。魚が獲れなくなった、藻が生えなくなったとか、撒き餌で海岸が赤潮状態になっている、観光客の置いて行ったごみで清掃が、掃除が大変だ、観光が一部分だけ潤えばいいというのではなく、町民と一体になった振興を積極的に押し進める町民から苦情の来ない観光振興を進めるべきではないのでしょうか。この点について当局の考えをお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えいたします。

最初に、新庁舎の建設は住民の利便性最優先にとのことですが、臨時議会や全員協議会、行政協力員会議等で説明いたしておりますように、新庁舎は住民の利便性を十分考慮した上で身の丈に合ったコンパクトな建物とした上で、建設場所に当たっては旧町村境が最も中心的場所であり、このたび地質調査に要する経費を補正計上させていただいたところでもあります。地質調査や土地買収協議等々さまざまな課題も多く、結果次第では新たに候補地を求めなければならない事態も生じますが、この場所が今現在では最終決定ということではありませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

また、先日の説明で商工会、社協のことにも触れましたけれども、これは移転を前提とした話ではなくて、そういった防災上の問題とか、やがてそういうことも想定されるのではないかという観点から申し上げたところでございます。

いずれ建設計画が具体化しますと、これに伴う町民の利便性やサービスを考え、交通手段確保や周辺環境整備などあわせて検討してまいりたいと考えております。庁舎が移転することで既存庁舎付近の地域における活力低下も一つの不安材料ではありますが、既存庁舎や跡地の利活用についても十分考慮し、できるだけ地域の活力低下を招かないように検討してまいりたいと思います。いずれにせよ新庁舎は八峰町の行政拠点であり、新町まちづくり計画や総合振興計画を基本にしたまちづくりに頑張ってもらいたいと思います。

2番、3番、教育長の方からお答えします。

次に、学童保育の早期実現についてでございますが、ご指摘のとおりアンケートを取り直す予定としておりましたが、担当課の行事や事業、あるいはまた峰浜庁舎の火災等により遅れてしまったことをお詫び申し上げます。

放課後児童クラブは学校内に設置することが可能であるが、教育委員会の協力を得て八森地区各小学校の調査をいたしました。その結果、岩館小学校はミーティングルームを一部改造すれば放課後児童クラブに開放できるとの感触を得たところではありますが、八森小学校の場合は空き教室もなく図書室の利用を考えましたが、2階にあるなど放課後児童クラブとしての条件をクリアできない状況にあります。観海小学校につきましては大規模改修が予定されていることから、現状維持でまいりたいと存じます。観海小学校の大規模改修時には、放課後児童クラブのスペースも確保する方向であり、学校内に設置することも可能になります。

このような状況変化もありますが、早急にアンケート調査を行うよう担当課に指示したところであり、その調査結果がまとまり次第、要綱に定められております児童数を確保することができた場合は、施設の現状を勘案しながら前向きに検討してまいりたいと存じます。

次に、町民と一体となった観光の振興についてのご質問にお答えします。

奇岩怪石の岩礁地帯は磯釣りの絶好のポイントとなっており、県内外から多数、釣りの愛好家が当町を訪れておりますが、議員ご指摘のように撒き餌による釣りも目立つようになってきております。今、海洋に面する市町村では、魚類の生活の場や産卵場を失うばかりでなく、光合成を行う海藻を失うなど、海の生態系に大きな影響を及ぼす磯焼けが問題となっております。磯焼けが発生すると長期にわたって藻場の回復が困難であり、当町においてもハタハタの産卵用の人工藻場づくりなど行っているところであります。磯焼けの引き金となる海藻の消失原因としては、海流の変化、ウニやアワビなどの食害、大量の河川水の流入、海岸の環境汚染による海藻の光合成障害などさまざまな要因が指摘されておりますが、これまでのところこの発生メカニズムは解明されていないとのことであります。このため撒き餌により磯焼けになったとは言い切れないところではありますが、海域の環境を汚染することは確かであり、釣り人のモラルとして注意を払うよう啓発してまいりたいと考えております。

あわせて、町民の皆様方からは、海洋環境の汚染拡大につながる家庭排水を浄化するためにも下水道への加入促進を図ってまいりたいと考えております。

観光客のごみ問題に関しましては、空き缶などをばい捨てするなど一部心許ない者の行為で道路沿いや海岸及び林野などのごみの散乱状況は目に余るものがあり、抜本的な解決策は難しいわけではあります。この問題は観光客のマナーに負うところが大きいわけで、特に投棄の著しい箇所には啓発や警告等の看板設置を検討してまいります。

海岸のごみは観光客にかかわらず、ひと時化くれば流域系のごみや海外のごみまで漂着するのが現実であります。漁港付近の海岸で観光客の落としていくごみで汚れているとのことですので、どのようなごみで住民生活に支障が及んでいるのか調査をし、県漁協北部総括支所とも協議しながら対応を検討してまいります。

観光客の誘客は交流人口を拡大し、地域産業の活性化を進めるため大事な施策である一方、このごみ等の問題は避けて通れないのが観光地の宿命であります。根本的には日本人のモラル向上に負うところが大きいわけですが、快適な観光地づくりを進めるため

には、今後とも人海戦術によるクリーンアップなど地域住民の参加や八森の自然を美しくする会など各種団体のお力もお借りしながら、町民と一体となった美化活動を根気強く展開してまいりたいと考えております。

2 つについては教育長の方から答えます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 続いて、見上議員のご質問にお答えいたします。

統合小学校の駐車場に1億円かけることは必要ないと思うが、いかががお考えかについてお答えいたします。

統合小学校の駐車場についてであります。現在の観海小学校の駐車場の現状は、入学式や卒業式、また、期末PTAや公開授業などの父母の皆さんが学校に集まる場合は、プール側の海側空き地から体育館の周りまで車いっぱいになる状況であります。運動会や他校の交流試合などでは通学路の両側まで駐車して、その列が国道付近まで延びるありさまであります。これが3小学校が統合することによりまして児童が倍以上の200人規模の学校になりますので、ますます駐車スペースが足りなくことが予想されます。旧給食センター跡地を利用しても30台程度のスペースより確保できません。スクールバスの構内での安全な運行、また、生徒や地域の皆様の災害時における一時避難場所のためとしての役目も考えた場合、計画しておりますようなある程度の広いスペースの駐車場は必要なものであると考えます。

また、給食センターの上の方でありますけれども、あまりにも高さがありますので、交通便上無理ではないかなと考えておりますし、議員のおっしゃいます北側の資材を置いているところがございますが、過去に林道や八代沢線の開設工事のときに地盤が非常に不安定だったという話を聞いておりますので、必要であれば調査もまた必要でないかなと思っています。

いずれ本日の議会終了後に現場を見ていただくことにしておりますので、その辺も考えて見ていただければ、そしてまたご提言いただければありがたいと思います。

また、歩道橋の国道下のトンネル付近の改修につきましては、必要部分について改修していくことにしておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

次に、八森地区の3小学校の職員トイレについてであります。八森小学校の職員トイレは平成9年度に便器、内装等を改装し、男女に分かれております。また、岩館小学校も男女別トイレになっております。ただ、観海小学校の職員トイレは、ご指摘のよう

に共有になっておりましたが、先生方の工夫によりまして、男性は体育館側のトイレを使うようにしているところです。

なお、外からのお客様にわかりやすいように誘導方法や標示につきまして工夫していただくよう学校側にお願いしたところであります。改修につきましては、統合小学校の校舎として大規模改修を行いますので、そのときに改修するように考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問ありますか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 庁舎建設のことですけれども、最終決定ではない、調査した結果がまた変わるかもしれないということですが、たしか最初の説明のときに敷地を用意する場合に商工会、それから社会福祉協議会、これも含めた土地を用意しているというふうなことをたしか話されていたと思います。用意したからには今まで2つあるものを1つにする、こういう方向は速やかに進んでいくのではないかと、そういうときにやはり社会福祉協議会のこの事業内容、これをよく検討していただいて、そういうところには本当に駆け込み的なところが利用するんだということを念頭に入れておいてもらいたいと思います。

それと交通の便についてのお答えがなかったんですけれども、今の提案されている5カ所は、どう考えても車がないと行けません。それも非常に車の出入り、高齢者には危険な箇所が多いと思います。それに対して、車のない方々に対してどのような交通体系を考えているのか、この点について、これが一番やっぱり町民の人たちがあそこまで行くのにどうするのか、定期的にバスが出るのかどうなのか、これが一番心配しているところだと思います。この点についてはっきりした答弁をお願いいたします。

それと学校、小学校の駐車場ですけれども、駐車場をつくるというのがもう前提にあるようなんですけれども、これに対してもやはり新たに1億円のお金がかかるわけですね。これに対する財政的に少しでも節約する、金のかけないものをつくるということが今ちょっと答弁の中には出てこなかったような気がします。行事があれば駐車場がいっぱいになる、それはどこでも同じだと思います。全体が集まればどこの学校、どこの施設でもいっぱいになる、だから駐車場をつくらなくてはいけない、こういうのではちょっと困ると思います。それを創意工夫をして、いかにしてお金をかけない駐車場をつくるのか、国道まで車が延びると言われましたけれども、学校の向かいの今、会社の名前何ていうんでしょうか、東洋クリスタルの使っているあそこの用地とか、その隣りの山口

さんの土地とか、そういうところをやっぱり借りることもできますし、誘導して行事があるときはこちらの方に来てくださいというふうなこういうことも1年に何回かの行事の中で考えられることではないかと思います。このようなことも考えないのかどうなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから学童保育所ですけれども、放課後児童クラブ、これも本当にもう何回も言って、もうようやくアンケートを取るところまでいったんですが、一番利用するのは本当に夏休み、冬休みなんですよ。ここでやっぱり子どもたちが留守をしなくてはいけない、火を焚いて待っていないといけない、こういうことを本当に考えたことがあるんでしょうか。子どもが、低学年の子どもが留守をしなくてはいけない、こういうふうな今団地ができたからには、やはりこれは当然のこととして町で対策を考える、若い人たちを町内に呼び込む、こういう観点からすれば、もう本当にこれはもうどうしてできないのか、本当に何か深いわけでもあるのかという探りたくなってきました。やっぱり一番利用するこの冬、夏休みができなかったらせめて冬休みだけと思ったんですが、これもとうとうできませんでした。本当に春休みにはできるんでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

それと、撒き餌のことで当局としてもかなりこれは被害を及ぼしているという認識はあるようですけれども、それをじゃあ果たしてそのどういう対策を考えるのか、看板を立てるとかパンフレットの中にこういう行為をしてはいけないのだということを盛り込むとか、それこそ観光シーズンになったら広告を出すとか、そういうふうなやはり漁業者を守るんだという町の態度、こういうのははっきりと示していくべきではないでしょうか。これから停泊型観光ということも町長も言われましたけれども、今、宿泊施設ができるわけですね。長期の研修とか滞在とか、ハタハタ館の中にも安い宿泊施設ができますと、どうしてもやっぱり海に山にて向かうと思います。そういう場合に、もっとはっきりしたやっぱり漁業権を守る、漁師たちを守る、そして近隣の生活に迷惑をかけない、こういう対策がはっきり打ち出していく必要があると思います。

以上についてももう一度答弁をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の庁舎の関係でありますけれども、この間、全員協議会でお示した資料の面積の中では庁舎の敷地面積、さらには駐車場面積、さらには防災上必要な面積、あるいは将来的に社協とか商工会の移転というのもまた、そういうものに

ついてもある可能性もあると、そういう意味である程度余分のスペースを取っておいた方がいいんじゃないかという提案をしております。したがって、今現在ですね、商工会とか社協と具体的にその場所に移転するとかどうかという話は一切しておりませんので、仮に今、庁舎面積をはじき出す場合の1つの要素としてですね想定をしたということでございますので、その点をご理解をしていただきたいと思います。

それから、あの場所になりますと、たしかに車のない方は簡単に行けない、これはそのとおりでございます。したがって、以前、庁舎の問題に限らず全町の足の関係についての問題も提起されましたので、そういうものと今後の庁舎の関係、そういうものを整理をしながらどういう形のものが町民を足を確保するために必要なのかということはどういうふうな形で、この後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから撒き餌の関係でございますけれども、これは非常にデリケートな問題もございます。というのは、漁業者の権利もございまして、一方では誘業者の権利というものもございまして、現時点、この撒き餌をしてはだめだというそういう法律的な根拠はまったくございません。したがって、海を汚さない立場で協力を願うということで啓蒙をしていくのが、よりないんじゃないかなと思っております。

一方でこのこういう釣り場をですね、やっぱり1つのレクリエーションとして利活用している人の権利もまた主張されておりますので、ここら辺の噛み合せが非常に難しいところでございます。この問題にやっぱりそれなりに漁場をめぐってのトラブルとか、そういうものもですね全国でいろいろな形で起きていることも事実でございます。そういうふうなことで、簡単にですねだめですよと取り締まるわけにはなかなかまいらないわけで、やっぱりマナーとして海を汚さないという立場での啓蒙をしていくことになるだろうと思っております。

それから、先ほどハタハタ釣りの話も出ました。我々としては、やっぱり最大限努力をしているつもりでございます。防災無線は確かに町内向けでございますし、なかなか町外の方は聞いている機会は少ないと思っておりますので、それは町外の人にはあまり役立っていないかもしれませんが、駐車禁止の措置であるとか、あるいはまた看板を立てながらそういうふうなものを防止をしていくというふうなことなどやっております。

さらにまた、これを漁法等について決めるのは県でございますので、県の決められた中ではですね、新聞報道を通じながらこういうふうなものは違法ですよという、そういう啓蒙はですねしているところでございますので、いずれこれは八森に限らずですね全

県的に、県南中央とも同じような問題で悩んでおりますので、機会があればそういう方々ともまたいろいろお話し合いをしながら有効な手だてを考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

駐車場用地も含めまして学校の改修も4億幾らという数字はたたき台として仮にということで出させていただいた金額でございます。財政逼迫の折、なるべく安い金額で、しかも最大の効果をあげれるように私どもは鋭意これから努力してまいる所存でございます。駐車場につきましても、これからのいい案を探しながら、もっといいのがあれば、そしてしかも経済的にいいところがあれば、それに変更していくことについてはやぶさかでないと思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 教育長、学童保育についてもできたらお答えいただ……加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ごめんなさい。

先ほど申し上げたように、まずやる場所の関係については調査をしました。それから、意向はこれ、見上さんに怒られますけれども、アンケートをまだ実施していないということであったので、すぐやるようにこれは担当課の方に指示しておりますので、今、実施していると、実施中というふうなことで、その結果を待ちながらですね、我々としてもできるだけ早く結論を出していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再々質問。はい、14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 学童保育所のことについて、本当に困ったものでした。アンケートを取ると言って、もうとうとう冬になってしまいました。せめて約束として春休みまでにはこの結果を出すということを約束してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答えを求めますか。

○14番（見上政子君） よろしいです。

○議長（阿部栄悦君） これをもちまして14番議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

なお、次回の本会議は明日午前10時から行いますので、ご参集願います。
この後、バスにて現地の方を見たいと思いますので、ご協力お願いいたします。
本日は、ご苦労さまでした。

午後13時40分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一

平成18年12月22日（金曜日）

議事日程第3号

平成18年12月22日（金曜日）午後10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第143号 人権擁護委員候補の推薦について
- 第3 議案第144号 人権擁護委員候補の推薦について
- 第4 議案第145号 人権擁護委員候補の推薦について
- 第5 発議第17号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の制定について
- 第6 発議第18号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の制定について
- 第7 陳情第7号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書
- 第8 請願第2号 行き詰まったWTOに代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願
- 第9 陳情第11号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書
- 第10 発議第19号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書の提出について
- 第11 陳情第12号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書
- 第12 発議第20号 「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書の提出について
- 第13 陳情第13号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書
- 第14 発議第21号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出について
- 第15 陳情第14号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書

- 第16 発議第 22号 秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について
- 第17 陳情第 15号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 第18 発議第 23号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 第19 陳情第 16号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書
- 第20 陳情第 17号 法務局の増員に関する陳情書
- 第21 発議第 24号 「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出について
- 第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第23 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	助役	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	皆川鉄也
収入役室長	金谷茂	企画財政課長	須藤徳雄
管財課長	木村学	税務課長	佐々木充
産業振興課長	武田武	八森町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	福祉課長	佐藤弘
保健衛生課長	金平嘉孝	農業振興課長	米森昭一

建設課長	辻 正 英	上下水道課長	高 宮 建 一
農業委員会事務局長	松 森 尚 文	教育次長	伊 藤 進
学校教育課長	伊 勢 均	生涯学習課長	齊 藤 英市郎
学校給食センター所長	加賀谷 敏 一	峰浜公民館長	福 司 和 明
子ども園園長	小 林 康 範		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 齊 藤 なつ子

午前10時00分開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さんの3名を指名します。

日程第2、議案第143号、人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

議案第143号、人権擁護委員候補の推薦についてをご提案を申し上げます。

八峰町人権擁護委員として、八峰町八森字中浜25番地の5、堀内ヒロシを推薦したいので、本議会の同意を求めるものでございます。

現委員の堀内さんは、平成19年3月31日で任期満了になるものですが、引き続きお願いするものでございます。

堀内ヒロシ氏は、元八森町職員として教育委員会次長、福祉保健課長、企画振興課長などを経て、平成9年定年退職した後、平成11年に八森町社会教育委員に就任しました。人権擁護委員としては、平成12年から現在まで2期6年間にわたりその任に当たってまいりました。能代人権擁護委員協議会北部地区会の会長としての役割も果たしております。

人格や識見においてもふさわしい方であると思われまますので、引き続き人権擁護委員として推薦するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これから議案第143号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、採決の方法は簡易表決で行うことに決定しました。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、議案第143号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3、議案第144号、人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第144号、人権擁護委員候補の推薦についてをご提案申し上げます。

八峰町人権擁護委員として、八峰町八森字岩館向台90番地の1、干場次子氏の推薦に対して本議会の同意を求めるものでございます。

干場次子委員は、平成19年3月31日で任期満了となるものですが、引き続き委員として推薦するためでございます。

干場次子氏は、昭和55年から子育てボランティア組織である岩館地区愛プランのメンバーとして活動し、平成13年からは八森町社会福祉協議会の理事に就任し、現在に至っております。人権擁護委員としては、平成3年から現在まで5期15年にわたり意欲的に活動してまいりました。

人権擁護委員としてふさわしい方であると思われまますので、引き続き推薦するものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これから議案第144号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、採決の方法は簡易表決で行うことに決定しました。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、議案第144号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4、議案第145号、人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第145号、人権擁護委員候補の推薦についてを提案いたします。

八峰町人権擁護委員として、八峰町峰浜埜字埜13番地、嶋田弘子氏を人権擁護委員として推薦するために本議会の同意を求めるものでございます。

提案理由ですけれども、現委員の川尻フミさんが平成19年3月31日で任期満了となるもので、その後任として推薦する必要があるためでございます。

嶋田弘子氏は、平成18年8月から八峰町行政改革懇談会委員として委嘱されているほか、平成12年から現在に至るまで厚生保護女性の会のメンバーとして活躍されております。この会は、保護士と異なり法務大臣の委嘱は受けておりませんが、女性としての立場から厚生支援活動を行う法務大臣の管轄下にあるボランティア団体であります。JAあきた山本みょうが部会の部会長としてもご活躍されております。

人権擁護委員としてふさわしい方であると思われまますので、新たに推薦するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これから議案第145号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、採決の方法は簡易表決で行うことに決定しました。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、議案第145号は原案のとおり同意するこ

とに決定しました。

はい、5番。

○5番（佐藤克實君） 休憩をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

.....
午前10時21分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を続けます。

日程第5、発議第17号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。岡田事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第17号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤 實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山 あつ子
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	福 司 憲 友
〃	〃	須 藤 正 人

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の制定について

地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定に基づき、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案の理由でございますが、本条例の制定により、八峰町議員のより一層の政治倫理の確立を図り、健全で民主的な町政の実現に寄与するためのものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 本文については協議会を開いて何度も協議した結果まとめたものでありますので、省略をいたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第17号については、既に説明の件でありますので質疑及び討論の一切を省略し、これを採決したいと思っておりますが、ご異議

ありませんか。8番。

- 8番（菊地 薫君） 質疑は質疑として分かるわけですが、協議会の席でのやっぱり賛否は当然あったわけでありますから討論は必要と思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（阿部栄悦君） いかがでしょうか。討論は必要だというご意見がありますので、質疑及び討論を一切省略してと申し上げましたが、撤回しまして、討論を行いたいと思います。討論ある方どうぞ。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 旧両町村において倫理条例なるものが条文化されてまいりました。私はこの新町においても条例は私は必要はないとは一切考えておりません。ただ、この新町に、新しいまち八峰にふさわしい倫理であるべきところ考える点から、討論として行うものであります。

旧町村において、峰浜さんから峰浜の条例を踏襲するよという意見書なるものが出されました。私は、それはそれとして峰浜さんが出してきた経過でありますから分かるわけですが、やはり新町において審議すべきものだということから、両町村の旧条例を比較しながらテーブルに上げてきた、それは事実であります。しかしながら、条文に入りながらも内容は厳しい方に合わせるべきだとか、あるいは峰浜さんが送ってきたものだからそれで行うべきだという意見もまた八森の議員からも上がっております。私は非常に残念なことだなと思うしております。私は条例が今後の八峰の将来に向けて、私どもこれ以降の今後の将来を託す次の世代に非常に大きな負として残すような気がしてなりません。

条文に入っていきますと、第3条の1項・2項を見てみますと、まさに議員としての倫理をそのままこのとおりだと、これを通してあと何もいらないとまで思う考えであります。しかしながら、近隣のさまざまな条例を比較いたしましてもそうはまいりません。これであれば決議文だけでいいわけではありますが、そしてまたこの3条にまいりますと、町からの直接補助金・委託料と受けている内容もあります。これは確かに旧八森の倫理では、長という、団体の長という位置づけをなされておりました。しかしながら、今回は役員も同等に執行権があるという理由から、役員まで規定しております。私は法的にいかなるものかはしかと分かりませんが、ただ、行政といえども、また、さまざまな産業団体とのいろいろな情報、そういうものをやはり共有する観点から、いろんな意味での情報を収集する意味でも各分野、そういう団体等のさまざまな情報たるものをやはり私は身近に受けられる、そういう場でもあろうと思います。今その倫理に対して

疑念を抱くような、そういう社会環境になるかどうかということを考えますと、私はそれこそ議員の倫理であって、そこまで今の社会でできるとは私は毛頭考えておりません。そう思うものであれば、いささか残念なことであります。

また、第4条にまいりまして「二親等以内の親族」、これは峰浜さんが「親族」という表現でありました。八森は「血族」であったわけですが、血族・親族、一般にどう違うのかと申し上げてもなかなか理解できない方々が多いと思います。ただ、血族であれば当然、自分を含めて親・祖父母・子・孫を含めた血族であります。これは、いかなる今の社会環境から見てだれもが当然のごとく受けとめる内容でありましょうし、ましては同居の血族までと疑う市町もあるくらいですから、そういうものはまさに言語道断であります。そして、親族とまいりますと、まさにこれが血族を超えて配偶者を含めた、そういう分野にまで及んでいきます。これは自分の子供や孫が、本人を含めて町と何らかのそういう契約関係がある業者とは早い話一緒になれない、結婚もできないという、そういう弊害を生むと思います。まさに人権の侵害と私は言わざるを得ません。

そういうことからして、まさに厳しい倫理、必要以上の倫理に仕上がっていると私は考えます。峰浜さんがこの「親族」とした背景、私もいろいろとそれなりに考えはありましたが、知るよしはありますが、ただ、その範囲であつてもそれぞれ関係者のさまざまな進退を余儀なくされた方々の環境は、まさに血族の範囲であります。何で「親族」という、そういう形にまでしなければいけなかったのか。私は非常に残念でなりません。

ある意味で、この八峰にふさわしい、まさにもっと大きな気持ちで枠を広げた、そういうまさに倫理、個人の議員としての資格を含めた倫理というものをいま一度尊重するように、皆様方にあえてここに再考されますようお願い申し上げますとともに、この案件に関しては反対をいたします。採決をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、反対という討論でございましたが、そうすれば提出賛成者の中に名前があるのはどういう意味なのか伺います。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時33分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を開きます。

3 番石塚正一君。

○3 番（石塚正一君） 私は政治倫理は十分に審議なされ、その結果こういう具合に出てきましたので、私はこれは賛成です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。11番柴田正高君。

○1 1 番（柴田正高君） 私は議員みずからを律する条例をつくるということは、議員として本来であれば恥ずべきことだと思っておりました。

倫理条例の第2条、これを議員がしっかり自覚するならば、町全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、また自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格形成に努めなければならない、この条文を議員みずからがしっかりかみしめれば、私は全員協議会の場でもお話ししましたけれども、以下の条文はいらないのではないかという話までしました。

しかし、なぜ以下の条文が必要になってきたのかという経緯は、役職を利用してどうのということはこの中の議員間にはおらないかもしれませんが、そこまでやらなければこの後にそういう方々が出てくるのではないかという懸念もあり、後退するような倫理条例であれば何も私は決める必要はないのではないかと、こうまで考えております。ですから、最低やはり自分たちを律する条例、中身については全員協議会で意見の集約をして可否をとって条文にしたのでありますから、このとおりにやっていただきたいと、そう思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかにご意見… 2 番大山義昭君。

○2 番（大山義昭君） 私も反対の立場から討論いたします。

これまでも7月から12月まで何回かこの件について質疑もしてまいりました。それぞれ考えも異なりながら大筋できたことは、そのとおりであろうかと思えます。八森の条例、峰浜の条例もすり合わせながら今日に至った、そのとおりでございます。

ただ、時間的に長いのか短いのかはそれぞれ個人的な差もあるでしょうけれども、私はこの条文に対してどうのこうのというふうなことはございません。ただ一つ心配をしているのは、入り口は大変いいんですけれども、出口がはっきりしてない、不備であるというふうなことからの反対でございます。

第3条の2においても、疑惑をもたれた場合、自分の疑惑を解明する必要な処置を講ずることができるかとあるんですが、じゃあだれが、どの方に疑惑があり、そしてまた嫌疑がかけられているのか、その持っていく場所が全員協議会でも私がよくおっしゃると

ころの、ここら辺の言葉で言う分かりやすい、いさめるところはどこなのか。議長へ持って行って、それから議長がどのような判断のもとに疑惑のもたれた方を解明する、あるいは律する、処罰できるまでの許容範囲というのは全く審査なり調査、委員会なるものがございません。多分これが制定されて来年、あるいは再来年、そういう関係、疑惑の方が対象になった場合、その出口のきちっとしたところがないまま人をさばいたりということがうやむやなままに終わってしまうような条例であれば大変不本意な、あるいはまた町民の皆様方にも不信感を与え、今はそういう条例であると、規則も私は思っておりますので、もう少し時間をかけてどうあるべきかというその出口の部分、きちっと不備なところを決めていただきたいというふうなことからの反対でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかにご意見ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 反対の立場で討論をいたします。

私は、ずっとこの政治倫理は必要でないという立場で討論をしてきました。特に今回新しく誕生した八峰町の町議会選挙、皆さんご存じのように現職で何人もやめられた、やめられたというか、立候補を取りやめた方がおられます。さらには、新しいまちにふさわしい選挙であるべきなのに新人が一人も出てこない、うわさもない、さみしいことでもあります。裏には政治倫理でいろいろ引っかかるんだと。あれもだめだ、これもだめだという話が蔓延しておりました。そうした中で今回の選挙が行われました。ここにおられる議員さん方16人全員、町民の審判を受けて見事、議員にふさわしい人間としてここに座っているわけで、私はそれぞれ地域の有権者の皆さんの負託を受けて議会に来ているわけで、その議会の中でその人たちを裁いたり律するということは私は選挙民にとって大変失礼なことだというふうに思います。私方は住民の負託を受けた人間ですので、自信を持って自分の意見を述べ、地域でさまざまな活動をし、そして町民にこたえるべきだ、そういう立場から本案には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 私も本案には反対の立場で反対討論をしたいと思っております。

先ほど来、菊地議員、大山議員、そしてまた松岡議員も反対の討論をしたわけでございますけれども、本当にこれまでの条例案を審議していく過程で少数意見はほとんど受け入れられない、そういうふうな審議状況だったと私は思います。その結果がそういうふうな条文が出来上がった結果になってるわけです。私も前から言っているわけですが、これはですね、やっぱり憲法にも大変抵触する倫理条例となっております、

身分、門地による差別がだいたいあります。憲法22条の1項、職業の自由にも触れるおそれがあります。憲法94条、法律の範囲内の条例制定、地方自治法14条の1項、これ非常に問題があります。法をつくるためには、やはり法の持つ平等の原理、秩序の安定が必要なわけですが、非常に大きな問題がある条例となっていると。

以上のような基本的な審議をですね、やはり尽くさないでおりますので、私はもう一度この倫理条例を再度ですね、する方向がふさわしいのではないかと考えております。やはり間違いのない最も八峰町に適合した、町民の福祉、利益の向上を目指してしっかりした条例、あとで裁判問題を起こしたりとか、ほかに恥じない、外に恥じるような条例の制定では困るわけでありまして。したがって、議員の排除を目的とした条項が含まれる、この恣意的で悪質的な条例の制定には反対するものです。以上、見識の高いご判断をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかにご意見ございませんか。

休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

.....
午前10時47分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論なしと認めます。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。はい、5番さん。

○5番（佐藤克實君） デリケーな面がありますので、投票でお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま投票の意見がありましたか…15番さん。

○15番（須藤正人君） 起立表決でお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 表決による意見も出されました。簡易表決ですね。起立表決。先ほどは投票。

○15番（須藤正人君） 起立表決について賛否をとってください。

○議長（阿部栄悦君） いや、動議だと思っておりますので、議長が簡易表決にしたいと思いま

すがということに対して緊急動議で投票ということですから、もう1名以上の賛同を得たいと思います。ございますか。投票によるということに賛成の方。

それでは、採決の方法は投票によって行います。この投票は無記名投票で行います。議会の出入口を閉めます。

(議場出入口閉鎖)

○議長(阿部栄悦君) ただいまの出席議員数は、議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

.....
午前10時52分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に戻って本会議を開きます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付を行います。

(投票用紙配付)

○議長(阿部栄悦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(阿部栄悦君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人の方は投票箱の前においでください。

開票をお願いいたします。

(開 票)

○議長（阿部栄悦君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成9票、反対6票。反対のうち、白票0票。

以上のおおりに、発議第17号は原案のおおりに可決することに決定しました。

日程第6、発議第18号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。岡田事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第17号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の制定について

地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定に基づき、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則を別紙のおおりに制定するものとする。

提案の理由でございます。八森町議会議員の政治倫理確立に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 本文は省略します。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第18号については、既に説明の件でありますので質疑及び討論を省略し、これを採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 質疑を省略ということですが、質疑をやっていただきたいと思っております。私ちょっと後半出席できませんでしたので、ちょっとお聞きしたい大事

なことがありますので、そのことについて質疑をしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいま質疑を行ってほしいという要望がございました。先ほど議長が省略すると言いましたが、要望がありますので質疑を行います。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 第5条のところで金額130万円とするとありますけれども、確か1件につき130万円とするということだったのか、1件だと何件もということ規定ができなくなるとか、これを規定するとちょっと自治法に違反するとかいろいろなことがあったと思うんですけれども、文章的にあらわせないものだとするならば、130万円ということをごどのように解釈したらいいのか。ちょっと大事なことだと思いますので、その点について説明できる方があったら説明していただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 岡田事務局長より説明を行います。

○議会事務局長（岡田辰雄君） そうすれば、私の方からご説明申し上げます。

当初ですね、1件につき130万円というようにいろいろご討議をいただきました。そして物品等に関しましても総額でと、全額で130万円というようにございましたが、これにつきましては条例で定められる金額が幾らだということの規定でございまして、ここについては130万円ということにしたわけでございます。ただ、それが1件にするのか、あるいは総額でというようににつきましては、これからまた皆さんとご協議することになろうかと思っております。いずれにしましても、条文に沿った130万円ということでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

.....
午前11時04分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前にさかのぼって本会議を開きます。

先ほど事務局長がお答えいたしました但補足して申し上げますと、これは1件ということになりますと何回も重なっていくということになり、額が膨大に膨れ上がりますので、年間総額130万円という趣旨であります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。2番大山義昭君。

○2番(大山義昭君) 先ほどの発議第17号の条例にも条文中に不備があるということから反対をいたしましたので、この発議にたいしても反対いたします。

○議長(阿部栄悦君) 反対のご意見がありますので、採決をいたします。採決の方法については投票により行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、投票により採決を行います。

これより発議第18号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください

(議場出入口閉鎖)

○議長(阿部栄悦君) ただいまの出席議員数は、議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付を願います。

(投票用紙配付)

○議長(阿部栄悦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(阿部栄悦君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人の3名の方は投票箱の前にご集合ください。

開票願います。

(開 票)

○議長（阿部栄悦君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票数15票、無効投票数0票。有効投票のうち、賛成9票、反対6票。反対のうち、白票0票。

以上のとおり、発議第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

ただいまより5分休憩いたします。5分後にご集合ください。

午前11時11分 休 憩

.....
午前11時19分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を行います。

日程第7、陳情第7号、中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書を議題とします。

教育民生常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。14番見上政子さん。

○教育民生常任委員長（見上政子君） 陳情第7号の案件を審査いたしました。その経過と結果について報告をいたします。

平成18年9月22日の議会定例会において教育民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりました、陳情第7号、中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書の審査の経緯と結果について、ご報告いたします。

去る11月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

本陳情は、中国における法輪功学習者の臓器摘出疑惑の解明、並びに医学の常識に反する臓器移植の実態調査を国及び関係機関等に要請するとともに、国内において中国臓器移植を仲介する機関の実態等の解明を関連諸機関に要請するものであります。

委員の一部からは、陳情書の内容だけでは実体把握が不十分であり、継続して調査すべきではないかとの意見もありました。中国の国内の問題に対して一地方議会が意見を述べる立場ではないとの意見が多くを占め、採決の結果、本陳情は反対多数で不採択とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの見上教育民生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、見上さんは着席ください。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。ただいまの委員長報告は不採択であります。陳情第7号、中国における法輪功学習者の臓器提出の実態調査を求める陳情書については、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

.....
午前11時27分 再 開

- 議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って本会議を開きます。

日程第8、請願第2号、行き詰まったWTOに代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願を議題とします。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号、行き詰まったWTOに代わる、食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。次の定例会まで審査を終了するよう希望いたします。

日程第9、陳情第11号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保

障の拡充を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第11号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。採決は起立で行います。陳情第11号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める陳情書についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員。したがって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

日程第10、発議第19号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第19号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求める意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第11号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守

るために社会保障の拡充を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第19号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第19号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、陳情第12号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第12号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

続いて、陳情第12号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第12号について採決します。採決は起立で行います。陳情第12号を採択することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、陳情第12号は採択することに決定いたしました。

日程第12、発議第20号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

岡田事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第12号、「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民増税の中止を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第20号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第20号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第13、陳情第13号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第13号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立で行います。陳情第13号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、陳情第13号は採択することに決定いたしました。

日程第14、発議第21号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出についてを議題とします。

岡田事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第21号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第13号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 本文内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第21号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第21号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第15、陳情第14号、秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第14号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第14号について採決します。陳情第14号は、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号は採択することに決定いたしました。

日程第16、発議第22号、秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

岡田事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第22号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實

賛成者 八峰町議会議員 丸 山 あつ子

〃 〃 菊 地 薫

〃 〃 福 司 憲 友

秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について
標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由 陳情第14号、秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める陳情書
を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるため
でございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 本文内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第22号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第22号は原案のとおり可
決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、陳情第15号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求
める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第15号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省
略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立で行います。陳情第15号について採択すること
に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第15号は採択することに決定いたし
ました。

日程第18、発議第23号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

岡田事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第23号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由 陳情第15号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 本文内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第23号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第23号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、陳情第16号、米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第16号、米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求める陳情書については産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第20、陳情第17号、法務局の増員に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。1番。

○1番(松岡清悦君) この今回の陳情、過去にも何度も同じような陳情がでておりました。今回付託を省略して即決ということなのですが、議運での意見はどうであったのか、知る必要があるんじゃないでしょうか。

○議長(阿部栄悦君) 休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

.....
午前11時54分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に戻って会議を行います。

繰り返します。日程第20、陳情第17号、法務局の増員に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第17号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、5番佐藤克實さん。

○5番(佐藤克實君) 旧八森町時代ですね、これ上がってきた際に総務委員会で採択して、議会でも採択になってました。先ほどの議長さんのお話だと、あまり忙しくないんでないかという考えを示しましたがけれども、これは能代にある法務局だけの問題でなくて全国的な問題で増員を何度となく陳情してきているわけで、その趣旨をくみとって以前は採択しておりました。そういう意味で、本案には賛成であります。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第17号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第17号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、陳情第17号は不採択とすることに決定しました。

日程第21、発議第24号、「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出についてを議題とします。

岡田事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第16号

平成18年12月22日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出について

標記の議案を、別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由でございますが、「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出を関係行政庁に対して提出をする必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 本文内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第24号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第24号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成18年12月八峰町議会定例会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午前11時58分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 4 番 今 井 一 政

同 署名議員 5 番 佐 藤 克 實

同 署名議員 6 番 丸 山 あつ子